



目 次



I	評価の考え方・手法について	2
1.	評価の目的	2
2.	評価者とその役割	2
3.	評価の頻度と公表	2
4.	評価の方法	2
5.	評価結果の反映	4
6.	男女平等推進行動計画実施状況評価の流れ	5
II	男女平等推進委員会からの答申	6
1.	本委員会における男女平等推進行動計画評価の経緯	7
2.	平成 25 年度の評価方法	7
3.	施策評価における全体の傾向と特記事項について	8
4.	施策別評価理由と提言	11
III	施策別推進状況評価	20
課題 1	男女平等意識の醸成	21
課題 2	たがいの性の尊重と健康支援	28
課題 3	性別に起因する暴力や人権侵害の根絶	31
課題 4	就労における男女平等の推進	41
課題 5	男女共同参画を支える環境の充実	46
課題 6	政策・方針等の意思決定への男女共同参画	54
IV	数値目標の達成状況	59
V	評価方法の確認事項	63
VI	参考指標	64
VII	参考資料	69
資料No. 1	事業推進状況内訳書（所管課提出の自己点検票事業実績を転載）	70
資料No. 2	自己点検票書式	89
資料No. 3	平成 26 年度会議の開催状況	90
資料No. 4	国分寺市男女平等推進行動計画の概要	92
1	計画の目的	92
2	計画の位置づけ	92
3	計画の期間	92
4	計画の推進	92
5	計画の基本理念	93
6	計画の体系	94
資料No. 5	国分寺市男女平等推進条例	96
資料No. 6	国分寺市男女平等推進協議会設置規程	103

I 評価の考え方・手法について

1. 評価の目的

国分寺市男女平等推進行動計画（以下「行動計画」という。）は、男女平等を推進するための施策を体系化したものです。行動計画がどの程度達成されたかを客観的に評価することで、どの分野で男女平等推進施策が進んだか、あるいは進んでいないか、どういう事業が効果的か、あるいは効果的でないかが明らかになり、次に取り組むべき課題等を明らかにすることができます。

また、男女平等を推進するためには、市民の方々に男女平等について理解していただくことが重要です。評価結果を市民に公表することで、男女平等に関する市民の理解が深まることが期待できます。

2. 評価者とその役割

附属機関である国分寺市男女平等推進委員会（以下「推進委員会」という。）からの意見と、国分寺市男女平等推進専門委員会（庁内の主に事業所管課所属の職員で構成する市の内部組織。以下「専門委員会」という。）からの報告を受けて、国分寺市男女平等推進協議会（副市長を会長とし6人の部長で構成する市の内部組織。以下「推進協議会」という。）で、総合的な評価を行います。

推進委員会は評価をするにあたり、市民、事業者等の意見が十分反映され、公正で市民にわかりやすい評価となるよう配慮します。

また、推進委員会の評価は、専門的、市民的見地をもった第三者的立場からの評価ですので、推進協議会は最大限その意見の趣旨を踏まえ、総合的評価を行うよう努めます。

3. 評価の頻度と公表

計画的に進行管理を行うために、評価は毎年度実施し、その結果については、市が市民や事業者等に広く公表します。

4. 評価の方法

計画の実効性を高めるため、以下の各段階を踏んで評価を行います。

(1) 所管課による自己評価（自己点検票の作成）

各事業の所管課は、自己点検票を作成し、自らの事業について事業評価の視点から評価を行い、事務局である文化と人権課に提出します。

「事業評価の視点」は、次の①から③の3つの視点を各事業に応じて予め設定しました。

3 つ の 視 点	① 計画に沿った事業を行ったか
	② 事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか、又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか（事業の主たる実施目的が男女平等推進そのものである場合には後者、そうでない場合には前者を選択）
	③ 事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか

「男女平等推進の視点」は、国分寺市男女平等推進条例第3条の規定事項のうち、当該事業に関連のある事項を自己点検票に記載しました。

これにより、所管課は事業の実施にあたり、男女平等推進の視点として条例の基本理念を改めて認識するとともに、事業評価の視点から、自己の事業について具体的・客観的に振り返り評価することができます。

所管課の評価の基準は下表のとおりです。各事業評価の3つの視点における評価の合計点を「3（事業評価の視点の数）」で除し、各アルファベットの規定点を超えるものについては☆をつけてプラス評価として平均値を所管課評価としました。

評価	評価の基準	数値換算
A	前年度よりも実績が上がった	4点
B	前年度と同様の実績があった	3点
C	前年度より実績が下がった	2点
D	実績がなかった	1点
達成	計画所定の事業内容を達成した	4点
休止・廃止	計画所定の事業内容が休止・廃止になった	1点

(2) 推進委員会の評価

以下の手順で評価を行います。

イ) 所管課の行った自己評価の点検

所管課から提出された自己点検票の記入内容を、男女平等推進の視点及び事業評価の視点から検討します。推進委員会の各委員は、課題ごとに複数のグループに分かれて検討を進め、推進委員会で報告します。

ロ) 所管課に対するヒアリングの実施

推進委員会が、事業の内容について直接と質疑応答をする必要があると考えた所管課に対し、ヒアリングを行います。推進委員会がヒアリン

グをすることで、市職員の男女平等施策に対する考えを知ることができ、施策の推進を阻むものがある場合には、それは何であるのかを知ることでもあります。

ハ) 施策評価と提言

自己点検票の検討、ヒアリングの結果等をもとに、計画の推進状況を施策ごとに評価します。その際には評価理由を記載し、必要に応じて所管課に対する提言を行います。

評価基準は所管課の自己評価と同様ですが、数値換算した平均値による評価ではなく、総合判断で施策ごとの評価を行います。

評価をまとめて、市長に意見として答申します。

(3) 専門委員会の評価

所管課から提出された自己点検票を、事業ごとに検討します。

所管課評価と同様の基準に基づいて評価を行います。1つの事業に複数の所管課がある場合には、所管課評価を数値換算した合計を所管課数で除し、その平均値をもとめて評価します。ただし、☆評価については勘案しません。

委員に所管課の職員がいる場合には、所管課としての意見も聞きながら、評価を進めます。

必要に応じて評価理由を記載します。

(4) 推進協議会の評価

推進委員会からの意見と、専門委員会からの報告を受け、総合的な見地から市としての施策ごとの推進状況評価を行います。評価理由と今後の見通しについても併せて記載します。

5. 評価結果の反映

市は、評価結果を年次報告書としてとりまとめ、市民および事業者等に分かりやすい形で報告します。

年次報告書は次年度予算の策定前に公表しますので、所管課は次年度予算策定に評価結果を加味することができます。

6. 男女平等推進行動計画実施状況評価の流れ

○国分寺市男女平等推進条例
○国分寺市男女平等推進行動計画（平成24年度中間見直し版）（2目標、6課題、26施策、70事業）

これに基づき

	男女平等推進委員会	男女平等推進協議会	男女平等推進専門委員会	事業所管課	事務局	
役割	市長の諮問に応じ、男女平等推進施策に関する重要事項に関すること及び行動計画の進捗状況に関することについて調査審議し答申するほか、市長に建議することができる。	市の男女平等推進施策の総合調整、行動計画の策定及び進行管理を行う。	行動計画の策定及び進行管理に関して、左記協議会の指示により調査検討を行い、結果を協議会長に報告する。	行動計画所定の事業を取り行う。	行動計画を推進するため関係機関と調整をする。	
構成員	男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表者：4人 公募市民：3人 有識者：3人	会長：副市長 副会長：市民生活部長 その他委員：政策部長、総務部長、福祉保健部長、子ども福祉部長、教育次長	市職員14人 (政策部：2人、総務部1人、市民生活部2人、福祉保健部5人、教育部4人)		文化と人権課職員	
時期	4月				○今年度方針課内打合せ ○協議会開催準備 ○推進委員会へ諮問事項通知、推進委員会開催準備	
	5月	第1回会議(5/15)開催 ○委員長・副委員長選任 ○年間スケジュールと今年度評価手法の説明 ○評価作業グループ分け(責任者決め) ○次回以降の委員会日程検討 ○課題ごとにグループに分かれて審議			各課で自己点検票作成・事務局へ提出(締切5/14)。 揭示板及び個別メールにて、各課へ自己点検票記入依頼(自己点検票配布)。 点検票内容確認、各課と調整、推進委員会へ点検票送付。	
	6月	第2回会議(6/17)開催 ○施策推進状況の検討(各グループからの報告) ○ヒアリング対象課検討				
		第3回会議(6/27)開催 ○ヒアリング ○意見交換			対象課はヒアリングに参加(経済課高齢者相談室)	ヒアリング対象課との調整
	7月	第4回会議(7/10)開催 ○施策推進状況評価審議(ヒアリング対象課の関係施策が多い課題3・4及び課題5について)				
		第5回会議(7/24)開催 ○施策推進状況評価審議(課題6と課題1～2及び全体調整)				
	8月	第6回会議(8/7)開催 ○施策評価内容の最終調整 ○答申案審議		第1回会議(8/13)開催 ○事業推進状況評価検討(課題1～3)		
		答申(8/26)提出(評価報告部分)	第2回会議(8/28)開催 ○施策別推進状況評価について(推進委員会答申と専門委員会調査報告をもとに検討)	第2回会議(8/19)開催 ○事業推進状況評価検討(課題4～6)		報告書案検討
	9月					評価年次報告書起草(市長決裁・各課へ送付)
	10月以降				評価内容を勘案して年度後半の事業を執行する。また、次年度予算案に反映する。	

Ⅱ 男女平等推進委員会からの答申

(写)

平成 26 年 8 月 26 日

国分寺市長
井澤 邦夫 様

国分寺市男女平等推進委員会
委員長 長津 芳

国分寺市男女平等推進行動計画の実施状況の評価について（答申）

平成 26 年 5 月 14 日付で、国分寺市男女平等推進行動計画の平成 25 年度実施状況の評価について諮問を受けました。

本委員会で審議の結果、実施状況の評価について別添のとおり取りまとめましたので答申します。

1. 本委員会における男女平等推進行動計画評価の経緯

国分寺市男女平等推進行動計画は（以下「行動計画」という）平成 20 年 5 月にスタートしました。本委員会は、市長の諮問を受け、平成 20 年度は「行動計画の実施状況の評価にかかる指標及び方法について」を答申、平成 21 年度、22 年度、23 年度は「行動計画の達成度の評価について」答申いたしました。さらに、平成 23 年度は行動計画の中間見直し年であったことから、平成 20 年度から平成 22 年度の 3 年間の総括評価についても答申いたしました。

平成 24 年度、25 年度は、見直し後の行動計画の実施状況の評価しました。今年度も、引き続き平成 25 年度の行動計画の実施状況について評価します。

2. 平成 25 年度の評価方法

(1) 施策評価作業について

今年度も評価は①所管課（室）による自己点検票，②ヒアリング（今年度は経済課，高齢者相談室へ実施），③総合評価の 3 段階による方法で行いました。評価は施策単位で行いました。

本委員会での具体的な評価作業は、下記のように行いました。

委員長を除く 9 人の委員を 3 つのグループに分け、行動計画の 6 課題を 2 課題ずつ分担する。



各グループは、担当課題について、所管課（室）作成の自己点検票に基づき男女平等推進の視点から分析を行う。



本委員会で各グループの行った分析を報告し、検討する。



ヒアリング実施結果も交え、本委員会で施策別の評価及び評価理由・提言をまとめる。

(2) 評価の考え方について

評価の目的は、行動計画の実効性を高めることにあるため、本委員会の評価は、男女平等推進の視点からみた次の表で示す基準によって行っています。したがって、事業本来の目的からは成果があげられていても、男女

平等推進の視点からみて成果をあげられたと評価できなければ、D評価とさせていただきます。

本委員会としては、なぜこのような評価になったのか評価理由を明示するとともに、提言を盛り込むことに力点をおきました。

各所管課（室）におかれましては、本答申の内容を念頭におきながら、平成26年度下半期の事業に取り組んでいただくとともに、来年度の予算作成に反映してくださることを期待します。

評価	評価の基準
A	前年度よりも実績が上がった
B	前年度と同様の実績があった
C	前年度より実績が下がった
D	実績がなかった
達成	計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止	計画所定の事業内容が休止・廃止になった

3. 施策評価における全体の傾向と特記事項について

(※ 基本目標・課題・施策番号については施策体系図を参照)

- 改善への努力が認められる施策（A評価）が6施策あり、前年度の3施策に比較して大きな前進であると言えます。男女平等推進への歩みを継続していくことが大切であり、さらに他の部署への啓発がなされることを期待します。

【A評価とした施策】

基本目標 1	課題 1	施策 (1)
	課題 3	施策 (6)
		施策 (7)
基本目標 2	課題 5	施策 (1)
	課題 6	施策 (2)
		施策 (3)

反面、依然として実績が認められない施策（C評価）もあり、憂慮しています。国分寺市男女平等推進行動計画に則って、改善への具体策を講じることを望みます。

【C評価とした施策】

基本目標 1	課題 3	施策 (4)
基本目標 2	課題 4	施策 (1)
		施策 (4)

- A評価であった防災分野における取組み（防災安全課）は特筆するに値するものです。東日本大震災を契機に国分寺市の防災計画を改訂するに当たって女性の視点が大きい導入されました。女性委員を増やすことを目的に条例を改正して委員の選任方法を変更したことが成果を上げたからです。

このことを参考に、各審議会の審議会委員選任方法の改善を求めます。なぜなら、審議会委員選任要件を「会長」「署長」等「会の代表」と定めている限り女性の委員の増加は困難だと思われるからです。会の推薦をもって選任できるという方法に変更することで、女性の委員を選任する可能性が広がると考え、改善を求めます。

【主に関連する施策】 基本目標 2 課題 6 施策（1）

- 女性管理職の登用を、市管理職全体の 10%を目指してさらに進めていくことを期待します。男性、女性の管理職が互いにより良い方向で感化し合い、多角的な思考や判断がなされることこそ、すべての人々にとって住みよい市となります。現状に甘んじることなく、課題を解決する方策を講じて、女性の意欲を引き出し、管理職として力が発揮できる環境づくりに力を入れてください。

【主に関連する施策】 基本目標 2 課題 6 施策（1）

- 男女共同参画に関する意識や知識を児童期から構築する必要があると考えます。学校現場では男女の差をさほど感ずることなく指導がなされていると思われませんが、だからこそ、男女平等の考えを確固たるものにするために適した時期であると捉えます。

そこで、文化と人権課と学校との協力関係の構築を提案します。男女平等推進条例の子ども用のあらましを配布したり、学校の要望に合わせた「男女平等推進出前講座・講演会」（仮称）等を実践したりすることで、若年層より男女平等意識を根付かせていくことができます。実現へ向けて果敢に前進してください。

【主に関連する施策】 基本目標 1 課題 1 施策（2）

- DVや、虐待の課題も多く、是非取り組んでいただきたい案件です。虐待は連鎖する悲劇を生み、DV被害者は圧倒的に女性が多いのが現状です。

男性が加害者の立場に立つ背景には、幼少期よりの育ち方に起因することが指摘されており、DVや虐待を未然に防ぐためには、若年層より男女平等

の意識を持つ必要があることが明白です。「デートDV」が顕在化している昨今において、学齢期における指導者が、指導に向けた正しい知識を得ることが不可欠であり、防止のためのリーフレットの作成が有効であると考えます。そのための予算を是非確保し、施策実現を可能にしてください。

【主に関連する施策】基本目標 1 課題 3 施策（1）及び（2）
基本目標 2 課題 5 施策（3）

- 東京都が主管する事業に、国分寺市が協力していることもあり、幅広い活動が展開されることを期待します。

ただ、それだけに甘んじていることが危惧されます。国分寺市としての実態や、地域住民のニーズに合わせた事業を創意工夫することこそを願っています。

市民の声を吸いあげて、国分寺市としての男女平等推進における課題を把握しながら、主体的に、有効な企画を考えてください。

【主に関連する施策】基本目標 1 課題 2 施策（1）
基本目標 2 課題 4 施策（1）及び（4）

- 自己点検票の記載に際して、通常業務の報告にとどまっている所管課（室）が見受けられます。男女平等推進の観点からの自己評価を今後は期待します。

【施策体系図】

※本報告書 94・95 頁と重複するので掲載を割愛します。

4. 施策別評価理由と提言

基本目標 1 男女の人権を尊重するまち

課題 1 男女平等意識の醸成

施策（1）家庭や地域における男女平等の意識づくり（事業No. 1～3）

評価	評価の理由と提言
A	<p>【理由】講座開催に関係課との連携に目的意識があり、回数、参加数も大幅に増えている。男女平等推進を意識した図書購入・選択、広報づくりは評価できる。男性保育士数の増は成果といえる。</p> <p>国際的理解についての実績には疑問がある。しかし、現場に踏み込んだ意識づくりが出来ており、実効性が高く、継続することが重要である。一生懸命活動されている国際協会への補助は適切である。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 家庭や地域における男女平等の意識づくりを進めるには、そこにかかわる職員自身が男女平等に関する意識を持つことが大切である。この意識づくりの取組みを継続していただきたい。

施策（2）学校における男女平等教育の充実（事業No. 4～6）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】勤労観、職業観を通じた深みのある男女平等教育が行われているが、総合的には昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 男女平等の視点を意識することで、課題発見、よりよい課題解決につながるのではないかと考える。文化と人権課と連携して、課題発見・解決のための取組みを検討していただきたい。◆ 文化と人権課には、国分寺市男女平等推進条例の子ども用あらましを、小学校5年生に毎年配布することを検討していただきたい。配布の際には、校長会や学校に対して条例の存在について説明して回るなど、啓発の実効性を高めるような配布のあり方を合わせて検討されたい。◆ 研修会の成果が効果的であるかどうか読み取れない。学校指導課においては、サービス事故の防止という観点ではなく、男女平等・人権にかかわる観点での研修が望まれる。◆ 学校指導課は教員自身が男女平等の認識をしっかりと持つための施策を行っていただきたい。

施策（3）庁内における男女平等意識の徹底（事業No.7～8）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】正規職員のみならず嘱託，再任用職員を含めて，意識調査の実施は成果であり，分析・今後の施策に期待する。しかし，総合的には昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業No.7文化と人権課のイクメン男性職員紹介は，意識啓発に効果的と思われるため，継続して行っていただきたい。 ◆ 事業No.7の保育課については，保育現場の状況からすると多くの職員を研修に参加させることは難しいことが推測される。だからこそ研修成果の共有・伝達方法をどう工夫しているか，見えるような自己点検票の記述をしていただきたい。 ◆ 職員意識調査概要を知りたい。結果集約・分析に基づく職員課の施策に活かしていただきたい。

施策（4）男女平等に関する実態把握（事業No.9～10）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】前回行った意識・実態調査を有効に活用しているが，総合的には昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民意識調査を，より多くの学習会・研修会で活かすよう，担当課としての意識性・計画性が求められる。平成27年度実施予定の市民意識調査の課題を今のうちに明らかにしておくべき。 ◆ 市民意識調査を実施する際には，質問するときの回答項目を年齢層によって分類するなど，回答者が回答しやすく，実態を適切に把握できるような工夫をし，実りある調査としていただきたい。 ◆ 他市との比較できるデータは前年度の推進委員会においても理解を深めるのに役立った。受け止め実践する職員にとっても効果的と思われる。今後とも他市と比較できるデータの整理をしていただきたい。

施策（5）男女の人権に配慮した表現の推進（事業No.11～13）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】公民館5館でそれぞれがメディア・リテラシーに関する講座開催や講演会など実施したことは評価できるが，実績がない課もあり，総合的には昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ガイドラインの早期策定実行のために対象範囲を限定して試行してはどうか。 ◆ 意識調査や推進委員会での検討を生かしたガイドライン作成，広報の仕

	方、作成に当たって、日常的に市民と接する公民館自身の提言・提案が必要と思われる。
--	--

課題2 たがいの性の尊重と健康支援

施策（1）たがいの性を理解し、尊重する意識の醸成（事業No.14～15）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】学習機会の提供のために児童館宿泊行事の意義は大きい。また、学習会に教職員、保育士などの参加を呼び掛けるなど工夫の跡も見られた。しかし、昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われる。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ HIV・性感染症の対策は、確かに都所管の事業であるかもしれない。しかし、インターネットなどで情報があふれかえる中で、正しい知識を持っていないがために困っている市民・子どもがいることが考えられる。市としても、市報を通じて「〇月はHIV・性感染症予防月間です。HIV・性感染症について詳しく知りたい方はこちらに相談してください。」などとして、市民が正しい知識に触れることができるきっかけを提供することが効果的ではないかと考える。

施策（2）性差や年代に応じた健康支援（事業No.16～18）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】子育て世代の母親に的を絞った具体的な事業が実行された。健康について正しい知識を持つことは大切であり、各検診が増えていることは成果である。しかし、総合的には昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われる。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 訪問件数実績を増やしていることは成果。少子高齢社会にあって、保健師などによる訪問指導体制の更なる充実を図ることは重要な施策である。 ◆ 女性・母親だけに限定しない、性差や年代に応じた健康支援に取り組んでいただきたい。実際に実施しているのであればその点を自己点検票で示していただきたい。

課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策（1）ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み（事業No.19～21）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】啓発リーフレットを民間商業施設に設置するよう調整したことは評</p>

	<p>価できるが、総合的には、昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ デートDV防止のためには、小中学生など若年期における啓発の取組みが重要である。デートDV防止啓発リーフレットの中学校配布を検討していただきたい。 ◆ 講座受講者以外の市民への啓発活動にも工夫が欲しい。 ◆ 学校教育においては、いじめや問題行動の調査だけでなく、今後もジェンダーの視点を取り入れた暴力予防教育を行っていただきたい。
--	--

施策（2）ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援（事業No.22～29）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】 昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 民間シェルター連絡会への補助額が増額となったことは評価できる。未支給である他市への働きかけを行っていただきたい（文化と人権課）。 ◆ DV被害者支援措置等に関しての有資格者（弁護士・司法書士）からの請求への対応を具体化しておく必要がある（市民課）。 ◆ 乳幼児健診を受診しなかった子どもの追跡調査も行っていただきたい（健康推進課）。 ◆ 被害者の安全確保の連携機関として、高齢者相談室・障害者相談室も入れるべき。 ◆ 休日・夜間対応の職員にも二次被害を防ぐための研修を徹底していただきたい（契約管財課）。 ◆ 被害者の対応マニュアルの作成が必要である（文化と人権課）。

施策（3）相談業務の充実と関係機関との連携（事業No.30～34）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】 昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療機関へのDV防止リーフレット配布は有効な手段と思われるので、継続して行っていただきたい。 ◆ DVやデートDVについて、若年層が相談窓口に気づきやすいように、SNSを利用した新しい情報提供の仕方などを検討していただきたい。 ◆ DV防止連絡会が、被害者の負担軽減に繋がる具体的方策を導き出せるような方向へ進んでいくことを期待する。

施策（４）セクシュアル・ハラスメント等の防止（事業No.35～36）

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】実績がない課もあることから評価Cとした。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ セクシュアル・ハラスメントについて、市民・事業者への広報・啓発活動は毎年、定期的に行っていただきたい。 ◆ 学校のセクハラ相談は、同じ学校の教員だけではなく外部の相談員をプラスするなどして実効性のある仕組みづくりが必要と思われる。

施策（５）人権侵害を予防するための支援（事業No.37）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 青色防犯パトロールは犯罪の抑止に繋がるし、安心・安全メールは市民の防犯意識を高める意味でも効果があると思われるため、今後も続けていただきたい。 ◆ 青色防犯パトロールをする方の講習会に、ストーカー規制法の規制内容や趣旨を理解する内容を含めていただきたい。

施策（６）子どもにとっての男女平等（事業No.38）

評価	評価の理由と提言
A	<p>【理由】児童虐待についての理解を深めるため、関連講座の開催や情報誌の発行など意欲的に取り組んだと評価できたため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童虐待をする親の心理的背景を理解し、親に対する相談も踏まえての支援を期待する。 ◆ 児童虐待予防と保護支援について、今後も情報提供や関連機関との連携を積極的に行っていただきたい。

施策（７）性犯罪被害者の支援（事業No.39）

評価	評価の理由と提言
A	<p>【理由】性犯罪被害者の支援のための広報・啓発活動を積極的に行ったと評価できたため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 今後も、より広く積極的に広報・啓発活動を進めていただきたい。 ◆ 市報やSNSなどの媒体を活用することが、広報・啓発に効果的と考える。

基本目標 2 男女が平等に社会参画できるまち

課題 4 就労における男女平等の推進

施策（1）事業者への啓発と支援（事業No.40～42）

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】実績がない課もあることから評価Cとした。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 就労支援地域連絡会を活用し、マタニティ・ハラスメントなども含めた実態把握と課題整理を行っていただきたい。◆ 雇用における男女平等の必要性を理解できるような情報提供を行っていただきたい。◆ 経済課においては、契約管財課を通じ、市と契約を行った事業者に対して、雇用における男女平等実態調査を実施していただきたい。

施策（2）男女平等の視点による調達の仕事の仕組みの検討（事業No.43）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】総合評価方式競争入札の要綱を制定するなど、男女平等についての取組みも加味できる仕組みを作ったことが評価できるが、総合的には昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 調達における市の考え方を広く市民・事業者にも周知できるような広報・啓発活動を期待する。

施策（3）起業・再就職への支援（事業No.44～45）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 女性起業家を対象とした融資制度などの周知を図っていただきたい。◆ 様々な業種において女性企業家が増えていくことは、ひいては市の活性化にもつながると思われれます。女性起業家が増えにくい要因をさぐり、それに対処するための方策を検討していただきたい。

施策（4）働き方における格差の是正（事業No.46～47）

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】実績がない課もあり、またセミナーも市として独自のものではなく、働き方の格差是正を目的としたアクションとはとらえにくい。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 市民・事業者に対して、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パート

タイム労働法，労働者派遣法等の内容の周知を行っていただきたい。

課題5 男女共同参画を支える環境の充実

施策（1）「ワークライフバランス（仕事と生活との調和）」の推進（事業No.48～49）

評価	評価の理由と提言
A	<p>【理由】ワークライフバランスの必要性についての認識が高まってきたと感じられるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 評価が全体的に見て低いように思える。この種のものには担当課の意欲喚起という性格もあるので、実績もしくは内容に改善点が見られれば、積極的にAにしてよいと思われる。◆ 連携に必要な所管課を掲げるだけで具体的な連携が見られないので、将来的に相互の連携に努めるべきである。◆ イベントチラシやパンフレットの配架については、利用者目線でわかりやすい・手に取りやすいような並べ方へと工夫をしていただきたい（事業No.48 経済課）。

施策（2）子育てへの支援（事業No.50～54）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】個々の施策にはAのものもある反面、明らかに前年度を下回っているものもあるが、保育所定員が大幅に増えていることを大きく評価した。総合的には昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われる。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 記述部分を見ると数値化可能なものがあると思われるので、数値化できる部分の記述を望む（事業No.51 子育て支援課）。◆ 「親子ひろば」については、参加者等の多少の増減はあり得るが、施策の方向性としては毎年一定である。したがって、参加者等の細かな数字の増減は、事業の評価の参考程度とすべきであるといえる（事業No.52 子育て支援課）。

施策（3）介護への支援（事業No.55～57）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】総合的には昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われるが、昨年度同様、業務において男女平等的視点を反映させているという記述が乏しい。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 高齢者関係は自己点検票の記述が通常在所管業務の報告になっている。

	<p>事業に真摯に取り組んでいるのは感じられるが、高齢者にも男女別のニーズがあると思われる。その点を加味して事業を行っていただきたい。</p> <p>◆ 家事経験やケア経験の少ない男性に向けての講座の実施、対応の必要性について、問題意識をもって取り組んでいただきたい。</p>
--	--

施策（４）生活の安定と自立の促進（事業No.58～61）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <p>◆ 効果があったというが、具体的にどのような効果かが読み取れないので、例えば母子福祉資金貸付によって進学が可能になったとか、自立支援給付金によって就職が可能となった等の人数や成果を明示していただきたい（事業No.60 生活福祉課）。</p>

施策（５）高齢者の虐待防止（事業No.62）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <p>◆ 高齢者虐待は、息子から母親への暴力が圧倒的に多いことが示すように、ジェンダー的視点と関係が深い分野と思える。担当部署はこのような視点で日々の業務を見直していただきたい。</p> <p>◆ 男性は人をケアすることに慣れておらず、また弱音を吐きづらいという傾向があると思われる。予防策も含めて、男女平等の視点からの対策を練ることが効果的であると考えます。</p>

課題6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策（１）庁内における男女共同参画（事業No.63～65）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】前年度と比較して、施策の方向性に改善は見られず、昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <p>◆ No.63 について。審議会の設置目的の一つには、多様化する市民の意見を市政に十分に反映できるようにすることがあると考えられる。性別によっても視点は異なるため、審議会の委員には男女双方の参加が効果的であろう。いわゆる「あて職」については、既存の規定いかんにかかわらず、本当にその職に就いている方でなければならないのか、各所管課には規定の改正を視野に入れて改めて検討をしていただきたい。</p>

	<p>◆ No.64 について。女性職員の配置の偏り解消については、ここ数年解消の方向性がみられたが、今年度は機構改革が行われており結果として若干後退していることが懸念されます。偏りの解消について点検をして前進していただきたい。また、課ごとの性別偏在の解消なども指標となりうると思われる。</p> <p>◆ No.65 について。10%の目標値は努力で実現できるものであると考えられる。目標の実現に向けて具体的な取組みをなされたい（例えば管理職の魅力をアピールするチラシを作成するなど）。所管課に取組みに向けての具体的な姿勢を示していただくことを望む。</p>
--	--

施策（2）地域における男女共同参画（事業No.66～68）

評価	評価の理由と提言
A	<p>【理由】 予算や実施事業が充実し、非常に意欲が感じられる。</p> <p>【提言】</p> <p>◆ 活動実績は上がっており、自己評価も積極的にAにしてよいと思われる。</p> <p>◆ 本分野は今後の男女共同参画の重要な施策目標となると思われるので、今後とも一層の努力をお願いしたい。</p>

施策（3）新たに取り組みを必要とする分野への男女共同参画（事業No.69～70）

評価	評価の理由と提言
A	<p>【理由】 都市計画審議会と防災会議委員への女性参加は数値的には下がっているが、必要性についての認識は増しており、次回の改選時に改善されることが期待できるため。</p> <p>【提言】</p> <p>◆ 都市計画や防災などにおいて、委員の数だけでなく日常活動への女性参加の促進も考えるべき。</p> <p>◆ どこから女性農業者をエンパワーメントできるか再考していただきたい。女性農業者が元気な地域は、農業が活性化し、元気な地域となれると考える。</p>

Ⅲ 施策別推進状況評価

◆計画の体系

基本目標	施策別推進状況評価表の見方
課題	「男女平等意識の醸成」

施策(1) 家庭や地域における男女平等の意識づくり

【事業評価の視点】
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
 (事業No.1・2)性別にかかわらずなくだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなげ、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること
 (事業No.3)国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること

所管課で事業評価をする際の評価視点及び男女平等推進の視点です。

行動計画記載の事業内容です。

所管課から提出を受けた自己点検票記載の、事業実績の抜粋です。所管課名は下記の略称で表しています。

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.1) 男女平等に関する学習機会の提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 公民館 保育課	男女平等推進センターや公民館で、女性のエンパワメントや性別役割分担意識の解消などをテーマに講座等を開催します。男女平等への理解を広げる企画を充実し、若年層とともに進める事業に取り組めます。幅広い世代が参加できるように、幅広い世代の工夫をします。男女平等推進条例、男女平等推進行動計画の周知など多様な団体との連携による広報。公民館保育室事業の実施。男女平等の保育、幼児教育の促進。若年層とともに進める事業の実施。市民の作品発表による意識の普及	【男女】各種講座を実施する際には連携可能な部署に対し働きかけを行った結果、各課の事業と男女平等施策とを関連付けることができ、同時に担当職員への情報提供も同時に行うことができた。幼児期における男女平等教育の推進を図るための講座は、タイトルも工夫することで男女平等に関心のない方の集客を図り、参加者が定員を上回る講座もあった。 【公民】保育室事業では、子育てや家事の男女のかかりなどから性別役割について話し合うなど、改めて女性や男性の生き方を直す学習を行った。 【保育】も男児・女児分け隔てない保育を行い、また小さなうちから性差を意図しない教育環境を設けることで、男女共同参画意識を持てるようにした。園行事等で保護者に男性保育士の存在と保育をする姿を見せることで、子育ては男女隔てないものという意識と、子育てをすることの喜びを感じてもらった機会とした。	A 【男女】講座の内容が深いものとなり、意識が変わったとの回答が8割以上あり啓発がうまくいっている。 【保育】男性保育士の数・割合ともに増加しており、性差を意図しない保育をしている姿や男女ともに保育士として働いている姿を見せることが子育ては男女隔てない学習の機会やアピールにつながっている。
(No.2) 男女平等に関する情報の収集と提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 図書館 総合情報課(現:市政戦略室)	男女平等の推進に関する情報を収集し、市民へ効果的に情報提供していきます。男女平等推進センター情報誌の発行。男女平等推進センターホームページの作成。男女平等推進センター図書資料室事業の充実。図書館でのコーナー設置	【男女】本多公民館主催の子育てを考える学習会に年間を通じて職員が出席し、男女平等に関する情報提供と意見交換を行った(6回)。情報誌(年1回発行)においては市内でのインタビュー記事を増やした。図書資料室の配架を市民が取りやすいよう並び変えた。 【図書】男女平等・人権・家庭のあり方などを主題にした図書を、継続的に購入し、提供した。 市役所等が発行する男女平等・人権問題などの施策資料や啓発パンフレットなども収集し提供し、またホームページで男女平等推進センター図書資料室の所蔵情報ページを設置した。 【情報】市報発行やホームページの作成・維持管理等では、男女平等人権課と連携して、男女平等の視点に立ち、人権及び男女平等を尊重し、市民啓発活動を行った。情報誌(年1回発行)の発行も継続して行っている。	B 【男女】担当職員が直接本多公民館で情報提供と意見交換を行うという一方ではなく双方の新たな取組がなされている。
(No.3) 国際的理解を深める学習機会の提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 公民館 文化のまちづくり課(現:協働コミュニティ課)	男女平等社会実現の取組は、国際社会における取組と密接な関係があります。国際的な潮流や各国の生活様式の違いなどについて理解し、学習する場を提供します。	【男女】ハーフ契約の締結に向けての情報提供を、男女平等推進センター内の掲示板で行った。 【公民】地域に住む外国人の日本語学習支援、および市民との交流を目的とした日本語講座を全32回実施した。 【文まち】以下の事業について、国分寺市国際協会へ補助金を支出した。 ●国際理解講座「世界を知ろうシリーズ」(年4回実施)及び●日本語地域連携連絡会懇話会「各国の子育て事情」(1回)	B 【男女】国際的視点から日本の女性の現状や政府の政策と国際的な潮流との関係についてなどをもっと積極的に提供していただきたい。

職員で組織する男女平等推進専門委員会での評価と評価理由です。必要に応じて評価理由をつけています。評価は、事業別評価です。

市長から諮問を受けた有識者・市民等で組織する男女平等推進委員会の評価です。評価は施策別評価です。

男女平等推進委員会の評価理由と提言です。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価 **A**

協議会(総合)評価 **A**

【評価の基準】
 A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度よりも実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉
 【理由】講座開催に関係課との連携に目的意識があり、回数、参加数も大幅に増えている。男女平等推進を意図した図書購入・選択、広報づくりは評価できる。男性保育士の数は増加している。国際的理解についての実績には疑問がある。しかし、現場に踏み込んだ広報づくりが出来ており、実効性が高く、継続することが重要である。一生涯活動されている国際協会への補助は適切である。
 【提言】
 ◆家庭や地域における男女平等の意識づくりを進めるには、そこにかかわる職員自身が男女平等に関する意識を持つことが大切である。この意識づくりの取組を継続していただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉
 講座開催にあたっては、関係課との連携を図ることで、その内容もより深いものとなり評価できる。
 男性保育士の増加は、低年齢層から男女平等の意識を育てるだけでなく、保護者が男性保育士の存在と保育をする姿を見て、子育ては男女隔てないものという意識や子育てをすることの喜びを感じる機会となり成果と言える。引き続き園行事等で男性保育士が保護者に対し、子育てにおける男女共同参画について啓発を行っていくことが重要である。
 国際的に見た日本の女性の現状や政府の政策と国際的な潮流との関係についてなどの情報提供を積極的に行う必要がある。

男女平等推進専門委員会と男女平等推進委員会の評価を基に、市の男女平等問題を総合的に推進するために設置された男女平等推進協議会(副市長を会長とし6人の部長で組織)で行った評価です。評価は施策別評価です。

協議会の評価理由と今後の見通しです。

すべての評価の評価基準です。前年度比進捗も度評価となっています。

部	課(室)	略称	部	課(室)	略称
政策部	総合情報課(現:市政戦略室)	[情報]	福祉保健部	生活福祉課	[生福]
	政策経営課	[経営]		障害者相談室	[障害者]
総務部	総務課(現:契約管財課)	[総務]	健康推進課	[健推]	
	職員課	[職員]	高齢者相談室	[高齢者]	
	くらしの安全課(現:防災安全課)	[くらし]	介護保険課	[介護]	
市民生活部	市民課	[市民]	子ども福祉部	保育課	[保育]
	経済課	[経済]	子育て支援課	[子支援]	
	協働コミュニティ課	[協コミ]	子育て相談室	[子相談]	
	文化のまちづくり課(現:協働コミュニティ課)	[文まち]	都市計画課	[都市]	
	男女平等人権課(現:文化と人権課)	[男女]	建設部(現:都市企画課)	[都市]	
			教育部	学校指導課	[学校]
				公民館課	[公民]
				図書館課	[図書]

課題1 男女平等意識の醸成

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策(1) 家庭や地域における男女平等の意識づくり

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No.1・2)性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること</p> <p>(事業No.3)国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.1) 男女平等に関する学習機会の提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 公民館課 保育課	男女平等推進センターや公民館で、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマに講座等を開催します。男女平等への理解を広げる企画を充実し、若年層とともに進める事業に取り組みます。幅広い世代が参加できるよう、テーマや開催日時の工夫をします。◇男女平等推進条例、男女平等推進行動計画の周知◇多様な団体との連携による広報 ◇公民館保育室事業の実施◇男女平等の保育、幼児教育の促進◇若年層とともに進める事業の実施 ◇市民の作品募集による意識の普及	[男女]各種講座を実施する際には連携可能な部署に対し働きかけを行った結果、各課の事業と男女平等施策とを関連付けることができ、同時に担当職員への情報提供も行うことができた。幼児期における男女平等教育の推進を図るため講座は、タイトルも工夫することで男女平等に直接関心のない方の集客を図り、参加者が定員を上回る講座もあった。 [公民]保育室事業では、子育てや家事の男女のかかりなどから性別役割について話し合うなど、改めて女性や男性の生き方を見直す学習を行った。 [保育]男児・女児分け隔てない保育を行い、また幼児期から性差を意識しない教育環境を設けることで、男女共同参画意識を持てるようにした。園行事等で保護者に男性保育士の存在と保育をする姿を見せることで、子育ては男女隔てないものという意識と、子育てをすることの喜びを感じてもらった機会とした。	A [男女]講座の内容が深いものとなり、意識が変わったとの回答が平均して95%以上あり啓発がうまくいっている。 [保育]男性保育士の数・割合ともに増加しており、性差を意識しない保育をしている姿や男女ともに保育士として働いている姿を保護者に見せることが子育ては男女隔てない者という意識の学習の機会やアピールにつながっている。
(No.2) 男女平等に関する情報の収集と提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 図書館課 総合情報課(現:市政戦略室)	男女平等の推進に関する情報を収集し、市民へ効果的に情報提供していきます。 ◇男女平等推進センター情報誌の発行 ◇男女平等推進センターホームページの作成 ◇男女平等推進センター図書資料室事業の充実 ◇図書館でのコーナー設置	[男女]本多公民館主催の子育てを考える学習会に年間を通じて職員が出席し、男女平等に関する情報提供と意見交換を行った(6回)。情報誌(年1回発行)においては市内でのインタビュー記事を増やした。図書資料室の配架を市民が取りやすいよう並び変えた。 [図書]男女平等・人権・家庭のあり方などを主題にした図書を、継続的に購入し、提供した。市等が発行する男女平等・人権問題などの施策資料や啓発パンフレットなども収集・提供し、またホームページで男女平等推進センター図書資料室の所蔵情報ページを設置した。 [情報]市報発行やホームページの作成・維持管理等では、男女平等人権課と連携して、男女平等の視点に立ち、人権及び男女平等を尊重した広報活動を行なった。広報連絡会議により全庁的に男女平等の視点に立った記事作成を促した。	B [男女]担当職員が直接本多公民館で情報提供と意見交換を行うという一方向ではなく双方向の新たな取組がなされている。

(No.3) 国際的 理解を深める 学習機会の 提供	男女平等人 権課(現:文 化と人権 課) 公民館課 文化のまち づくり課(現: 協働コミュ ニティ課)	男女平等社会実現の取組みは、国際社会における取組みと密接な関係があります。国際的な潮流や各国の生活様式の違いなどについて理解し、学習する場を提供します。	[男女]ハーグ条約の締結に向けての情報提供を、男女平等推進センター内の掲示板で行った。 [公民]地域に住む外国人の日本語学習支援、および市民との交流を目的とした日本語講座を全32回実施した。 [文まち]以下の事業について、国分寺市国際協会へ補助金を支出した。 ○国際理解講座「世界を知ろうシリーズ」(年4回実施)及び○日本語地域連携連絡会懇談会「各国の子育て事情」(1回)	B [男女]国際的に見た日本の女性の現状や政府の政策と国際的な潮流との関係についてなどもっと積極的に提供していただきたい。
-------------------------------------	---	--	---	---

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
A

協議会(総合)評価
A

【評価の基準】
A=前年度よりも実績が上がった
B=前年度と同様の実績があった
C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D=実績がなかった
達成=計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】講座開催に関係課との連携に目的意識があり、回数、参加数も大幅に増えている。男女平等推進を意識した図書購入・選択、広報づくりは評価できる。男性保育士数の増は成果といえる。
国際的理解についての実績には疑問がある。しかし、現場に踏み込んだ意識づくりが出来ており、実効性が高く、継続することが重要である。一生懸命活動されている国際協会への補助は適切である。
【提言】
◆家庭や地域における男女平等の意識づくりを進めるには、そこにかかわる職員自身が男女平等に関する意識を持つことが大切である。この意識づくりの取組みを継続していただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

講座開催にあたっては、関係課との連携を図ることで、その内容もより深いものとなり評価できる。
男性保育士の増加は、低年齢児から男女平等の意識を育てるだけでなく、保護者が男性保育士の存在と保育をする姿を見て、子育ては男女隔てないものという意識や子育てをすることの喜びを感じる機会となり成果と言える。
引き続き園行事等で男性保育士が保護者に対し、子育てにおける男女共同参画について啓発を行っていくことが重要である。
国際的に見た日本の女性の現状や政府の政策と国際的な潮流との関係についてなどの情報提供を積極的に行う必要がある。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策（2）学校における男女平等教育の充実

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No4・5)性別にかかわらずなくだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること</p> <p>(事業No6)性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.4) 男女平等の視点をふまえた教育活動の推進	学校指導課	各教科・道徳・特別活動等教育活動全体を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重、男女平等意識を育む教育を推進します。	人権課題についての指導方法の改善・充実を図るために、授業研究やリーフレットの作成を年4回行った。市独自のいじめに関する実態調査を年3回実施し、性差にかかわらず相手を大切にすることの重要性について、啓発を行った。各中学校は毎年度全国中学生人権作文コンテストに参加している。	B
(No.5) 性別にとられない職業意識の醸成、進路指導	学校指導課	職場体験や進路指導などにおいて、性別による固定的な役割分担意識にとられず主体的に進路を選択する能力・態度を育みます。	児童・生徒の望ましい勤労観・職業観を育むために、中学校全校で1、2年生を対象に職場体験活動を3日間実施した。さらに、「生き方」指導を基本としたキャリア教育・進路指導推進委員会を2回開催した。	B
(No.6) 教職員への男女平等教育研修の実施	学校指導課	男女平等教育研修を充実し、教職員に対する男女平等意識の徹底を図ります。	各学校においては男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を児童・生徒に理解させるために、学習指導要領に基づき、男女平等教育の適正な実施に努めた。校内において、セクシュアル・ハラスメント担当を配置して、相談出来る体制を作っている。教員に対しては、セクシュアル・ハラスメントやその他の非遵行為を防止するため、服務事故防止研修を年2回実施した。毎月の校長や副校長への連絡時に、服務事故事例を使いながら事故防止のための啓発を図った。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

<p>【評価の基準】</p> <p>A＝前年度よりも実績が上がった</p> <p>B＝前年度と同様の実績があった</p> <p>C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった</p> <p>D＝実績がなかった</p> <p>達成＝計画所定の事業内容を達成した</p> <p>休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった</p>
--

＜推進委員会による施策別評価理由と提言＞

<p>【理由】勤労観、職業観を通した深みのある男女平等教育が行われているが、総合的には昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <p>◆男女平等の視点を意識することで、課題発見、よりよい課題解決につながるのではないかと考える。文化と人権課と連携して、課題発見・解決のための取組みを検討していただきたい。</p> <p>◆文化と人権課には、国分寺市男女平等推進条例の子ども用あらしを、小学校5年生に毎年配布することを検討していただきたい。配布の際には、校長会や学校に対して条例の存在について説明して回るなど、啓発の実効性を高めるような配布のあり方を合わせて検討されたい。</p> <p>◆研修会の成果が効果的であるかどうか読み取れない。学校指導課においては、服務事故の防止という観点ではなく、男女平等・人権にかかわる観点での研修が望まれる。</p> <p>◆学校指導課は教員自身が男女平等の認識をしっかりと持つための施策を行っていただきたい。</p>

＜協議会による施策別評価理由・今後の見通し＞

<p>総じて昨年度並みの実施状況と評価される。</p> <p>「国分寺市男女平等推進条例の子ども用あらし」の小学校への配布のあり方について検討をされたい。</p> <p>研修の実施に際しては、服務事故防止という観点からだけでなく、男女平等の意識という観点からの研修の実施を望む。</p>

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策(3)庁内における男女平等意識の徹底

【事業評価の視点】
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
 (事業No7・8)性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.7) 職員への男女平等研修の実施	職員課 男女平等人権課(現:文化と人権課) 保育課 子育て支援課	職員への男女平等意識の徹底を図るため、職員研修を実施します。全職員対象の研修のほか、対象や階層をしばった研修を行います。	[職員]男女平等研修として、引き続き庁内研修「ワーク・ライフ・バランス研修」を全職層を対象に実施した。「セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント防止研修」は、新任研修及び重点課題研修として実施した。東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画社会形成研修」に職員を派遣した。 [男女]新人研修において、最新の具体的なデータをもとにセクシュアル・ハラスメント防止についての講座を実施した。 [保育]ハラスメントやワーク・ライフ・バランスの庁内研修に職員を派遣し、男女平等の意識について認識を高めた。 [子支援]児童館・学童保育施設として、子どもたちの男女平等の意識形成などに配慮するよう職員会議等での事例研究や情報交換を行った。	B
(No.8) 男女平等に関する職員意識調査の実施	職員課 男女平等人権課(現:文化と人権課)	男女平等に関する職員意識調査を行い、研修等を効果的に進めるための資料とします。	[職員]男女平等に関する職員意識調査の、調査内容を男女平等人権課(文化と人権課)と協力して検討した。 [男女]3月に、職員(正規職員、嘱託職員、再任用職員)に対する男女平等に関する意識調査を実施した。	B 調査を行ったことは評価できるが、調査結果の分析結果が、研修等へ反映されることを期待する。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】
 A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】正規職員のみならず嘱託、再任用職員を含めて、意識調査の実施は成果であり、分析・今後の施策に期待する。しかし、総合的には昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われるため。
 【提言】
 ◆事業No.7文化と人権課のイクメン男性職員紹介は、意識啓発に効果的と思われるため、継続して行っていただきたい。
 ◆事業No.7の保育課については、保育現場の状況からすると多くの職員を研修に参加させることは難しいことが推測される。だからこそ研修成果の共有・伝達方法をどう工夫しているか、見えるような自己点検票の記述をしていただきたい。
 ◆職員意識調査概要を知りたい。結果集約・分析に基づく職員課の施策に活かしていただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
 意識調査の実施は成果として評価できるが、今後分析がなされ、職員研修等を中心として政策に反映されることを望む。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策(4)男女平等に関する実態把握

【事業評価の視点】
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
 (事業No9・10)性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.9)男女平等に関する市民意識・実態調査	男女平等人権課(現:文化と人権課)	無作為抽出による調査を行い、市民の意識や実態を把握します。	平成22年度に実施した市民意識調査の情報を、公民館における学習会で提供した。主催講座を実施する際に、市民意識調査のデータを参考にした。	B 市民意識調査は必ずしも毎年実施すべき性質の調査ではないが、直近の調査結果を活かして講座が実施されている。
(No.10)資料・データ等の整備	男女平等人権課(現:文化と人権課)	市の各部署が保有する様々なデータ等を男女平等推進の視点から整理し、施策に反映していきます。 ◇男女別データの整備	引き続き、男女平等推進状況評価報告書を9月に発行し、行動計画の推進状況と市が行っている男女平等推進関連事業についての情報提供を行った。図書資料室の蔵書点検をし、資料・データ等が市民に対して分かりやすくなるように配架した。平成22年度に実施した国分寺市民意識・実態調査の概要を、公民館の学習会で市民にわかりやすく提供した。市の審議会での女性登用状況を調査して庁内掲示板で公表した。	A データの整備や男女平等推進行動計画評価報告書の改良が新たに事業の実施につながっている。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】
 A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】前回は意識・実態調査を有効に活用しているが、総合的には昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われるため。

【提言】

◆市民意識調査を、より多くの学習会・研修会で活かすよう、担当課としての意識性・計画性が求められる。平成27年度実施予定の市民意識調査の課題を今のうちに明らかにしておくべき。

◆市民意識調査を実施する際には、質問するときの回答項目を年齢層によって分類するなど、回答者が回答しやすく、実態を適切に把握できるような工夫をし、実りある調査としていただきたい。

◆他市との比較できるデータは前年度の推進委員会においても理解を深めるのに役立った。受け止め実践する職員にとっても効果的と思われる。今後とも他市と比較できるデータの整理をしていただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。前回実施した意識・実態調査を有効に活用している点、新たにデータを整理した点については評価できる。平成27年度の実施予定の市民意識調査が実りあるものになるよう調査内容の検討を進められたい。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策(5)男女の人権に配慮した表現の推進

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No11・12・13)性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.11)メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実	男女平等人権課(現:文化と人権課) 公民館課 学校指導課	メディアに描かれる男女の性役割や暴力を助長する表現などに敏感になり、一人ひとりがメディアからの情報を能動的・批判的に読み解く力・活用する力をつけるための学習を推進・支援します。インターネット上の人権侵害の防止のための情報提供を行います。	[男女]性被害の防止とからめてインターネット上の人権侵害にふれる講座を実施した。 [公民]5館での取組み方に違いはあるが、連続講座の中の1回をメディア・リテラシーに関する学習会を持ったり、メディア・リテラシーに関わることが出されるたびに学ぶ機会とした。また、メディア・リテラシーを学ぶ講演会も実施した。 [学校]情報教育・ICT教育活用委員会を年2回、情報教育・ICT教育活用研修会を年1回開催し、その中で教員や保護者を対象とする情報モラルに関する研修会も行い、情報教育の推進に努めた。携帯電話やインターネット犯罪から身を守るための指導や情報モラルを高め指導を行った。	B [男女]メディア・リテラシーに特化してはいないが、インターネット上の人権侵害に関わる講座を実施した点が評価できる。
(No.12)男女平等の視点での市刊行物等の見直し	総合情報課(現:市政戦略室) 男女平等人権課(現:文化と人権課) 公民館課	「男女平等の視点による表現のガイドライン」をつくり、その活用を通じて市が情報を発信する際には、ジェンダー(社会的性別)にとらわれず、人権を尊重した表現を徹底します。	[情報]広報連絡会議において、記事作成時の諸注意事項として、文章・イラスト等について、男女平等の観点から市報等の記事を作成するように周知を図った。年24発行の市報記事において、男女平等の観点が欠けている原稿については、記事入稿前に総合情報課と担当課とで協議し修正した。 [男女]ガイドラインの方向性と策定スケジュールについて検討した。 検討結果は以下の通り: ○構成は、現在作成中のものをたたき台とし、記載の内容を検討・再考、イラストの変更が必要。 ○市内部組織として男女平等推進専門委員会を検討し、付属機関として男女平等推進委員会での検討を経て、男女平等推進協議会にかけたのち、庁議に付議する。 ○ガイドラインの名称、対象範囲を、社会情勢の変化や機構改革の結果を加味し再考することも視野に入れる。 [公民]公民館だより「けやきの樹」や事業のポスター・チラシなどの作成にあたっては、人権を尊重した表現を行った。	C [男女]ガイドラインは作成されていないが、方向性を検討した点が評価できる。
(No.13)「男女平等の視点による表現のガイドライン」の普及	男女平等人権課(現:文化と人権課) 総合情報課(現:市政戦略室)	人権に配慮した情報発信が行われるよう、「男女平等の視点による表現のガイドライン」について市民に広報します。	[男女]ガイドラインの策定について方向性の検討を行ったが、策定までは至らなかったため広報もしていない。 [総情]ガイドラインの策定にはいたらなかったが、広報連絡会議を通じ、男女平等の視点を配慮するよう周知した。	評価不能 ガイドラインが作成されていない以上評価できない。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

B

協議会(総合)評価

B

【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】公民館5館でそれぞれがメディア・リテラシーに関する講座開催や講演会など実施したことは評価できるが、実績がない課もあり、総合的には昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われるため。

【提言】

- ◆ガイドラインの早期策定実行のために対象範囲を限定して試行してはどうか。
- ◆意識調査や推進委員会での検討を生かしたガイドライン作成、広報の仕方、作成に当たって、日常的に市民と接する公民館自身の提言・提案が必要と思われる。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
 国の男女共同参画基本計画の第2次と第3次では、国の行政機関の広報ガイドラインについての方向性が転換しているため、国の動向を注視しながら、ガイドラインを策定するか否かも含めて再検討をしていく必要がある。

課題2 たがいの性の尊重と健康支援

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	2. たがいの性の尊重と健康支援

施策(1) たがいの性を理解し、尊重する意識の醸成

【事業評価の視点】

①計画に沿った事業を行ったか②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか

【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)

(事業No.14・15)性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.14) たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 子育て支援課 学校指導課	男女平等推進センターにおける講座等を通じて、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」の普及を図ります。若年層が学習できる場として、児童館と連携した取組みを行います。学校教育の場において、人権尊重の視点に立ち、性について正しい理解を得るための授業を行います。	[男女]児童や保護者の支援者が共通認識を持ち、相談者に対応することができるような学習機会を設けた。この学習会には養護教諭等テーマに関心のある市内小中学校教職員や保育士などの市職員が参加した。 [子支援]日常の児童館において、児童同士が自然な関わりをもてるよう配慮した。小学生から中高生などの若年層が、同空間にて自然な形で相手と調和がとれる場の設定として、館内宿泊を実施した。児童館と学童保育所および中学生障害児保育が実施されている施設においては、日常的に幅広い学年の関わりが持て、多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成が行われている。 [学校]小学校4年生の体育では、体の発育・発達について理解できるようにしている。中学校1年生では、思春期には、内分泌の働きによって生殖にかかわる機能が成熟することや、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となることを指導している。	B [男女]養護教諭等の協力のもと、学習会を実施しており、新しい取り組みが行われている。
(No.15) HIVや性感染症などに関する情報提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 健康推進課 学校指導課	HIVや性感染症について正しい知識の普及のため積極的に情報提供を行います。	[男女]特に直接的な情報提供は行わなかった。 [健推]基本的にHIV・性感染症は、都の事業であるため、センター内にポスターの掲示や相談時・講座実施時における啓発資料(リーフレット等)の配布を実施した。相談時に対応(質問に回答)し、また、保健所で行っている無料のHIV検査や性感染症を調べられるクリニックについての紹介を行った。 [学校]小学校6年生の体育では、病気の予防について取り上げる中でエイズの理解と感染者に対する接し方を指導し、中学校3年生の保健体育では、感染症は病原体が主な要因となつて発生すること、感染症の多くが発生源をなくすことや感染経路を遮断すること、主体の抵抗力を高めることによって予防できることを指導した。こうした指導により、HIVや性感染症などに関する児童・生徒の適正な理解を図っている。	C [男女]市報やホームページ、ツイッターなど様々な手段での情報提供が必要。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

B

協議会(総合)評価

B

【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】学習機会の提供のために児童館宿泊行事の意義は大きい。また、学習会に教職員、保育士などの参加を呼び掛けるなど工夫の跡も見られた。しかし、昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われる。

【提言】

◆HIV・性感染症の対策は、確かに都所管の事業であるかもしれない。しかし、インターネットなどで情報があふれかえる中で、正しい知識を持っていないがために困っている市民・子どもがいることが考えられる。市としても、市報を通じて「〇月はHIV・性感染症予防月間です。HIV・性感染症について詳しく知りたい方はこちらに相談してください。」などとして、市民が正しい知識に触れることができるきっかけを提供することが効果的ではないかと考える。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
 学習機会の提供のために児童館宿泊行事の実施、児童や保護者の支援者となる教職員、保育士などに対する学習会の実施は、評価できる。
 学校においては児童・生徒のHIV・性感染症についての適正に理解がされるよう年齢に応じた指導がなされている。
 HIV・性感染症の対策は、都所管の事業であるとしても、市報やホームページ、ツイッター等の様々な手段により、市民に正しい情報を伝えていく必要がある。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	2. たがいの性の尊重と健康支援

施策(2)性差や年代に応じた健康支援

【事業評価の視点】
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
 (事業No16・17・18)性別にかかわらずなくたれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.16) 性差や年代に応じた健康に関する情報提供・相談事業	健康推進課	性差に応じた疾病や健康上の課題について、講演会を開催するなど情報提供を行います。	全世代共通の悩みである睡眠についての講座(睡眠の質と睡眠障害について)を実施した。その他、ママ講座として育児中の母親をターゲットとした講座も実施した。栄養・女性・睡眠・ママ講座などにおいては、保育(託児)も実施し、子育て中の女性も参加しやすいように配慮した。	B
(No.17) 性差に配慮した健診・検診の実施	健康推進課	骨粗しょう症検診、乳がん検診、子宮がん検診を実施します。	・骨粗検診(20歳以上の女性を対象、422人)、国分寺市医師会公衆衛生センター及び東京都がん検診センターにて乳がん検診(40歳以上の女性を対象、2,444人)、国分寺市・小金井市・小平市の指定医療機関にて子宮がん検診(20歳以上の女性 2,786人)を実施。	B
(No.18) 妊産婦への支援	健康推進課	母子の健康に着目した健康指導、健康診査を実施します。	妊娠届出時に、産後のメンタルヘルスについての周知・相談の紹介。また、アンケートにて妊娠に対する気持ちや協力者の有無、出産後の就労等について確認。必要に応じて個別フォロー・相談を実施。妊婦・産婦・新生児訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)、乳幼児健診の実施や3～4箇月児健診と同時実施の産婦相談を実施している。	B 昨年度に引き続き妊産婦・新生児訪問や助産師による電話訪問がしっかり行われている。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

B

協議会(総合)評価

B

【評価の基準】
 A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】子育て世代の母親に的を絞った具体的な事業が実行された。健康について正しい知識を持つことは大切であり、各検診が増えていることは成果である。しかし、総合的には昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われる。

【提言】

- ◆訪問件数実績を増やしていることは成果。少子高齢社会にあつて、保健師などによる訪問指導体制の更なる充実を図ることは重要な施策である。
- ◆女性・母親だけに限定しない、性差や年代に応じた健康支援に取り組んでいただきたい。実際に実施しているのであればその点を自己点検票で示していただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。訪問件数実績を増やしており、妊産婦に対する支援がしっかり行われており今後も継続されたい。女性・母親だけに限定しない、性差や年代に応じた健康支援の充実を検討されたい。

課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(1) ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み

【事業評価の視点】

①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか

【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)

(事業No19・20・21)性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.19) 広報啓発活動による普及	男女平等人権課(現:文化と人権課)	DVのメカニズムや背景、実態などについて市民や医療・福祉機関などの関係者の理解が深まるよう、さまざまな機会を通じて広報活動を行います。 ◇広報活動の強化 ◇啓発資料の作成・普及 ◇研修・講座の開催	以下をテーマに啓発講座を3回開催した。 ○DV家庭で育った子どもたちの支援 ○DVのメカニズム・背景を探る ○被害者の自立支援 啓発リーフレットを新たに市内の民間商業施設に置き、広く一般市民の目に触れるようにした。	B
(No.20)「デートDV」に関する啓発	男女平等人権課(現:文化と人権課) 子育て支援課	「デートDV」について、若年層が主体的に考えることができるよう、児童館などにおいて予防のための学習の場をつくります。近隣大学との連携のあり方を検討します。	[男女]子どもの支援者になる立場の養護教諭、子ども家庭支援センター職員、保健師等を対象にした、子どもたちをめぐる性の状況を学ぶ講座において、小中学生からデートDVは生じる可能性があることにも言及した。 [子支援]児童館の中高校生タイムの実施により、中学生・高校生または17歳以下の若年層が自然の形で、自分を取り巻く人間関係や恋愛の話や日常会話として出来るような場の設定をしている。	B [子支援]中高生タイムは、若年層自身がデートDVを話題にすることもあり、学習の場がつけられていると評価できる。
(No.21) 学校教育における暴力予防教育	学校指導課	学校教育を通じて、どんな理由があっても暴力は許されないことを学ぶ機会をつくります。	いじめ防止児童会・生徒会フォーラムを開催し、児童・生徒の意識の向上を図り、主体的に考え、行動する機会とした。市独自の暴力を含めたいじめに関する実態調査を年間3回実施し、いじめ防止・早期発見の意識啓発を継続的に行った。また、国の問題行動調査(年間1回)も実施した。 教員に対しては不適切な指導を含めた体罰防止の啓発をした。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】
A=前年度よりも実績が上がった
B=前年度と同様の実績があった
C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D=実績がなかった
達成=計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】啓発リーフレットを民間商業施設に設置するよう調整したことは評価できるが、総合的には、昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われるため。

【提言】

- ◆デートDV防止のためには、小中学生など若年期における啓発の取組が重要である。デートDV防止啓発リーフレットの中学校配布を検討していただきたい。
- ◆講座受講者以外の市民への啓発活動にも工夫が欲しい。
- ◆学校教育においては、いじめや問題行動の調査だけでなく、今後もジェンダーの視点を取り入れた暴力予防教育を行っていただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
学校教育においては、今後もいじめや問題行動の調査にとどまらず、ジェンダーの視点を取り入れた暴力予防教育が行われることを期待する。
デートDV防止のためには、小中学生など若年期における啓発の取組が重要であり、啓発リーフレットの中学校配布を検討されたい。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(2) ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No22・23・24・25・26・27・28・29)性別にかかわらずなくだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.22) 健診などを通じての発見と対応	健康推進課	子どもの健診などをおしてDVの発見に努め、見つかった際には、関係機関と連携して速やかに適切な対応をします。	母子保健事業を通じて、母親や家族背景を把握した。保健師の役割を説明し、信頼関係を築いて安心して相談できる関係を作った。家族の全体像をアセスメントし、安全確保と、生活面や精神面でのフォローとして必要な機関(相談・医療機関)の利用・支援者の自己決定を支援した。	B
(No.23) 関係者による通報の周知	男女平等人権課(現:文化と人権課)	市民や医療関係者、福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報についての周知・定着を図ります。	啓発リーフレットを新たに市内の民間商業施設(マイン、レガ、サミット、JAむーちゃんひろば、商工会議所)に配布し、広く一般市民の目に触れるようにし、昨年度まで配布していたところについても引き続き補充配布をした。高齢者相談室主催の介護保険事業者連絡会において、DVのメカニズムを説明しながらリーフレットの配布をした。	A 新たに民間商業施設に配布したことは、市民の目に触れる機会が増えることにつながり評価できる。
(No.24) 被害者の安全確保	生活福祉課 男女平等人権課(現:文化と人権課) 総務課(現:契約管財課)	女性等緊急一時保護費支給事業をはじめとして、保護を求める被害者の安全確保を図ります。	[生福]身体的または精神的暴力による被害者との面接相談により、一時保護の必要性を判断し、被害者にとって最も適切な施設への一時保護を実施した。なお、一時保護解除後については、世帯の状況に応じて、母子生活支援施設入所となった。 [男女]緊急一時保護費支給対象となる案件はなかった。 [総務]休日や夜間など市役所の閉庁時に、DVによる被害者から保護を求めてきた時は、二次被害等を起こさないように言動に細心の注意をはかるように当直警備員に徹底した。近くに身を寄せる場所が確保できない場合は、市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保を行った。	B [男女][総務]実績が無い場合であっても、緊急時に対応できる体制はあり、前年度と同程度の実績と評価した。所管課の自己点検票の評価においても同様の視点で評価とすべきである。
(No.25) 被害者にかかる情報の取扱いへの留意	市民課 子育て支援課 男女平等人権課(現:文化と人権課)	住民基本台帳の他、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底します。	[市民]DVやストーカー行為等の加害者からの、住民票の写しや戸籍の附票の写し等の交付の制度を不当に利用した被害者の住所の探索を防止し、当該住民票の写し等の発行を停止する支援措置を講じることにより、被害者の保護を図った。支援措置の対応には細心の注意を払う必要があり、かつ同措置は関係する市区町村(本籍地・前住所地等)にも支援を依頼するため、支援措置の処理にあたっては慎重に対応した。 [子支援]新システム導入(平成25年1月導入)により、福祉部門共通で情報を共有し、引き続き情報管理を徹底して行った。年度途中よりDV防止連絡会にオブザーバーとして出席し、関係部署との情報共有を行った。 [男女]DV防止連絡会を開催し、基幹系システムにおけるDV被害者の標記について各課が対応していることについての課題を確認した。住民基本台帳登録外のDV被害者に対し、申請の意思表示がない場合でも使えるサービスを積極的に提供することについて、関係課で共通認識をもった。	B

(No.26)さまざまな配慮を必要とする被害者への対応	男女平等人権課(現:文化と人権課)	外国人や障害者など特に支援を必要とする人に配慮した情報提供を行います。	身体障害のある相談者がらの電話相談に対して丁寧に対応した。中国籍の方からの相談を受け他機関と連携して対応した。	B
(No.27)民間シェルターへの財政的支援	男女平等人権課(現:文化と人権課)	被害者の緊急一時保護に重要な役割を果たしている民間シェルターの安定的運営を支援するため補助事業を行います。	東京多摩地域民間シェルター連絡会に対して、昨年度に引き続き補助金の支給を行った。補助額を前年度減額した金額の半分の金額を増額した。	B
(No.28)被害者の自立支援	生活福祉課 男女平等人権課(現:文化と人権課)	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援します。 被害者の回復の一助として、必要な情報を提供し、被害者の心理的な安定、回復を支援します。	[生福]一時保護を行った被害者世帯の日常生活上の問題解決を図るため、世帯の状況に応じ、入所施設に配置されている心理職等専門職、医療機関、児童相談所、その他関係機関と連携して、日常生活費、住居及び就労等の相談、情報提供を行い、計画的かつ継続的な支援を行った。一時保護に至らない相談者については、継続的な相談を行い、必要に応じて関係機関と情報共有を図った。 [男女]男女平等推進センターにおいて相談を実施した。自立を希望する相談者に、ハローワーク、マザーズハローワークの活用方法を情報提供した。離婚を希望している相談者には、図書資料室の離婚手続きに関する書籍を貸し出した。また、法テラスの活用方法などの情報を提供した。	B
(No.29)子どもの安全確保とケア	子育て相談室 保育課 子育て支援課 学校指導課	児童虐待防止の部署と連携し、DVがある家庭の子どもの安全確保を図ります。日常生活の中で被害者の子どもが適切に配慮されるよう、学校、保育園等において丁寧な対応を行います。	[子相談]相談の中でDVが疑われる家庭については、男女平等人権課や母子自立支援員などの紹介を行った。他市よりDVで逃げてきた家庭について転居元の支援機関と連携をして支援を行った。母子自立支援員と定期的な連絡会を行い、支援状況の確認を行った。 [保育]保育所は厚生労働省の定める保育所保育指針に基づき、保護者による不適切な養育等虐待が疑われた場合には、保育課や保育園、家庭支援センター、児童相談所などの関連機関と連携を図りながら対応した。公立、私立に係わらずDV、虐待等が疑われる児童の早期発見に努め、保護者への指導、関係機関への通報など適切に対処した。 [子支援]日常的に直接子どもたちと関わりながら、児童虐待の早期発見に努めた。虐待と疑われる場合、関連機関とケース会議を開催し、情報を共有した。親子ひろばでは、乳幼児親子を対象に健康推進課と連携してミニ相談会を実施し、地域で相談ができる環境を作った。児童虐待について、地区連絡協議会で関係機関の役割と連携のあり方について情報交換を行った。 [学校]各学校においてサポートチームを設置し、子ども家庭支援センターや児童相談所等と連携して、虐待を受けている児童・生徒の早期発見に努めた。各学校に、児童生徒虐待防止担当教員を配置し、組織的な対応の充実を図るとともに、児童・生徒虐待対応担当教諭研修会を1回開催した。	B

◆ 施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】
A=前年度よりも実績が上がった
B=前年度と同様の実績があった
C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D=実績がなかった
達成=計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。
【提言】
◆民間シェルター連絡会への補助額が増額となったことは評価できる。未支給である他市への働きかけを行っていただきたい(文化と人権課)。
◆DV被害者支援措置等に関する有資格者(弁護士・司法書士)からの請求への対応を具体化しておく必要がある(市民課)。
◆乳幼児健診を受診しなかった子どもの追跡調査も行っていただきたい(健康推進課)。
◆被害者の安全確保の連携機関として、高齢者相談室・障害者相談室も入れるべき。
◆休日・夜間対応の職員にも二次被害を防ぐための研修を徹底していただきたい(契約管財課)。
◆被害者の対応マニュアルの作成が必要である(文化と人権課)。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
今後も関係部署・関係機関との連携を強化し、事業を実施されたい。
DV防止連絡会を通じて、被害者情報の共有方法とその取扱いについても整理されたい。
乳幼児健診を受診しなかった子どもの追跡調査についても検討されたい。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(3) 相談業務の充実と関係機関との連携

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No30・31・32・33・34)性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.30)ドメスティック・バイオレンス等に関する相談事業	男女平等人権課(現:文化と人権課)	男女平等推進センターの相談事業を中心にDVについての相談に対応し、さまざまな機会を通じてDVに関する相談先について周知を行います。	男女平等推進センターにおいて女性のための悩みごと相談、法律相談、カウンセリング相談事業を実施した。	B
(No.31)関係者からの二次被害の防止	男女平等人権課(現:文化と人権課) 職員課	対応する関係者からの二次被害を防止するため、窓口や相談業務担当者を中心に研修を実施します。	[男女]DV家庭で育った子どもたちへの支援を目的とする講座を開催し、子ども家庭支援センター、教育委員会職員が参加した。 [職員]東京都市町村職員研修所第3ブロック合同研修「セクシュアル・ハラスメント相談員研修」の開催年度ではなかったため、研修を実施しなかった。	B [男女]講座受講者全員が何らかの変化があったと回答したことは評価できる。[職員]合同研修の開催年度ではなくとも、他の情報を集めて紹介するなど他の方法を検討すべきである。
(No.32)「DV防止連絡会」による庁内連携の強化	男女平等人権課(現:文化と人権課)	相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じた適切な対応ができるよう、庁内連携のための組織である「DV防止連絡会」を通じて連携の強化を図ります。また、児童虐待の担当部署との調整を図ります。	今まで見えなかった各課における動きについて、情報共有をすることができた(各課での情報管理システムの動き、DV被害者相談証明の発行など)。	B
(No.33)庁外の関係機関との連携強化	男女平等人権課(現:文化と人権課)	警察や東京都などの関係機関のほか、学校、市医師会、市歯科医師会などの医療関係者や民生・児童委員などの福祉関係者との連携を強化します。	講座の情報を民生・児童委員に連絡会を通じて伝えた。	B 平成24年度にも実施した、医療機関へDV防止啓発リーフレットの配布をするべきである。
(No.34)手続きの一元化についての検討	男女平等人権課(現:文化と人権課)	被害者の負担軽減のため、必要書類の共通部分の共有化や窓口の一元化についての検討を行います。	申請時に必要な書類は、それぞれ例規で規定されており、また、記入者は本人である必要があるため、その部分の共通化・簡略化は困難であると考えられる。窓口の一元化についても、他市の例をみると、同じ庁舎内で職員が移動するのであれば現実的だが、庁舎が距離的に離れている国分寺市の場合には難しい。そこで必要なケースの場合には、婦人相談員が被害者に付き添ったり、予め本人の了承を得たうえで、申請予定の課へ連絡をしておく等の対応をしていることが、DV防止連絡会での話を通じて明らかになった。福祉系基幹システムの導入は、一部情報の市役所内での共有は可能にするが、手続きの一元化や申請の簡略化とは別問題であることがわかった。被害者への情報提供をまんべんなく図る必要があることが、DV防止連絡会の議論を通じて判明した。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

B

協議会(総合)評価

B

【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった
B=前年度と同様の実績があった
C=前年度より実績が下がった又は
前年度よりも達成状況が下がった
D=実績がなかった
達成=計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止=計画所定の事業内容が
休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。

【提言】

- ◆医療機関へのDV防止リーフレット配布は有効な手段と思われるので、継続して行っていただきたい。
- ◆DVやデートDVIについて、若年層が相談窓口に気づきやすいように、SNSを利用した新しい情報提供の仕方などを検討していただきたい。
- ◆DV防止連絡会が、被害者の負担軽減に繋がる具体的方策を導き出せるような方向へ進んでいくことを期待する。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。

医療機関へのDV防止啓発リーフレットの配布は継続されたい。

DV防止連絡会が、被害者の手続きの負担が軽減される具体的方策を導き出せるような方向へ進んでいくことを望む。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(4) セクシュアル・ハラスメント等の防止

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No35・36)性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.35) セクシュアル・ハラスメントの防止の取組み	男女平等人権課(現:文化と人権課)	さまざまな機会をとおして事業者や市民に対してセクシュアル・ハラスメント等の防止にむけた広報・啓発を行います。	今年度は特化した事業は行えなかった。	D 市報やホームページ、ツイッターなど様々な手段での情報提供が必要。
(No.36) 庁内におけるセクシュアル・ハラスメント対策	職員課 学校指導課	庁内や学校関係者に対して、セクシュアル・ハラスメントの防止について周知します。「苦情処理委員会」などにより、被害者の立場に立った適切な対応を行います。	[職員]苦情の申し出がなくセクシュアル・ハラスメント苦情処理委員会は開催しなかったが、パワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント(職場ハラスメント)防止研修に職員課から1名が参加した。 [学校]各学校の校務運営組織にセクシュアル・ハラスメント相談員を位置づけた相談体制を一層充実する。セクシュアル・ハラスメント相談員の存在を学校内外に周知することにより、セクシュアル・ハラスメントの防止に役立てる。平成23年度から学校要覧に相談員名を記載している。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C

協議会(総合)評価
C

<p>【評価の基準】</p> <p>A=前年度よりも実績が上がった</p> <p>B=前年度と同様の実績があった</p> <p>C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった</p> <p>D=実績がなかった</p> <p>達成=計画所定の事業内容を達成した</p> <p>休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった</p>
--

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】実績がない課もあることから評価Cとした。</p> <p>【提言】</p> <p>◆セクシュアル・ハラスメントについて、市民・事業者への広報・啓発活動は毎年、定期的に行っていただきたい。</p> <p>◆学校のセクハラ相談は、同じ学校の教員だけではなく外部の相談員をプラスするなどして実効性のある仕組みづくりが必要と思われる。</p>

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>前年度より取組みが進められたとは言えない。</p> <p>セクシュアル・ハラスメント等の防止にむけ、市報・やホームページ、ツイッターなど様々な手段で定期的に市民や事業者へ情報提供をしていくことが必要である。</p> <p>セクシュアル・ハラスメントの相談については、外部の相談員の配置など相談しやすく実効性のある仕組みづくりを検討されたい。</p>

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(5) 人権侵害を予防するための支援

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No37)性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.37) ストーカー等の防止の取り組み	<p>くらしの安全課(現:防災安全課)</p> <p>男女平等人権課(現:文化と人権課)</p>	<p>ストーカー等の人権侵害についての理解の普及を図ります。</p> <p>防犯ブザーの貸し出しや不審者情報の提供など、つきまとい行為防止の取組みを行います。</p>	<p>〔くらし〕学校や警察から寄せられた不審者情報を生活安全・安心メールで配信し注意喚起を行った。平成25年度末現在メール配信登録者:15,130人。国分寺駅周辺につきまとい勧誘行為防止重点地区におけるつきまとい勧誘行為防止パトロール警備員を2名配置した。パトロール時間帯を平成25年度から前後1時間ずつ伸ばし、午後5時から午後11時までとした。これによって夜間の遅い時間帯でのつきまとい勧誘行為の防止を図った。住宅街、通学路等における庁用車による青色防犯パトロールについては、青色回転灯装着車を6台増車し、犯罪発生時の抑止を図った。引き続き本多地区における本多連合町会による夜間の青色防犯パトロールの支援を行った。</p> <p>〔男女〕男女平等推進センター情報誌にストーカー規制法の改正についての記事を掲載した。</p>	<p>B</p> <p>〔くらし〕パトロールの時間帯を延長したり、青色防犯パトロールの装着台数を増やしてはいる点は評価できるが、そもそもストーカーに特化した取組みとはなっていない。</p>

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

<p>【評価の基準】</p> <p>A=前年度よりも実績が上がった</p> <p>B=前年度と同様の実績があった</p> <p>C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった</p> <p>D=実績がなかった</p> <p>達成=計画所定の事業内容を達成した</p> <p>休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった</p>
--

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <p>◆青色防犯パトロールは犯罪の抑止に繋がるし、安心・安全メールは市民の防犯意識を高める意味でも効果があると思われるため、今後も続けていただきたい。</p> <p>◆青色防犯パトロールをする方の講習会に、ストーカー規制法の規制内容や趣旨を理解する内容を含めていただきたい。</p>

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>総じて昨年度並みの実施状況と評価される。</p> <p>今後もストーカー犯罪についての情報提供や啓発を市報やホームページ、情報誌等を通じて積極的に行っていく必要がある。</p>

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(6) 子どもにとっての男女平等

<p>【事業評価の視点】 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より) (事業No38)性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.38)「要保護児童対策地域協議会」による連携の強化	子育て相談室 男女平等人権課(現:文化と人権課)	児童虐待予防と児童の保護支援について適切な情報提供をし、関係機関の連携を深めます。	[子相談]代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を通じて各機関との連携、支援を行った。 児童相談所と四半期毎に要保護児童の進行管理を行った。 [男女]要保護児童対策地域協議会に、課長が出席した。上記の会出席のみならず、DV被害(DVを見せられることも児童虐待である)や性被害(家庭における性虐待事例の紹介)などの講座に子ども家庭支援センターの職員の出席を呼び掛け、情報の共有を図った。教育虐待(学力習熟や進学をめぐる過剰な干渉や強制によって、精神的に追い詰められている子どもたちの状況を、民間子どもシェルターで呼び表した造語)をメインテーマに、子どもたちの状況と親の姿勢についてインタビュー記事や寄稿を掲載した。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
A

協議会(総合)評価
B

<p>【評価の基準】 A=前年度よりも実績が上がった B=前年度と同様の実績があった C=前年度よりも実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった D=実績がなかった 達成=計画所定の事業内容を達成した 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった</p>
--

＜推進委員会による施策別評価理由と提言＞

<p>【理由】児童虐待についての理解を深めるため、関連講座の開催や情報誌の発行など意欲的に取り組んだと評価できたため。 【提言】 ◆児童虐待をする親の心理的背景を理解し、親に対する相談も踏まえての支援を期待する。 ◆児童虐待予防と保護支援について、今後も情報提供や関連機関との連携を積極的に行っていただきたい。</p>
--

＜協議会による施策別評価理由・今後の見通し＞

<p>総じて昨年度並みの実施状況と評価される。 今後も児童虐待予防と保護支援について、要保護児童対策地域協議会にとどまらず関連機関との連携を積極的に図られたい。 児童虐待をする親の心理的背景を理解した上で支援していくことが重要である。</p>

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(7) 性犯罪被害者の支援

<p>【事業評価の視点】 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より) (事業No39)性別にかかわらずなくだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.39) 性犯罪被害者支援のための広報・啓発活動	男女平等人権課(現:文化と人権課)	性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるよう、広報活動を通じて性犯罪被害の潜在化防止に努めます。また、性犯罪に対する市民の理解を増進するため、啓発活動を行います。	犯罪被害者等支援条例の施行により設置した犯罪被害者等支援相談窓口のリーフレットを、全小中学校、自治会・町内会、イベントなどで配布した(約15,000枚)。性犯罪被害者支援のための学習会を開催した。ネットに潜む性犯罪の危険性と防止策について学ぶ講座を開催した。	A 相談窓口に関するリーフレットが広く市民にいきわたるように配布したり、犯罪被害者支援の学習会を開催したりと広報・啓発活動が積極的に行われている。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
A

協議会(総合)評価
A

<p>【評価の基準】 A=前年度よりも実績が上がった B=前年度と同様の実績があった C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった D=実績がなかった 達成=計画所定の事業内容を達成した 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった</p>

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】性犯罪被害者の支援のための広報・啓発活動を積極的に行ったと評価できたため。 【提言】 ◆今後も、より広く積極的に広報・啓発活動を進めていただきたい。 ◆市報やSNSなどの媒体を活用することが、広報・啓発に効果的と考える。</p>
--

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>性犯罪被害者の支援のための広報、啓発活動が積極的に行われたと評価できる。 引き続き相談窓口の周知を行い、市民の理解促進と窓口での相談受理につながることを望む。</p>

課題4 就労における男女平等の推進

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	4. 就労における男女平等の推進

施策(1)事業者への啓発と支援

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No40・41・42)性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.40) 雇用における男女平等に関する実態把握	男女平等人権課(現:文化と人権課) 総務課(現:契約管財課) 経済課	市と契約を行った事業者に対して雇用における男女平等に関する実態調査を行います。市内事業者への実態調査を行い、調査を通じて関連法規の遵守等について啓発を進めます。	[男女]今年度は特に実施しなかった。 [総務]平成24年12月1日施行の国分寺市公共調達条例には、事業者の努めとして、男女平等を実現するための方策を推進することを求め、調達において男女平等、子育て支援等の取組みを評価する視点を総合評価方式競争入札として盛り込んでいるが、当該年度においては、総合評価方式競争入札の要綱を制定し、啓発も含め説明会を実施したが、該当する入札案件はなかった。市内事業者への実態調査には至らず、実態把握できていない。 [経済]計画に掲げている当該事業については、具体的な対応は出来ていない。	D 実態調査の実施が行われていない以上はD評価である。
(No.41) 雇用における男女平等に関する啓発・情報提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 経済課	市民や事業者への理解を広げるため、市ホームページや男女平等推進センター情報誌など様々な媒体を通じて、広報や学習機会の提供を行います。 ・ポジティブアクションについての啓発・女性労働者の母性保護	[男女]○男女平等推進センター内に「もう一度働きたいあなたへ」という特集記事を掲示したり、新聞記事などの情報を掲示したり、女性のための再就職支援情報を積極的に提供した。センター発行情報誌に女性医師のインタビューとJA東京むさし国分寺地区女性部の活動情報を掲載した。女性の起業・再就職支援講座を開催した。 [経済]東京都労働相談情報センター国分寺事務所の主催で、事業者と市民向けの男女雇用平等推進セミナーを国分寺市及び他市と共催で開催した。 ○セミナー内容:法改正と就業規則への対応のポイント○アンケート回答者119名のうち、男88名・女30名・無回答1名、国分寺市在住者3名・その他区市町村92名・無回答24名	A [経済]男女雇用平等推進セミナー参加者が大幅に増え、学習機会の提供がしっかりなされている。
(No.42) 就労支援ネットワーク化の推進	経済課	地域において、女性をはじめとする就労困難者の就労支援を進めるため、情報交換の場をつくり、労働に関係する行政機関や事業者等との連携を図ります。	就労困難者等の就労支援および地域雇用創出のため、関係団体(※1)による国分寺市就労支援地域連絡会(※2)を設置して連携を図った。就労支援地域連絡会ではブルーム交流カフェというイベントを開催しており、平成25年度は国分寺市と多摩信用金庫・日本政策金融公庫主催で「ミニブルーム交流カフェ」として、「環境にも人にもやさしい農業経営術」をテーマに講演とトークセッションを行い、男女を問わず創業支援を行った。 ※1)関係団体:東京しごとセンター多摩/ハローワーク立川/国分寺市社会福祉協議会/多摩信用金庫 ※2)就労支援地域連絡会:平成24年8月28日設置 就労困難者の雇用促進や地域就労に向けた相互の情報交換・交流などのほか、地域における就労支援事業やコミュニティビジネスの支援などについて検討を進めた。	C 男女平等の視点を盛り込んで協議を行う必要がある。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C

協議会(総合)評価
C

【評価の基準】
A=前年度よりも実績が上がった
B=前年度と同様の実績があった
C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D=実績がなかった
達成=計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】実績がない課もあることから評価Cとした。
【提言】
◆就労支援地域連絡会を活用し、マタニティ・ハラスメントなども含めた実態把握と課題整理を行っていただきたい。
◆雇用における男女平等の必要性を理解できるような情報提供を行っていただきたい。
◆経済課においては、契約管財課を通じ、市と契約を行った事業者に対して、雇用における男女平等実態調査を実施していただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

実績がない事業もあり、総合的には達成状況が低いと言える。
公共調達条例に基づく総合評価方式競争入札に該当する事例については計画のとおり実態の把握に努められたい。なお、男女の雇用の実態調査については、目的・具体的な手法も含めて検討されたい。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	4. 就労における男女平等の推進

施策(2) 男女平等の視点による調達の仕組みの検討

【事業評価の視点】

①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか

【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)

(事業No43)性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することを両立できるようにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.43)市の調達における男女平等推進事業者評価制度の検討	総務課(現:契約管財課) 男女平等人権課(現:文化と人権課)	ア 調達の手法として、価格以外の要件に子育て支援や男女平等への取り組み状況の報告を求め、評価採点する仕組みの導入を検討しています。 イ 指名競争入札参加に係る指名等の補足資料として、市の契約に実績を持つ事業者へ調査を行い、子育て支援や男女平等などへ取り組む事業者データの整備を検討します。 ウ イのデータ提供を受け、調達時の事業者選定の仕組みを検討します。 総務課ア・ウ/男女平等人権課イ	[総務]平成24年12月1日施行の国分寺市公共調達条例に、事業者の努めとして、男女平等を実現するための方策を推進することを求め、調達において男女平等、子育て支援等の取り組みを評価する視点を総合評価方式競争入札として盛り込まれており、総合評価方式競争入札の要綱を制定し、仕組みの導入には至ったが、対象案件はなかった。総合評価方式競争入札に係る市内事業者への説明会を開催した。 [男女]指名競争入札参加に関わる指名等の補足資料とするようなデータ整備を求められなかったため、当該独自には特に事業を行わなかった。	達成 対象案件はなかったが、要綱も制定され総合評価方式競争入札制度が導入されたことから評価は達成とする。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
達成

【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった
B=前年度と同様の実績があった
C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D=実績がなかった
達成=計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】総合評価方式競争入札の要綱を制定するなど、男女平等についての取り組みも加味できる仕組みを作ったことが評価できるが、総合的には昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われるため。

【提言】

◆調達における市の考え方を広く市民・事業者にも周知できるような広報・啓発活動を期待する。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

対象案件はないが、要綱も制定され総合評価方式競争入札制度が導入されたことから評価は達成とする。

引き続き調達における市の考え方を広く市民・事業者にも周知できるような広報・啓発活動をしていくことは必要である。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	4. 就労における男女平等の推進

施策(3)起業・再就職への支援

<p>【事業評価の視点】 ①計画に沿った事業を行ったか②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より) (事業No44・45)性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することを両立できるようにすること</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.44)再就職に関する情報提供・支援	男女平等人権課(現:文化と人権課)	男女平等推進センターの講座などをおして、女性の再就職に役立つ情報の提供を行います。職務能力の向上など就労にむけた支援を行います。必要に応じて東京都の関係機関と連携していきます。	昨年度に引き続き、男女平等推進センター内に「もう一度働きたいあなたへ」という特集記事を掲示したり、新聞記事などの情報を掲示して、女性のための再就職支援情報を積極的に提供した。託児をつけて女性の起業・再就職支援講座を開催した。	B
(No.45)起業に関する情報提供・支援	男女平等人権課(現:文化と人権課) 経済課	小口事業資金融資制度や空き店舗事業など、起業に関する情報提供や女性起業家の経験を聞く場をつくります。	[男女]女性就業支援センターの補助を受けて、託児つきで女性の起業・再就職支援講座「これからはじめる再就職支援大作戦」を開催した。[経済]小口事業資金融資あっせん制度について、市報、市ホームページ等で周知している。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

<p>【評価の基準】 A=前年度よりも実績が上がった B=前年度と同様の実績があった C=前年度よりも実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった D=実績がなかった 達成=計画所定の事業内容を達成した 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった</p>
--

<p>〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉 【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。 【提言】 ◆女性起業家を対象とした融資制度などの周知を図っていただきたい。 ◆様々な業種において女性企業家が増えていくことは、ひいては市の活性化にもつながると思われま。女性起業家が増えにくい要因をさぐり、それに対処するための方策を検討していただきたい。</p>

<p>〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉 総じて昨年度並みの実施状況と評価される。 小口事業資金融資制度について、積極的に周知を行い、利用者の拡大を図っていくことが重要である。</p>

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	4. 就労における男女平等の推進

施策(4)働き方における格差の是正

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No4647)性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することを両立できるようにすること</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.46) 事業者へむけた啓発・情報提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 経済課	各種制度や非正規雇用の現状に関する情報提供を通じて、均等待遇にむけた事業者への理解を深めます。	[男女]今年度は事業者に特化した取組みは行わなかった。 [経済]男女雇用平等推進セミナーを東京労働情報センターとの共催により開催し、育児・介護休業法等の法改正について周知を行った(事業No.41と同事業が記載対象)。	B [男女]市報やホームページ、ツイッターなど様々な手段での情報提供が必要。 [経済]セミナーの参加人数が大幅に増えていることが評価できる。
(No.47) 市民にむけた情報提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 経済課	非正規雇用の現状や、パートタイム労働法、労働者派遣法などについての理解を広げるため広報を行い、学習機会を提供します。	[男女]女性のための再就職支援講座の中で、非正規雇用の現状について触れた。 [経済]東京都労働相談情報センター国分寺事務所の主催で労働セミナーを共催で開催した。関係機関からのチラシ等を掲載するとともに関係窓口などに配架し情報提供を行った。 ○セミナー内容:パートのための法律と社会保険・税金セミナー & 相談会 ○対象者:パートで働く予定の方・働いている方・関心のある方(アンケート回答者70名のうち、男32名・女37名・無回答1名)	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C

協議会(総合)評価
B

<p>【評価の基準】</p> <p>A=前年度よりも実績が上がった</p> <p>B=前年度と同様の実績があった</p> <p>C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった</p> <p>D=実績がなかった</p> <p>達成=計画所定の事業内容を達成した</p> <p>休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった</p>
--

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】実績がない課もあり、またセミナーも市として独自のものではなく、働き方の格差是正を目的としたアクションとはとらえにくい。

【提言】

◆市民・事業者に対して、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パートタイム労働法、労働者派遣法等の内容の周知を行っていただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
引き続き東京労働情報センター国分寺事務所と連携を図りながら、より効果的な情報提供を進められたい。
市民・事業者に対して、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パートタイム労働法、労働者派遣法等の内容について広報を行うことが必要である。また、東京都との共催セミナーにとどまらず、全国の進んだ自治体の取組みを紹介するなど市独自の取組みを工夫されたい。

課題5 男女共同参画を支える環境の充実

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策(1)「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活との調和)」の推進

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No48・49)性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.48) ワーク・ライフ・バランスに関する広報活動	男女平等 人権課(現:文化と人権課) 経済課	市報や情報誌、市ホームページなどにより、ワーク・ライフ・バランスについて広報を行います。 ◇各種事業・制度についての情報提供 ◇多様な働き方に関する情報提供 ◇市内事業者の好事例の紹介と普及	[男女]ワーク・ライフ・バランスという言葉と概念を子育て世代に浸透させるべく、多くの市民が参加しやすいようなイベントを、子育て分野で活動している市内の民間団体の協力を得て実施した。イベント名「まちでハーモニーを楽しもうババママ応援フェスティバル」。参加者にワーク・ライフ・バランスを周知・啓発するために、コンサート前に当該職員からワーク・ライフ・バランスについての話をを行った。 [経済]東京都が主催するワークライフバランス普及啓発イベントの広報を行った。	B [男女]イベントは新しい取組みとして評価できるが、引き続き広報活動を積極的に行っていくことが必要である。
(No.49) 庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進	職員課 男女平等 人権課(現:文化と人権課)	子育てや介護などと仕事とを両立できる環境の充実を図ります。特定事業主行動計画に基づき、次世代育成支援を進め、特に男性の育児休業の取得率の向上を目指します。またワーク・ライフ・バランスに資する休暇制度の情報提供をします。 男性職員の育児休業取得率について、平成28(2016)年までに対象者1割の取得を目指します。そのために積極的に情報提供と意識の啓発を行います。	[職員]前年度に引き続き、超過勤務削減に向けて、啓発・指導を行った。通年で原則として超過勤務を命じないこととした。超過勤務を命じる場合は事前に職員課長に届けることとした。 ・男性の育児休業取得者数は0名であった。出産介護休暇についても56%、育児参加休暇46.6%と前年度を下回った。 [男女]市民向けイベントの機会を活用し、国分寺市役所内で育児をしながら仕事をしている男性のスケジュール等を提示し、ワーク・ライフ・バランスモデル事業所としての市のアピールを市民にするとともに、庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進をはかった。上記の情報について庁内イントラネットで掲示し、最も市民に好評だった市役所イクメン(子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性)を表彰した。	A [職員]研修も実施され、超過勤務の削減にもしっかり取り組んでおり評価できる。 [男女]イクメン職員の紹介は市民に好評であり、新しい試みとして評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
A

協議会(総合)評価
A

<p>【評価の基準】</p> <p>A=前年度よりも実績が上がった B=前年度と同様の実績があった C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった D=実績がなかった 達成=計画所定の事業内容を達成した 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった</p>

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】ワークライフバランスの必要性についての認識が高まってきたと感じられるため。</p> <p>【提言】</p> <p>◆評価が全体的に見て低いように思える。この種のものには担当課の意欲喚起という性格もあるもので、実績もしくは内容に改善点が見られれば、積極的にAIにしてよいと思われる。</p> <p>◆連携に必要な所管課を掲げるだけで具体的な連携が見られないので、将来的に相互の連携に努めるべきである。</p> <p>◆イベントチラシやパンフレットの配架については、利用者目線でわかりやすい・手に取りやすいような並べ方へと工夫をしていただきたい(事業No.48経済課)。</p>
--

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>市民向けイベントでのイクメン職員の紹介など新たな取組みは成果として評価できる。引き続き、ワーク・ライフ・バランス研修や市民への積極的な情報提供を行っていくことが重要である。</p> <p>東京都などの外部のワーク・ライフ・バランスについてのイベントチラシやパンフレットの配架についても、利用者にとって分かりやすく手に取りやすい並べ方となるよう工夫されたい。</p>

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策(2) 子育てへの支援

<p>【事業評価の視点】 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より) (事業No50・51・52・53・54)性別にかかわらずなくだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することを両立できるようにすること</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.50) 男女がともに子育てをするための意識づくり	健康推進課	子育ては女性だけでなく、ともに行うものであることを考える機会をつくります。 ◇両親学級における父親参加の促進 ◇父親の子育てセミナー等の開催 ◇こどもの発達センターつくしんぼの父親参画事業の実施◇親子ひろば事業や児童館での土曜日の父親と乳幼児の利用拡大 男女平等人権課は、上記の各課事業の機会を活用し、男性の育児参加についての啓発を行います。	[健推]両親学級は、ひかりクラス(年6回・いずれも土曜日)、わくわくクラス(年4回・内2回土曜日実施)の2種類を開催した。このうちひかりクラスは主に父親が体験・実習する内容となっている。 [子相談]通園教室の家庭支援骨子に基づき、保護者交流会(4月)、父親参観・講演会(5月)、父子園内宿泊訓練(9月)、親子行事(2月)、卒園式(3月)は、通園教室通園児の父親に焦点をあてた事業として企画を行った。父親が参加しやすいように土日に行事を設定し、特に父親の積極的な行事への参加を呼び掛け、父親が育児に参加することへの意識向上を狙って支援を行った。定員20名の内、平均して15名の父親が参加しており、意義のある行事となった。 [子支援]親子ひろばを中心とする子育て・子育て支援に関わる団体、市民が参加し、市とパートナーシップをもって活動している円卓会議と連携し、親子ひろば等の事業の充実に取り組んだ。父親参加事業として、駅前子育てサロン・スポーツセンター親子ひろばの土曜日開催を実施した。父親が利用・参加しやすいように、児童館を土曜日にも開館し、また、親子ひろばフェスウィークを土・日に開催した。さらに、親子で参加できる児童館合同遠足を実施した。 [男女]父親と子どもと一緒に料理をしていくことで、互いの良さや個性を認め合い、父親が育児に積極的にかかわっていくことを目的として、講座名「パパと作るプロの味親子で挑戦本格カレー」を健康推進課と共催で開催した。	B
	子育て相談室 子育て支援課 男女平等人権課(現:文化と人権課)			
(No.51) 保育サービスの充実	保育課 子育て支援課	保育園の待機児解消を進めます。延長保育・病後児保育、学童保育所の保育時間の延長など、保育サービスの充実、多様化を進めます。	[保育]待機児童解消のため、認可保育所1施設を開園し、定員を80名増やした。既存園の定員弾力化も図り、18名を増員した結果、市内認可保育所定員数が1,899名から1,997名へと増加した(定員数:21年度1,276名、22年度1,358名、23年度1,638名)。ただし、入所申込者が定員拡大人数を上回り、待機児童数は平成24年度の19名から53名に増加した(待機児童数:平成21年度101名、22年度74名、23年度39名)。翌年度開園を目指し定員100名の施設の開設準備に着手した。保育サービス充実のため、病後児保育に加え病児保育事業を1施設(定員2名)で開始した。 [子支援]直営の学童保育所の三季休業中(春・夏・冬休み)保育時間での午前8時15分開所を実施した。直営の学童保育所延長保育を試行(4/1~7/19の期間は19時まで保育)した。学童保育所の指定管理者による運営移行により、新たに2施設で、8時~19時(従前は8時30分~18時)に保育時間延長を実施した(16施設中7施設が実施)。	A [保育]待機児童数は増えているものの、認可保育所の開園と既存年の定員の弾力化により定員数を増やしたことで、成果として評価できる。 [子支援]学童保育所の延長保育の可能時間が、新たに2施設において1時間延長されたことが成果として評価できる。

(No.52) 子育てを支え合う関係づくり	子育て相談室 子育て支援課	子育て中の親が孤立することなく、地域で支え合える関係づくりを支援します。 ◇ファミリーサポートセンター事業の充実 ◇親子ひろば事業や児童館事業の充実 ◇子育て関係団体のネットワークづくり	[子相談]育児の援助をしたい市民(援助会員)と育児援助をしてほしい市民(利用会員)の登録、援助活動の調整をファミリー・サポート・センター職員であるアドバイザーが行い、育児の相互援助を全市的に広げた。働く女性への支援として、ワーク・ライフ・バランスの視点で支援実施した(社会福祉協議会への委託事業)。利用会員に比して、援助会員が少ないため、講習会等を実施し援助会員の増加に努めた。登録のみで利用実績のない会員を整理し、実数把握・実態把握に努めたため、数値は減少したと見える。 [子支援]子ども・子育て支援円卓会議と連携し、子育て支援に関する団体及び市民と市内の子育ち・子育て環境の充実を図った。国分寺地域の親子ひろば事業を展開し、子どもの育ち、子育ての悩みなどへのサポート充実を図った。	B
(No.53) 子育てに関する総合的な相談・支援	保育課 子育て相談室	子どもの健康や発達などの不安の軽減にむけて子育てに関する総合的な情報提供と支援を行います。 児童虐待へきめ細やかに対応します。	[保育]保育所は保護者による不適切な養育等が疑われる場合には、保育課や子ども家庭支援センター、児童相談所などと連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図った。虐待がおきないように、保護者への対応にも保育に関する支援も行った。家庭で保育をしている保護者から子どもの発達や成長の相談を受けたり、その支援をするため、保育所で地域支援事業を実施している。児童同士が交流を図り、保護者は食育の講習や講話を受講し、事業を通じて育児相談等の支援を行った。男性が参加しやすい土曜日に行事を設定した。児童虐待には専門機関と連携し、情報を共有するなど早期発見に努めた。 [子相談]家族や近隣から育児協力を得ることが困難で、支援を必要とする家庭に育児支援ヘルパーを派遣した。保護者が一時的に養育できない場合、お子さんを短期間預かるショートステイ事業を行った。虐待通告を始め、18歳未満の子を持つ家庭の相談を電話、面談、訪問などで対応した。	A [保育]公立保育園での地域支援事業の開催数・参加者数ともに増加しており、成果として評価できる。
(No.54) 子ども連れで利用しやすい施設整備	子育て支援課	◇市内公共施設において、ベビーシートやベビーキープの設置等を進めます。 ◇赤ちゃん・ふらっと事業の市内施設等設置を促進し、市民に制度の周知を図ります。	ベビーシートやベビーキープの設置(目標値:20箇所)が完了しているため、利用者がわかりやすいよう、適切な場所で案内を掲示した。赤ちゃん・ふらっと事業の対象施設を新たに3箇所増やした。	A 赤ちゃん・ふらっと事業の対象施設を増やしたことは成果として評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
A

【評価の基準】
A=前年度よりも実績が上がった
B=前年度と同様の実績があった
C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D=実績がなかった
達成=計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】個々の施策にはAのものもある反面、明らかに前年度を下回っているものもあるが、保育所定員が大幅に増えていることを大きく評価した。総合的には昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われる。

【提言】

◆記述部分を見ると数値化可能なものがあると思われるので、数値化できる部分の記述を望む(事業No.51子育て支援課)。

◆「親子ひろば」については、参加者等の多少の増減はあり得るが、施策の方向性としては毎年一定である。したがって、参加者等の細かな数字の増減は、事業の評価の参考程度とすべきであるといえる(事業No.52子育て支援課)。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

保育所の定員拡大や19時までの延長保育が可能な児童館の増加、赤ちゃん・ふらっと事業対象施設の増加は成果として評価できる。引き続きサービスの充実を図りたい。

保育所の実施する地域支援事業、親子ひろば、両親学級等の実施において、今後も父親が参加しやすくなるよう工夫をされたい。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策(3) 介護への支援

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No55・56・57)性別にかかわらず誰もが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することを両立できるようにすること</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.55) 介護における男女共同参画の意識づくり	男女平等人権課(現:文化と人権課) 高齢者相談室	男性の生活自立の促進や介護に関わる性別役割分担意識を解消するための情報提供や学習機会の提供を行います。	[男女]NHKの有名番組のチーフプロデューサーによる講座を実施し、自分で行動できるうちから家族の間で老後について話し合いがなされる機会をもつことの大切さ、老後に自立するためには社会とつながりをもって事前に準備しておくことの必要性について情報を提供した。この講座実施の際に、高齢者相談室職員に、市での取組み・利用できる制度(包括支援センター)などの具体的に役立つ情報を提供した。 [高齢者]市全体を対象に講演会を行うとともに、高齢期の身近な生活相談の窓口である委託地域包括支援センター及び地域相談センターにおいて、各地域の特色を生かした教室や地域づくりのためのサロン等を実施した。介護を要する状態に至ることの予防とその実践について、参加者が自身のこととして捉えられるよう事業を遂行した。	B
(No.56) 介護者への支援	高齢者相談室 介護保険課	介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていくため、介護保険制度の普及・利用促進を図るとともに、介護サービスの基盤整備を推進します。 ◇介護予防の取り組み ◇介護者の支え合い、仲間づくりの場の提供 男性介護者向けの講座などを通して、孤立しがちな男性介護者に情報提供と支援を行います。	[高齢者]介護を要する状態に至ることを防ぐため、生活機能が低下(疑念)している方を把握し、進行を予防するための事業(運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善等)を委託により市内2会場において実施した。参加者自身だけでなく家族の状態にも関心を持ち、介護予防の取組を広げていけるような視点で実施した。委託地域包括または地域相談センターを拠点に、家族介護者教室と交流会を合わせて実施することで、介護者同士の繋がりを深めた。うち1センターでは、男性介護者を中心とした懇談会を継続して3年目となった。引き続き認知症高齢者家族懇談会の開催支援を行った。 [介護]認知症に対して正しい知識を持って適切に対応できる人材を育成するため「認知症サポーター養成講座」を14回開催した(女性221名、男性97名)。男性の参加が女性より多い会場もあった。	B
(No.57) 介護に関する総合的な相談事業	高齢者相談室	地域包括支援センターを中心に、介護について総合的に情報提供を行います。高齢者虐待を防止する取り組みを進め、関係機関と連携し、適切に対応します。	総合相談件数の増加に伴い、地域包括支援センターの対応件数も増加した。(1)総合相談における相談実績:28,772件 (2)権利擁護における相談実績:3,364件 (3)高齢者虐待に関する対応(緊急受理会議・個別ケース会議の開催数)24回 高齢部門の関係者だけでは解決しない事例が増加し、地域ケア会議の専門部会である権利擁護部会においては多機関との連携による事業の運営や日常的なケース支援の協力体制を持つことができる場面を持つことができた。専門的な助言が必要な事例では、精神科医・弁護士・学識等をアドバイザーとし、適宜事例検討、支援方針の確認、支援機関の役割整理等を行った。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

B

協議会(総合)評価

B

【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】総合的には昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われるが、昨年度同様、業務において男女平等的視点を反映させているという記述が乏しい。

【提言】

- ◆高齢者関係は自己点検票の記述が通常の所管業務の報告になっている。事業に真摯に取り組んでいるのは感じられるが、高齢者にも男女別のニーズがあると思われる。その点を加味して事業を行っていただきたい。
- ◆家事経験やケア経験の少ない男性に向けての講座の実施、対応の必要性について、問題意識をもって取り組んでいただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
 引き続き高齢男性の生活の自立促進、男性介護者への情報提供などの支援を行っていく必要がある。また、関係機関や専門家と連携して、介護に関する総合的な相談に対応していくことが重要である。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策(4) 生活の安定と自立の促進

【事業評価の視点】

①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
 (事業No58・59・60・61)性別にかかわらずだけれども、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.58) 高齢者の自立支援	高齢者相談室	高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな機関と連携して、高齢者の暮らしを支援します。	地域包括ケア体制を推進するため、地域ケア会議等各種会議において「認知症高齢者を地域で支えるために」をテーマに地域における高齢者への支援の現状を共有し、今後必要とされる基盤整備について協議・検討を行った。市内の全地域包括支援センター職員による全体会を開催し、相談拠点として取り組むべき課題の抽出とセンターの業務遂行に必要なスキルの習得のため研修会を行った。地域包括支援センターの各職種による連絡会を開催し、専門職として地域で取り組む事業等の確認・課題解決に向けた協議検討等を実施した。	B
(No.59) 障害者への支援	障害者相談室	障害者自立支援法に基づき、障害者の自立を支えるための各種サービスを実施します。	身体障害者相談員、知的障害者相談員が、福祉センター及びひかりプラザで、月2回障害者とその家族が地域で自立した生活をするために抱えている様々な課題相談に対応した。電話による相談(随時)を受け、また、障害福祉サービスなどの情報提供も行った。相談支援と創作的活動などの事業を行う地域活動支援センターI型(3か所)も種々の相談を受け、情報提供を行った。障害者就労支援センターにおいて、障害者の自立を促進するための一般事業所への就労を促す支援並びに、障害者と事業所とのコーディネートを行った。また、就労希望者の積極的な掘り起こしや障害者雇用に取り組む企業等への支援等を行うために、地域開拓促進コーディネーターを配置した。	B
(No.60) ひとり親家庭の生活安定と自立支援	生活福祉課 子育て相談室 子育て支援課	ひとり親家庭に対する相談事業をとおして生活の安定を支援します。児童扶養手当、医療費助成、母子福祉資金の貸付、自立支援給付金など生活自立のための支援を行います。また、就労相談を行い、経済的自立を支援します。ひとり親ホームヘルプサービスの派遣をとおして育児・家事の支援をします。	[生福]ひとり親家庭(母子世帯)の経済的自立を支援するため、母子福祉資金貸付の貸付及び自立支援給付金の支給を行った。 [子相談]申請のあったひとり親家庭へホームヘルパーを派遣した。ひとり親の家庭内の問題や自立支援に向けた課題への相談対応と各種サービスの情報提供を行った。 [子支援]手当・医療助成制度の申請時に併せて受けるひとり親家庭に関連する諸制度については、ホームページや窓口説明用チラシにて情報を提供し、広く制度の周知を行った。また、市民課や生活福祉課、子育て相談室等の関係部署と綿密な連携を図ることにより、対象となる相談者に対しては前年度と同様に児童扶養手当(国)、児童育成手当(都)及びひとり親家庭等医療費助成(市)の支給・助成を適正に行った。	B

(No.61)外国人への情報提供	文化のまちづくり課(現:協働コミュニケーション課)	外国人への効果的な情報提供の仕方について検討し、実地します。	「外国語版くらしのガイド～子育て情報版」を、昨年度に引き続き配架し、子育てに係る手続きや市役所の窓口、サービスや支援制度などの情報提供を行った。「市と国際協会との情報交換会」を開催し、市関係部署と国際協会とで、外国人への効果的な情報提供について話し合った。 「外国人おかあさん交流会」を開催し、日本人と外国人の母親の交流を支援した(国分寺市国際協会主催)。「親子日本語サロン」を開催し、外国籍の母親の日本語学習を支援した(国分寺市国際協会)。「外国籍保護者のための小学校入学ガイダンス」冊子発行と説明会により、小学校入学にあたって必要な情報を提供した。	B
------------------	---------------------------	--------------------------------	---	---

◆ 施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

B

協議会(総合)評価

B

【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。

【提言】

◆効果があったというが、具体的にどのような効果かが読み取れないので、例えば母子福祉資金貸付によって進学が可能になったとか、自立支援給付金によって就職が可能となった等の人数や成果を明示していただきたい(事業No.60生活福祉課)。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。

ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣制度や助成金など様々な支援制度の周知をより積極的に図りたい。

外国人への情報提供については、国際協会や関連部署と連携して効果的な方法を検討していく必要がある。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策(5) 高齢者の虐待防止

<p>【事業評価の視点】 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より) (事業No62)性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.62)「高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議」による連携の強化	高齢者相談室 男女平等人権課(現:文化と人権課)	高齢者虐待予防と被虐待者の保護支援について適切な情報提供をし、関係機関の連携を深めます。	[高齢者]高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議は開催しなかったが、虐待対応として実務者会議の下部組織である緊急受理会議、個別ケース会議を開くことで個々のケースに適切に対応した。障害者部門においても上記と同様の障害者虐待防止ネットワークの整備にむけて検討が進められており、合同会議にむけて平成25年度は準備を連携で行った。 [男女]会議の開催はなかったが、高齢であるDV被害者の相談に対して常日頃から連携をとり適切な支援を行った。犯罪(投資詐欺)に巻き込まれたと思われる相談者の支援にあたった。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

<p>【評価の基準】 A=前年度よりも実績が上がった B=前年度と同様の実績があった C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった D=実績がなかった 達成=計画所定の事業内容を達成した 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった</p>

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。【提言】 ◆高齢者虐待は、息子から母親への暴力が圧倒的に多いことが示すように、ジェンダー的視点と関係が深い分野と思える。担当部署はこのような視点で日々の業務を見直していただきたい。 ◆男性は人をケアすることに慣れておらず、また弱音を吐きづらいという傾向があると思われる。予防策も含めて、男女平等の視点からの対策を練ることが効果的であると考え。</p>
--

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>総じて昨年度並みの実施状況と評価される。 高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議・実務者会議の開催により、情報の共有を図られたい。</p>
--

課題6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	6. 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策 (1) 庁内における男女共同参画

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No63・64・65)市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価																																																												
(No.63) 審議会等の委員における性による偏りの解消	政策経営課 男女平等人権課(現:文化と人権課)	平成28(2016)年度までに、審議会等の委員において、一方の性が原則として全体で4割を下回らないようにします。審議会等の特性を分析して、審議会ごとに詳細な目標値を設定し、女性ゼロの審議会等をなくします。政策経営課と男女平等人権課と連携して、各課に対して情報提供と啓発などのポジティブ・アクションを行います。	<p>[経営]市長の附属機関の委員の選任・委嘱に係る事務手続きフロー図を作成し、全庁的に委員の選任・委嘱方法の統一を図っている。</p> <p>委員の選任・委嘱の際には、事前に政策経営課に連絡することをルール化したが、各附属機関の担当課からの連絡の際には、平成11年10月20日付の「国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の取り扱いについて」の通達の趣旨を踏まえて委員の選任・委嘱を行うよう周知している。</p> <p>○通達には、「両性の意見が審議等に反映されるように」としているため、委員の男女比の配慮にも努めるよう周知を行っている。</p> <p>[男女]6月15日号市報に、男女共同参画週間の情報提供記事を掲載し、女性の審議会委員公募への積極的応募を呼びかけた。本多公民館での子育ての学習会で、女性の審議会参加率が男性よりも低いこと、自分たちの意見を施策に反映させるには自分たちで行動して意見を述べるとよい、という情報提供を行った。昨年度までは政策経営課から数値を提供してもらっただけであった審議会の女性委員の比率調査について、当課で直接実施した。</p>	A [男女]公民館での学習会での情報提供を、直接相手方の顔が見える関係で行ったことは成果として評価できる。																																																												
(No.64) 庁内の職域の偏りの解消	職員課	<p>部署ごとに職員の性別による偏りをなくすよう職員の配置を行います。</p> <p>事務系女性職員比率推移(4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>議会</th> <th>政策</th> <th>総務</th> <th>市民生活</th> <th>福祉保健</th> <th>子ども福祉</th> <th>環境</th> <th>都市建設</th> <th>都市開発</th> <th>会計</th> <th>選管</th> <th>監査</th> <th>教育</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td> <td>16.7%</td> <td>19.2%</td> <td>21.0%</td> <td>47.8%</td> <td>46.2%</td> <td>46.7%</td> <td>4.8%</td> <td>7.9%</td> <td>16.7%</td> <td>40.0%</td> <td>0.0%</td> <td>33.3%</td> <td>44.4%</td> <td>32.3%</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>33.3%</td> <td>23.1%</td> <td>24.4%</td> <td>41.9%</td> <td>44.9%</td> <td>37.5%</td> <td>13.6%</td> <td>8.1%</td> <td>16.7%</td> <td>40.0%</td> <td>0.0%</td> <td>33.3%</td> <td>44.4%</td> <td>32.2%</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>33.3%</td> <td>25.7%</td> <td>24.7%</td> <td>40.0%</td> <td>45.6%</td> <td>40.0%</td> <td>5.3%</td> <td>19.5%</td> <td>11.1%</td> <td>40.0%</td> <td>0.0%</td> <td>33.3%</td> <td>47.6%</td> <td>33.3%</td> </tr> </tbody> </table>		議会	政策	総務	市民生活	福祉保健	子ども福祉	環境	都市建設	都市開発	会計	選管	監査	教育	計	H24	16.7%	19.2%	21.0%	47.8%	46.2%	46.7%	4.8%	7.9%	16.7%	40.0%	0.0%	33.3%	44.4%	32.3%	H25	33.3%	23.1%	24.4%	41.9%	44.9%	37.5%	13.6%	8.1%	16.7%	40.0%	0.0%	33.3%	44.4%	32.2%	H26	33.3%	25.7%	24.7%	40.0%	45.6%	40.0%	5.3%	19.5%	11.1%	40.0%	0.0%	33.3%	47.6%	33.3%	<p>人事異動: 8回(4/1, 6/1, 8/15, 10/1, 10/15, 11/18, 1/1, 2/1)</p>	B
	議会	政策	総務	市民生活	福祉保健	子ども福祉	環境	都市建設	都市開発	会計	選管	監査	教育	計																																																		
H24	16.7%	19.2%	21.0%	47.8%	46.2%	46.7%	4.8%	7.9%	16.7%	40.0%	0.0%	33.3%	44.4%	32.3%																																																		
H25	33.3%	23.1%	24.4%	41.9%	44.9%	37.5%	13.6%	8.1%	16.7%	40.0%	0.0%	33.3%	44.4%	32.2%																																																		
H26	33.3%	25.7%	24.7%	40.0%	45.6%	40.0%	5.3%	19.5%	11.1%	40.0%	0.0%	33.3%	47.6%	33.3%																																																		
(No.65) 女性管理職の登用促進	職員課 男女平等人権課(現:文化と人権課)	平成28(2016)年度までに、管理職の女性比率10%を目指します。そのために、女性管理職登用の妨げになっている要因と対策を検討するなど、庁内における女性管理職の登用にむけた取組みを促進します。(現状:管理職総数66人、女性管理職数3人、女性管理職比率4.5%・平成23(2011)年10月1日現在)	<p>[職員]平成26年3月31日現在の状況:管理職総数 66人、女性管理職数4人、女性管理職比率6.06 %</p> <p>[男女]職員の意識調査の調査項目のなかに、以下の質問をいれた。</p> <p>○現状国分寺市の女性管理職は7.1%(平成26年3月1日現在)です。東京都では16.8%(平成24年4月1日現在)、23区26市平均は10.6%です(平成25年4月1日現在)。ちなみに米国では43.1%です(データブック国際労働比較2013より)。あなたは、女性管理職が少ない原因は何だと思えますか。あてはまる番号にいくつかをつけてください。</p> <p>○あなたは女性管理職が増えることによるメリットは何だと思えますか。あてはまる番号にいくつかをつけてください。</p>	A [職員]女性管理職の割合は、昨年度と比較して少し増えており人材育成の結果といえるが、依然低い。[男女]職員意識調査の中で女性管理職の登用に関する項目を入れたことが評価できる。																																																												

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった
B=前年度と同様の実績があった
C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D=実績がなかった
達成=計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】前年度と比較して、施策の方向性に改善は見られず、昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われるため。

【提言】

◆ No.63について。審議会の設置目的の一つには、多様化する市民の意見を市政に十分に反映できるようにすることがあると考えられる。性別によっても視点は異なるため、審議会の委員には男女双方の参加が効果的であろう。いわゆる「あて職」については、既存の規定いかににかかわらず、本当にその職に就いている方でなければならないのか、各所管課には規定の改正を視野に入れて改めて検討をしていただきたい。

◆ No.64について。女性職員の配置の偏り解消については、ここ数年解消の方向性がみられたが、今年度は機構改革が行われており結果として若干後退していることが懸念されます。偏りの解消について点検をして前進していただきたい。また、課ごとの性別偏在の解消なども指標となりうると思われる。

◆ No.65について。10%の目標値は努力で実現できるものであると考えられる。目標の実現に向けて具体的な取組みをなされたい(例えば管理職の魅力をアピールするチラシを作成するなど)。所管課に取組みに向けての具体的な姿勢を示していただくことを望む。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評される。

多様化する市民の意見を市政に十分に反映するためにも、審議会委員には男女双方の参加がなされるよう、委員の選任基準の規定・通達等の改正を視野に検討されたい。

女性職員の配置の偏りの解消については、機構改革後の結果の点検をしっかりと実施されたい。

国分寺市の女性管理職の割合は、東京都や23区、26市の平均と比較しても依然低い状況であり、目標に向けての一層の取組みが必要である。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	6. 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策（2）地域における男女共同参画

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No66・67・68)市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.66) 男性の地域参画の促進	公民館課 男女平等人権課(現:文化と人権課)	公民館や男女平等推進センターの講座などを通じて、男性が地域でのつながりを広げることのできる機会をつくります。	[公民]男性が地域活動に参加するきっかけとなるような場として講座を実施した。光公民館では、食生活講座(3回の連続講座)を男性限定で実施した。平成22年度より実施しており、24年度実施した講座からはグループが誕生しH25年度より活動している。お父さん応援講座は男性の生き方暮らし方を男性学から学んだ。参加者は男性に限らず女性の参加もあった。他館は男性に限定して講座は開催していないが、男性参加者の多い講座もあった。 [男女]男性の地域参画を促進するために、2か年にわたるプロジェクトを考案し、その第一弾として料理講座を実施した。料理講座実施の際には、申込時に予め関心のある分野をたずね、参加者を関心分野ごとにグループ分けし、各グループに関心分野において地域で活動している先輩男性に入ってもらい、参加者が地域活動に興味をもって参加するきっかけとなるように工夫をした。	A [公民]継続して男性が地域活動に参加するきっかけとなる講座がしっかり行われている。 [男女]2か年にわたるプロジェクトに基づき講座を行っている点は新しい試みとして評価できる。
(No.67) 市民活動への支援	協働コミュニケーション課	情報や場の提供を通じて、さまざまな市民活動に対する支援を行います。	市民活動センター登録団体と地域の企業や自治会・町内会の連携を目的に、市内を4つの地域に区切り、各地域センターで「地域・団体交流会」を開催した。 第1回<東>:本町・南町地域センター(17団体38名)、第2回<西>:西町地域センター(16団体30名)、第3回<南>:内藤地域センター(14団体29名)、第4回<北>:北町地域センター(8団体27名)、第5回<結>:本多公民館(16団体53名) 他市市民活動センターの担当者を招き、他市での取組などについてお話いただき、市民活動センターについて考えて貰う為のきっかけとして「市民活動とその支援～センターを知る・考える」を開催した。 第1回(20名):ゲストスピーカー 府中NPOボランティア活動センター 松木紀美子事務局長、第2回(10名):ゲストスピーカー 小平市民活動支援センターあすぴあ 谷原裕子センター長 市民活動フェスティバルでは、男女とも前年を上回る参加で市民活動の活性化が図られた。(来場者数500人 27団体出展)。	B
(No.68) 女性リーダーの育成	男女平等人権課(現:文化と人権課)	男女平等推進センターにおいて、審議会などさまざまな場での女性の活躍につながる講座などを開催します。	リーダー育成を主目的とする講座は実施しなかったが、講座受講によって女性の活躍につながるという視点は常に持って主催講座を実施した。 男女平等推進センター情報誌の、新たな市民編集委員として公募委員とこちらから声かけした方を迎えることができ、市内で活躍する女性にインタビューする記事を多く掲載したことにより、女性の活躍につながるよう取組んだ。	A 女性リーダー育成を主目的にはしていないものの、女性の活躍につながるような視点で行った講座が回数・人数ともに増えている点が評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
A

協議会(総合)評価
A

【評価の基準】
A=前年度よりも実績が上がった
B=前年度と同様の実績があった
C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D=実績がなかった
達成=計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】予算や実施事業が充実し、非常に意欲が感じられる。

【提言】

◆活動実績は上がっており、自己評価も積極的にAにしてよいと思われる。

◆本分野は今後の男女共同参画の重要な施策目標となると思われるので、今後とも一層の努力をお願いしたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

男性の地域活動に参加するきっかけとなる講座が行われたり、男女ともに多くの市民が参加できるイベントが実施されたり、実績が上がっている。

引き続き男性の地域活動に参加するきっかけとなるような講座を開催されたい。また、今後も男女ともに多くの市民が参加できる事業を行うことで地域活性化を担う人材を育成し、市民活動の裾野を広げていくことが重要である。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	6. 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策（3）新たに取り組みを必要とする分野への男女共同参画

【事業評価の視点】

①計画に沿った事業を行ったか②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
 (事業No69・70)市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.69) 都市計画・防災分野への男女共同参画	都市計画課 (現:都市企画課) くらしの安全課(現:防災安全課)	まちの将来像を定めるマスタープラン策定の場など、都市計画の分野への女性の参画を推進します。	[都市]都市計画審議会の2号委員(議員選出委員)について、平成25年度中に改選を行い、2名の女性委員へ委嘱を行った。 [くらし]女性の防災会議委員を増やすことを視野に入れ、国分寺市防災会議条例を改正し、委員の選任方法として「その他市長が特に必要と認める者」を追加した。条例改正後、この条項に基づき日頃から熱心に防災活動を行っている女性1名を防災会議委員として委嘱した。ただし、平成25年度は、委嘱していた女性部長職が退職となり、その後の女性部長職はいないため、平成24年度と比べて1名減となった。「避難所生活における男女のニーズの違いを踏まえた対策」や「避難所運営への女性の参画」について、国分寺市地域防災計画に明確に位置づけた。	A [くらし]女性の防災会議委員を増やすことを視野に、条例改正し、実際に女性への委嘱に至ったことは成果として評価できる。
(No.70) 農業経営への男女共同参画	経済課	市内の農業において女性が果たしている役割の重要性に照らして、女性の農業経営参画につながる「家族経営協定」締結を促進します。	業経営計画認定につき3経営体が家族経営協定を締結した(家族経営協定締結件数/全経営体数=18/49、締結実績は36.7%)。※平成25年度末時点。 認定農業者を対象とした個人直売所魅力アップセミナーを開催した(市・東京都農業会議共催)。 女性の農業者を対象とした交流やバス見学ツアーを開催した(東京都農業会議主催)。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
A
協議会(総合)評価
A

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】都市計画審議会と防災会議委員への女性参加は数値的には下がっているが、必要性についての認識は増しており、次回の改選時に改善されることが期待できるため。
 【提言】
 ◆都市計画や防災などにおいて、委員の数だけでなく日常活動への女性参加の促進も考えるべき。
 ◆どこから女性農業者をエンパワーメントできるか再考していただきたい。女性農業者が元気な地域は、農業が活性化し、元気な地域となれると考える。

【評価の基準】
 A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

女性の防災会議委員を増やすことを視野に、条例改正し、実際に女性への委嘱に至ったことは成果として評価できる。
 都市計画審議会や防災会議の委員選任の際には、積極的に女性委員の増員を図ることが重要である。

IV 数値目標の達成状況

数値目標は、計画実施期間内に達成すべき数値の目標として計画で設定しているものです。

1 庁内におけるワークライフバランスの推進（事業No. 49）

数値目標 男性職員の育児休業取得率	計画策定当初	平成 25 年度
対象者 1 割の取得	5 % (1 人)	0 % (0 人)

2 審議会等の委員における性による偏りの解消（事業 No. 63）

数値目標：審議会等の委員において一方の性が 4 割を下回らないようにする。

【各種審議会等における女性の割合】※平成 26 年 4 月 1 日時点 文化と人権課調べ

①行政委員会（地方自治法第 180 条の 5 参照）

名称	庶務担当課	根拠法令	委員数	うち男性		うち女性	
				人数	割合	人数	割合
教育委員会	教育総務課（旧：庶務課）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	5	3	60%	2	40.0%
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	地方自治法第181条	4	3	75%	1	25.0%
農業委員会	農業委員会事務局	農業委員会等に関する法律（13人）・国分寺市農業委員会の委員の定数に関する条例（2人）	15	14	93%	1	6.7%
固定資産評価審査委員会	情報管理課（旧：総務課）	地方税法・国分寺市固定資産評価審査委員会条例	3	3	100%	0	0.0%
監査委員	監査委員事務局	地方自治法第195条	2	2	100%	0	0.0%

②付属機関等法律・条例により設置されている委員会等（地方自治法第 202 条の 3 等）

名称	庶務担当課	根拠法令	委員数	うち男性		うち女性	
				人数	割合	人数	割合
国分寺市表彰審査委員会	秘書担当（旧：秘書課）	国分寺市表彰条例	5	3	60%	2	40.0%
国分寺市補助金等審査会	財政課	国分寺市補助金等審査会条例	5	3	60%	2	40.0%
国分寺市行政改革推進委員会	市政戦略室（旧：政策経営課）	国分寺市行政改革推進委員会設置条例	8	6	75%	2	25.0%
国分寺市オンズパーソン	政策経営課（旧：総合情報課）	国分寺オンズパーソン条例	1	1	100%	0	0.0%
国分寺市情報公開・個人情報保護審議会	情報管理課（旧：政策法務課）	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会設置条例	12	9	75%	3	25.0%
国分寺市情報公開・個人情報保護審査会	情報管理課（旧：政策法務課）	国分寺市情報公開・個人情報保護審査会設置条例	5	4	80%	1	20.0%
国分寺市政治倫理審査会	政策法務課（旧：総務課）	国分寺市政治倫理条例	5	3	60%	2	40.0%
非常勤職員等公務災害補償等審査会	職員課	国分寺市議会の議員その他非常勤の公務災害補償等に関する条例	3	3	100%	0	0.0%
国分寺市職員懲戒審査会	職員課	国分寺市職員懲戒審査会設置条例	3	2	67%	1	33.3%
国分寺市職員倫理審査会	職員課	国分寺市職員倫理条例	3	2	67%	1	33.3%
国分寺市公益監察員	職員課	国分寺市職員等の公正な職務の執行	1	1	100%	0	0.0%
国分寺市特別職報酬等審議会	職員課	国分寺市特別職報酬等審議会設置条例	未任命				
国分寺市公共調達委員会	契約管財課（旧：総務課）	国分寺市公共調達条例	5	5	100%	0	0.0%
国分寺市国民保護協議会	防災安全課（旧：くらしの安全課）	国民保護法・国分寺市国民保護協議会条例	32	30	94%	2	6.3%

国分寺市防災会議	防災安全課（旧： くらしの安全課）	災害対策基本法・国分寺市防災会 議条例	33	30	91%	3	9.1%
国分寺市小口事業資金融資審査委員会	経済課	国分寺市小口事業資金融資条例	活動実績なし				
国分寺市商店街近代化等事業資金助成審査会	経済課	国分寺市商店街近代化等事業資金 助成条例	活動実績なし				
国分寺市消費生活審議会	経済課	国分寺市消費生活条例	6	3	50%	3	50.0%
国分寺市被害救済委員会	経済課	国分寺市消費生活条例	活動実績なし				
国分寺市認定農業者審査会	経済課	国分寺市認定農業者審査会設置条 例	5	5	100%	0	0.0%
国分寺市男女平等推進委員会	文化と人権課（旧：男女 平等人権課）	国分寺市男女平等推進条例	10	4	40%	6	60.0%
国分寺市介護保険運営協議会	介護保険課	国分寺市介護保険条例	15	11	73%	4	26.7%
国分寺市介護認定審査会	介護保険課	介護保険法・国分寺市介護保険条 例	54	35	65%	19	35.2%
国分寺市予防接種健康被害調査委員会	健康推進課	国分寺市予防接種健康被害調査委 員会条例	5	3	60%	2	40.0%
国分寺市市民健康づくり推進会議	健康推進課	国分寺市市民健康づくり推進会議 条例	活動実績なし				
国分寺市民生委員推せん会	生活福祉課（現： 地域福祉課）	民生委員法	調査時点以降に任命予定				
国分寺市地域包括支援センター運営協議 会	高齢者相談室	国分寺市地域包括支援センター運 営協議会設置条例	12	9	75%	3	25.0%
国分寺市老人ホーム入所判定委員会	高齢者相談室	国分寺市老人ホーム入所判定委員 会条例	5	3	60%	2	40.0%
国分寺市障害支援区分認定審査会	障害者相談室	国分寺市障害支援区分認定審査会 設置条例	10	9	90%	1	10.0%
国分寺市障害者自立支援協議会	障害者相談室	国分寺市障害者自立支援協議会設 置条例	11	6	55%	5	45.5%
国分寺市国民健康保険運営協議会	保険課	国民健康保険法・国分寺市国民健 康保険条例	16	15	94%	1	6.3%
国分寺市保育費等検討委員会	保育課	国分寺市保育費等検討委員会設置 条例	活動実績なし				
国分寺市立学童保育所使用料検討委員 会	子育て支援課	国分寺市立学童保育所使用料検討 委員会条例	平成10年以降活動実績なし				
国分寺市立子ども家庭支援センター運 営協議会	子育て相談室	国分寺市立子ども家庭支援セン ター運営協議会設置条例	12	4	33%	8	66.7%
国分寺市都市計画審議会	都市企画課（旧： 都市計画課）	都市計画法・国分寺市都市計画審 議会条例	16	13	81%	3	18.8%
国分寺市まちづくり市民会議	まちづくり推進課（旧： 都市計画課）	国分寺市まちづくり条例	13	10	77%	3	23.1%
国分寺市開発事業調停委員会	まちづくり推進課（旧： 都市計画課）	国分寺市まちづくり条例	4	2	50%	2	50.0%
国分寺市建築審査会	建築指導課	建築基準法・国分寺市建築審査会 設置条例	5	3	60%	2	40.0%
国分寺市交通安全対策協議会	事業計画課（旧： 道路管理課）	国分寺市交通安全対策協議会条例	15	12	80%	3	20.0%
国分寺市財産価格審議会	事業計画課（旧： 用地課）	国分寺市財産価格審議会条例	6	4	67%	2	33.3%
国分寺市湧水等保全審議会	緑と建築課（旧： 緑と水と公園課）	国分寺市湧水及び地下水の保全に 関する条例	5	5	100%	0	0.0%
国分寺市緑化推進協議会	緑と建築課（旧： 緑と水と公園課）	国分寺市の緑の保護と推進に関す る条例	14	11	79%	3	21.4%
国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進 審議会	ごみ減量推進課（旧：ご み対策課）	国分寺市廃棄物の処理及び減量並 びに再利用に関する条例	15	7	47%	8	53.3%
国分寺市環境審議会	環境計画課	国分寺市環境基本条例	12	10	83%	2	16.7%
国分寺市公害対策協議会	環境計画課	国分寺市公害防止条例	活動実績なし				
国分寺市国分寺駅北口地区第一種市街 地再開発審査会	国分寺駅周辺整備 課	国分寺都市計画事業国分寺駅北口 地区第一種市街地再開発事業の施 行に関する条例	6	6	100%	0	0.0%
国分寺市市街地再開発事業融資あっ せん審査会	国分寺駅周辺整備 課	国分寺市市街地再開発事業に係る 権利者に対する融資あっせん及び 助成に関する条例	5	5	100%	0	0.0%
国分寺市奨学資金審議会	教育総務課（旧： 庶務課）	国分寺市奨学資金支給条例	H25年度で条例は段階的な廃止とされ、今年度は必要に応 じ委嘱等を行うため、調査日現在では委嘱していない				

国分寺市コミュニティ・スクール協議会 (第7小学校)	学校指導課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	11	5	45%	6	54.5%
国分寺市コミュニティ・スクール協議会 (第8小学校)	学校指導課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	11	7	64%	4	36.4%
国分寺市社会教育委員	社会教育・スポーツ振興課	国分寺市社会教育委員の設置に関する条例	9	4	44%	5	55.6%
国分寺市青少年委員	社会教育・スポーツ振興課	国分寺市青少年委員の設置に関する条例	11	3	27%	8	72.7%
青少年問題協議会委員	社会教育・スポーツ振興課	国分寺市青少年問題協議会条例	15	10	67%	5	33.3%
スポーツ推進委員	社会教育・スポーツ振興課	スポーツ基本法	13	5	38%	8	61.5%
国分寺市文化財保護審議会	ふるさと文化財課	国分寺市文化財の保存と活用に関する条例	5	5	100%	0	0.0%
国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会	ふるさと文化財課	国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会設置条例	9	9	100%	0	0.0%
国分寺市本多公民館運営審議会	公民館課(旧:各公民館)	社会教育法・国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例	7	3	43%	4	57.1%
国分寺市立恋ヶ窪公民館運営審議会	公民館課(旧:各公民館)	社会教育法・国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例	7	2	29%	5	71.4%
国分寺市立光公民館運営審議会	公民館課(旧:各公民館)	社会教育法・国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例	7	4	57%	3	42.9%
国分寺市立もとまち公民館運営審議会	公民館課(旧:各公民館)	社会教育法・国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例	7	4	57%	3	42.9%
国分寺市立並木公民館運営審議会	公民館課(旧:各公民館)	社会教育法・国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例	7	4	57%	3	42.9%
国分寺市図書館運営協議会	図書館課(旧:図書館)	図書館法・国分寺市立図書館条例	10	5	50%	5	50.0%

③設置要綱などにより、市長の私的諮問機関として設置されている審議会等

名称	庶務担当課	根拠法令	委員数	うち男性		うち女性	
				人数	割合	人数	割合
国分寺市指定管理者候補者選定委員会	契約管財課(旧:総務課)	国分寺市指定管理者候補者選定委員会設置要綱	7	7	100%	0	0.0%
国分寺市指定管理者評価委員会	契約管財課(旧:総務課)	国分寺市指定管理者評価委員会設置要綱	7	6	86%	1	14.3%
国分寺市就労支援地域連絡会	経済課	国分寺市就労支援地域連絡会設置要綱	5	5	100%	0	0.0%
国分寺市認定農業者相談支援チーム	経済課	国分寺市認定農業者相談支援チーム設置要綱	7	6	86%	1	14.3%
国分寺市協働事業審査会	協働コミュニティ課	国分寺市協働事業審査会設置要綱	6	4	67%	2	33.3%
国分寺市市民活動推進事業等審査会	文化と人権課(旧:協働コミュニティ課及び文化のまちづくり課)	国分寺市市民活動推進事業等審査会設置要綱	7	5	71%	2	28.6%
国分寺市文化振興市民会議	文化と人権課(旧:文化のまちづくり課)	国分寺市文化振興市民会議設置要綱	20	14	70%	6	30.0%
国分寺市立いずみホール運営委員会	文化と人権課(旧:文化のまちづくり課)	国分寺市立いずみホール運営委員会設置要綱	6	4	67%	2	33.3%
国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会	子育て支援課	国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会設置要綱	調査時点以降に任命				
国分寺市要保護児童対策地域協議会(代表者会議)	子育て相談室	国分寺市要保護児童対策地域協議会設置要綱	21	15	71%	6	28.6%
国分寺市要保護児童対策地域協議会(実務者会議)	子育て相談室	国分寺市要保護児童対策地域協議会設置要綱	14	11	79%	3	21.4%
国分寺市まちづくり活動助成審査会	まちづくり推進課(旧:都市計画課)	国分寺市まちづくり活動助成審査会設置要綱	常設委員会ではないためH24・25活動なし				
国分寺市地域公共交通会議	事業計画課(旧:道路管理課)	国分寺市地域公共交通会議設置要綱	12	12	100%	0	0.0%
国分寺市環境推進管理委員会	環境計画課	国分寺市環境推進管理委員会設置要綱	12	11	92%	1	8.3%
国分寺市立小中学校給食費検討委員会	学務課	国分寺市立小中学校給食費検討委員会設置要綱	活動実績なし				
国分寺市立小学校給食調理業務委託による調理業務検証委員会	学務課	国分寺市立小学校給食調理業務委託による調理業務検証委員会設置要綱	活動実績なし				

国分寺市個別支援委員会	学校指導課	国分寺市個別支援委員会設置要綱	38	14	37%	24	63.2%
国分寺市中学校自閉症・情緒障害特別支援学級等設置検討委員会	学校指導課	国分寺市立中学校自閉症・情緒障害特別支援学級等設置検討委員会設置要綱	活動実績なし				
国分寺市立第一小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立学校運営協議会設置要綱	8	4	50%	4	50.0%
国分寺市立第二小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立学校運営協議会設置要綱	8	5	63%	3	37.5%
国分寺市立第三小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立学校運営協議会設置要綱	8	3	38%	5	62.5%
国分寺市立第四小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立学校運営協議会設置要綱	8	5	63%	3	37.5%
国分寺市立第五小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立学校運営協議会設置要綱	8	2	25%	6	75.0%
国分寺市立第六小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立学校運営協議会設置要綱	8	5	63%	3	37.5%
国分寺市立第九小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立学校運営協議会設置要綱	8	3	38%	5	62.5%
国分寺市立第十小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立学校運営協議会設置要綱	8	2	25%	6	75.0%
国分寺市立第一中学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立学校運営協議会設置要綱	8	6	75%	2	25.0%
国分寺市立第二中学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立学校運営協議会設置要綱	8	6	75%	2	25.0%
国分寺市立第三中学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立学校運営協議会設置要綱	8	4	50%	4	50.0%
国分寺市立第四中学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立学校運営協議会設置要綱	8	4	50%	4	50.0%
国分寺市立第五中学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立学校運営協議会設置要綱	8	5	63%	3	37.5%

3 女性管理職の登用促進（事業 No. 65）

数値目標 市の管理職の女性比率	計画策定当初	平成 25 年度
25% ※平成 24 年度行動計画より 10%	6.3%（4 人）	6.06%（4 人）

V 評価方法の確認事項

来年度以降の評価に向けて、男女平等推進協議会で以下の事項を確認した。

○事業所管課提出の自己点検票記載事業実績が前年を大きく下回っている場合には、その理由についても記載するよう依頼し、推進状況の評価をより適切に行うこととする。

○計画記載の事業内容を達成した所管課は、原則、評価としては計画期間内は以降毎年「達成」とはなるが、事業名が「意識づくり」など対象者等が変化していくものについては、前年度の評価が「達成」であっても、それ以外の評価となる場合があることに注意する。

VI 参考指標

参考指標は、国分寺市男女平等推進行動計画の各重点分野に関連して、男女平等社会形成の進ちよく状況を把握する上での一つのものさしになることを期待して、男女平等推進委員会との協議の上設定しているものです。

経年変化や他市との比較をすることで、現状分析と今後の課題を設定することに役立つものであり、その数値自体が目標値となるわけではありません。

【D V 分野】

○国分寺市におけるDVの相談件数（延べ）

年度	男女平等人権課(現:文化と人権課)						生活福祉課	
	女性のための カウンセリング		女性のための 法律相談		女性の悩みごと相談		母子・女性福祉相談件数	
	内DV相談		内DV相談		内DV相談		内DV相談	
22	72	16	47	8	149	71	1527	657
23	74	8	45	7	271	89	1067	210
24	51	13	37	10	219	71	1025	180
25	43	8	26	2	181	76	954	215

※文化と人権課調べ

【学 校 教 育 分 野】

○公立小学校教員における職位別男女比（26市比較）

市町村名	教員数 (本務者)	男		女		校長		副校長		主幹教諭		教諭		養護教諭		栄養教諭	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
八王子市	1,627	663	964	56	10	61	12	56	47	490	824	0	71	0	0	0	0
立川市	474	175	299	18	2	17	3	14	8	126	265	0	21	0	0	0	0
武蔵野市	283	100	183	8	4	5	7	10	17	77	143	0	12	0	0	0	0
三鷹市	420	166	254	12	3	13	2	21	13	120	221	0	15	0	0	0	0
青梅市	395	163	232	14	2	17	—	20	17	112	199	0	13	0	1	0	1
府中市	635	245	390	15	7	19	4	30	11	181	344	0	23	0	1	0	1
昭島市	325	147	178	11	4	13	3	16	13	107	146	0	12	0	0	0	0
調布市	529	180	349	16	4	11	9	22	13	131	302	0	21	0	0	0	0
町田市	1,195	442	753	31	10	33	9	45	42	333	647	0	44	0	1	0	1
小金井市	254	80	174	8	1	5	4	10	6	57	154	0	8	0	1	0	1
小平市	495	184	311	15	4	14	5	23	16	132	265	0	20	0	1	0	1
日野市	471	185	286	11	6	14	3	20	18	140	241	0	17	0	1	0	1
東村山市	377	155	222	14	1	10	5	15	11	116	190	0	15	0	0	0	0
国分寺市	269	98	171	8	2	6	4	8	14	76	141	0	10	0	0	0	0
国立市	187	80	107	7	1	6	2	14	2	53	93	0	9	0	0	0	0
福生市	158	71	87	6	1	6	1	5	3	54	73	0	8	0	1	0	1
狛江市	172	64	108	5	1	5	1	7	3	47	96	0	6	0	1	0	1
東大和市	250	96	154	8	2	6	4	13	6	69	132	0	9	0	1	0	1
清瀬市	207	77	130	8	1	7	2	13	3	49	115	0	8	0	1	0	1
東久留米市	318	119	199	11	2	7	6	11	8	90	167	0	15	0	1	0	1
武蔵村山市	237	108	129	8	—	8	2	8	8	84	111	0	8	0	0	0	0
多摩市	422	163	259	15	3	15	3	24	16	109	217	0	19	0	1	0	1
稲城市	274	95	179	9	2	6	5	7	4	72	156	0	12	1	0	0	0
羽村市	172	76	96	6	1	6	1	9	6	55	81	0	7	0	0	0	0
あきる野市	263	106	157	9	1	7	3	11	10	78	136	0	7	1	0	0	0
西東京市	501	173	328	15	4	13	7	25	18	120	279	0	19	0	1	0	1

※平成25年度学校基本調査より作成

○公立中学校教員における職位別男女比（26市比較）

市区町村名	教員数 (本務者)	男		女		校長		副校長		主幹教諭		教諭		養護教諭		栄養教諭	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
八王子市	908	513	395	36	1	36	4	98	20	343	331	—	39	—	—	—	—
立川市	227	124	103	9	—	8	1	18	7	89	86	—	9	—	—	—	—
武蔵野市	157	91	66	6	1	6	1	18	5	61	51	—	8	—	—	—	—
三鷹市	205	110	95	3	4	6	1	14	4	87	79	—	7	—	—	—	—
青梅市	264	161	103	10	1	11	—	30	6	110	87	—	9	—	—	—	—
府中市	327	174	153	10	1	11	—	30	4	123	136	—	12	—	—	—	—
昭島市	163	99	64	5	1	6	—	12	1	76	56	—	6	—	—	—	—
調布市	243	132	111	6	2	8	—	16	3	102	97	—	9	—	—	—	—
町田市	632	352	280	20	—	18	2	49	21	265	235	—	22	—	—	—	—
小金井市	137	82	55	4	1	5	—	16	3	57	46	—	5	—	—	—	—
小平市	246	139	107	7	1	7	1	22	4	103	93	—	8	—	—	—	—
日野市	240	135	105	7	1	7	1	24	4	97	90	—	9	—	—	—	—
東村山市	217	129	88	7	—	8	—	21	6	93	76	—	6	—	—	—	—
国分寺市	131	76	55	5	—	4	1	13	1	54	49	—	4	—	—	—	—
国立市	86	45	41	3	—	3	—	5	5	34	32	—	4	—	—	—	—
福生市	81	48	33	3	—	3	—	5	1	37	29	—	3	—	—	—	—
狛江市	95	56	39	4	—	4	—	9	4	39	31	—	4	—	—	—	—
東大和市	132	83	49	4	1	5	—	14	1	60	43	—	4	—	—	—	—
清瀬市	120	68	52	5	—	4	1	13	2	46	44	—	5	—	—	—	—
東久留米市	171	95	76	7	—	5	2	15	5	68	62	—	7	—	—	—	—
武蔵村山市	130	74	56	4	1	5	—	8	4	56	47	—	4	1	—	—	—
多摩市	199	108	91	9	—	9	—	20	8	70	74	—	9	—	—	—	—
稲城市	142	79	63	5	1	5	1	12	4	57	50	—	7	—	—	—	—
羽村市	92	50	42	3	—	3	—	9	1	35	38	—	3	—	—	—	—
あきる野市	149	91	58	6	—	6	—	16	4	63	50	—	4	—	—	—	—
西東京市	243	136	107	9	—	8	1	26	3	93	93	—	10	—	—	—	—

※平成25年度学校基本調査より作成

【保育分野】

○保育所入所児童数と待機児童数（26市比較）

市町村名	平成25年4月1日				平成24年4月1日				増減			
	就学前 児童人口	保育サ- ビス利用 児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育サ- ビス利用 児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育サ- ビス利用 児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数
八王子市	26,963	10,716	39.7%	253	27,347	10,333	37.8%	375	△ 384	383	1.9%	△ 122
立川市	8,824	3,577	40.5%	88	8,888	3,467	39.0%	77	△ 64	110	1.5%	11
武蔵野市	6,368	1,919	30.1%	181	6,146	1,936	31.5%	120	222	△ 17	△ 1.4%	61
三鷹市	8,771	2,936	33.5%	160	8,693	2,788	32.1%	128	78	148	1.4%	32
青梅市	6,146	3,286	53.5%	19	6,351	3,238	51.0%	24	△ 205	48	2.5%	△ 5
府中市	13,821	4,831	35.0%	181	13,963	4,639	33.2%	182	△ 142	192	1.8%	△ 1
昭島市	5,678	2,544	44.8%	46	5,716	2,549	44.6%	46	△ 38	△ 5	0.2%	0
調布市	11,780	3,954	33.6%	249	11,513	3,675	31.9%	180	267	279	1.7%	69
町田市	21,282	6,570	30.9%	257	21,669	6,146	28.4%	293	△ 387	424	2.5%	△ 36
小金井市	5,504	1,697	30.8%	188	5,383	1,660	30.8%	138	121	37	0.0%	50
小平市	9,560	2,847	29.8%	174	9,352	2,680	28.7%	179	208	167	1.1%	△ 5
日野市	9,181	3,497	38.1%	155	9,162	3,460	37.8%	153	19	37	0.3%	2
東村山市	7,763	2,408	31.0%	81	7,859	2,268	28.9%	195	△ 96	140	2.1%	△ 114
国分寺市	5,530	1,961	35.5%	53	5,404	1,823	33.7%	19	126	138	1.8%	34
国立市	3,312	1,278	38.6%	32	3,345	1,230	36.8%	44	△ 33	48	1.8%	△ 12
福生市	2,549	1,335	52.4%	0	2,631	1,317	50.1%	25	△ 82	18	2.3%	△ 25
狛江市	3,407	1,120	32.9%	47	3,332	1,034	31.0%	79	75	86	1.9%	△ 32
東大和市	4,596	1,945	42.3%	79	4,619	1,875	40.6%	64	△ 23	70	1.7%	15
清瀬市	3,423	1,234	36.1%	52	3,497	1,226	35.1%	53	△ 74	8	1.0%	△ 1
東久留米市	5,427	1,961	36.1%	120	5,433	1,872	34.5%	104	△ 6	89	1.6%	16
武蔵村山市	4,101	1,985	48.4%	46	4,225	2,014	47.7%	44	△ 124	△ 29	0.7%	2
多摩市	6,825	2,690	39.4%	75	7,058	2,672	37.9%	140	△ 233	18	1.5%	△ 65
稲城市	5,162	1,848	35.8%	50	5,235	1,822	34.8%	43	△ 73	26	1.0%	7
羽村市	2,928	1,358	46.4%	6	2,967	1,359	45.8%	10	△ 39	△ 1	0.6%	△ 4
あきる野市	4,166	1,825	43.8%	35	4,336	1,804	41.6%	16	△ 170	21	2.2%	19
西東京市	10,036	3,098	30.9%	184	10,010	2,893	28.9%	190	26	205	2.0%	△ 6

※東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課「平成25年度保育所待機児童等の状況調査」より作成

○病児・病後児保育実施状況（26市比較）

	病後児保育				病児保育			
	実施・未実施	施設数	定員数	対象	実施・未実施	施設数	定員数	対象
八王子市	実施	3	12	産休明け～小3	実施	2	8	産休明け～小3
立川市	実施	1	4	4ヶ月～小3	実施	1	4	4ヶ月～小3
武蔵野市	実施	2	8	6ヶ月～小3	実施	1	4	6ヶ月～小3
三鷹市	実施	2	8	4ヶ月～就学前	実施	2	8	4ヶ月～就学前
青梅市	実施	1	4	産休明け～就学前 保育施設在籍者	未実施	-	-	
府中市	実施	2	10	5ヶ月～小3	実施	2	10	5ヶ月～小3
昭島市	実施	2	7	1歳～就学前	実施	1	4	1歳～就学前
調布市	実施	2	8	1歳～小3	実施	2	8	1歳～小3
町田市	実施	5	20	1歳～小3	実施	1	4	4ヶ月～小2
小金井市	実施	1	4	1歳～就学前	未実施	-	-	
小平市	実施	1	4	6ヶ月～就学前	未実施	-	-	
日野市	実施	2	8	産休明け～小3	実施	1	4	産休明け～小3
東村山市	未実施	-	-		未実施	-	-	
国分寺市	実施	3	12	産休明け～就学前 保育施設等在籍者	実施	1	2(*)	産休明け～就学前 保育施設等在籍者
国立市	実施	1	6	6ヶ月～小3	実施	1	6	6ヶ月～小3
福生市	実施	2	8	6ヶ月～就学前	未実施	-	-	
狛江市	実施	1	10	小3以下	実施	1	10	小3以下
東大和市	実施	1	6	6ヶ月～小3	実施	1	6	6ヶ月～小3
清瀬市	実施	2	10	1歳～小3	実施	1	6	1歳～小3
東久留米市	実施	1	4	1歳～小低学年	実施	1	4	1歳～小低学年
武蔵村山市	実施	1	4	6ヶ月～就学前 保育施設等在籍者	未実施	-	-	
多摩市	実施	1	6	未就学児・ 学童クラブ入所児	未実施	-	-	
稲城市	実施	2	6	4ヶ月～就学前	実施	1	4	4ヶ月～小3
羽村市	実施	1	4	0歳以上 保育施設等在籍者	未実施	-	-	
あきる野市	実施	1	3	保育施設在籍者	未実施	-	-	
西東京市	実施	2	10	6ヶ月～小4	実施	1	6	6ヶ月～小4

(*)国分寺市は病児保育の定員を記載。病児対応型施設の定員4名のうち病児保育の定員は2名。
他市は詳細不明のため病児保育対応型施設の定員を記載。

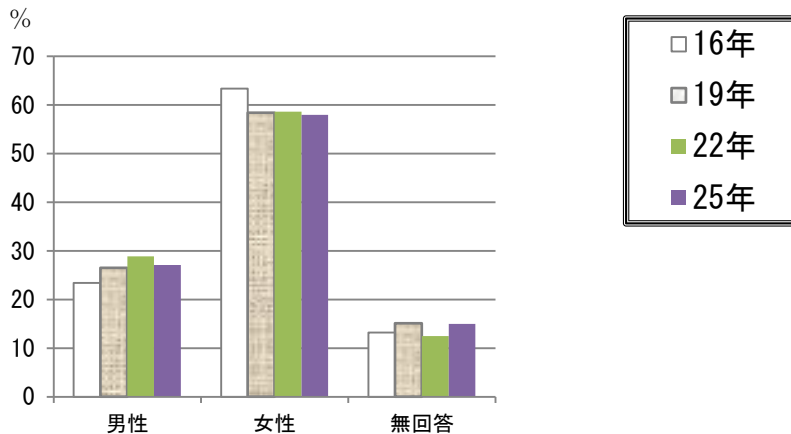
※保育課作成（平成25年4月1日現在の状況）

【高齢者介護分野】

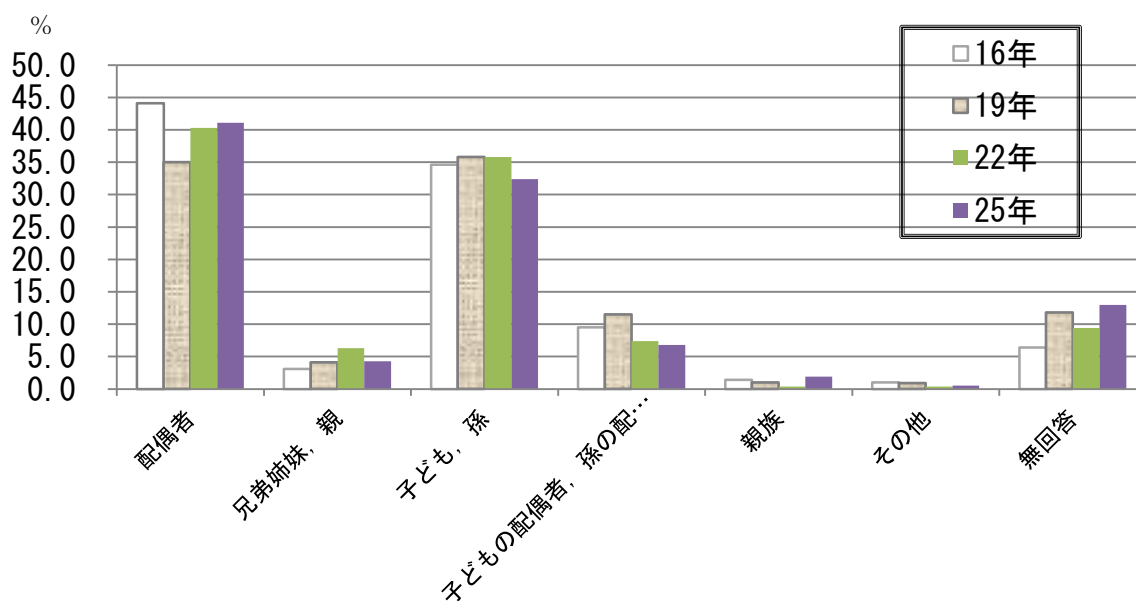
○在宅介護における主介護者の性別と要介護者との続柄（経年比較）

※国分寺市市民生活・意向等調査 介護保険実態調査より作成

<主介護者の性別>



<要介護者からみた主介護者の続柄>



【防 災 分 野】

○防災会議における委員の男女構成比 (26市比較)

市町村名	防災会議委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性割合(%)
八王子市	47	8	17.0
立川市	40	4	10.0
武蔵野市	27	4	14.8
三鷹市	34	7	20.6
青梅市	33	5	15.2
府中市	27	4	14.8
昭島市	40	3	7.5
調布市	33	3	9.1
町田市	33	0	0.0
小金井市	30	8	26.7
小平市	32	4	12.5
日野市	27	7	25.9
東村山市	29	3	10.3
国分寺市	32	3	9.4
国立市	24	4	16.7
福生市	28	1	3.6
狛江市	29	7	24.1
東大和市	24	4	16.7
清瀬市	25	7	28.0
東久留米市	22	8	36.4
武蔵村山市	30	3	10.0
多摩市	24	2	8.3
稲城市	18	2	11.1
羽村市	27	3	11.1
あきる野市	34	6	17.6
西東京市	32	6	18.8

※文化と人権課調べ
平成26年3月31日現在成

【モデル事業所】

○事務系市職員の職位別男女比（26市比較）

市区町村名	管理職総数 (A)	うち女性	割合	係長級総数 (B)	うち女性	割合	職員総数 (AB除く) (C)	うち女性	割合	総数 (A + B + C)	うち女性	割合
八王子市	125	14	11.2%	340	29	8.5%	1,184	488	41.2%	1,649	531	32.2%
立川市	68	10	14.7%	175	39	22.3%	461	166	36.0%	704	215	30.5%
武蔵野市	79	6	7.6%	151	52	34.4%	380	202	53.2%	610	260	42.6%
三鷹市	105	14	13.3%	103	24	23.3%	362	168	46.4%	570	206	36.1%
青梅市	61	4	6.6%	136	13	9.6%	379	163	43.0%	576	180	31.3%
府中市	105	10	9.5%	126	14	11.1%	536	291	54.3%	767	315	41.1%
昭島市	56	6	10.7%	107	21	19.6%	266	104	39.1%	429	131	30.5%
調布市	120	15	12.5%	178	59	33.1%	558	263	47.1%	856	337	39.4%
町田市	152	8	5.3%	344	78	22.7%	918	413	45.0%	1,414	499	35.3%
小金井市	63	11	17.5%	95	22	23.2%	257	101	39.3%	415	134	32.3%
小平市	104	8	7.7%	113	21	18.6%	356	133	37.4%	573	162	28.3%
日野市	102	17	16.7%	93	21	22.6%	397	168	42.3%	592	206	34.8%
東村山市	73	3	4.1%	148	27	18.2%	315	141	44.8%	536	171	31.9%
国分寺市	53	2	3.8%	100	21	21.0%	272	114	41.9%	425	137	32.2%
国立市	43	4	9.3%	61	13	21.3%	170	65	38.2%	274	82	29.9%
福生市	51	3	5.9%	99	25	25.3%	184	69	37.5%	334	97	29.0%
狛江市	43	5	11.6%	52	12	23.1%	177	71	40.1%	272	88	32.4%
東大和市	54	3	5.6%	84	13	15.5%	230	97	42.2%	368	113	30.7%
清瀬市	44	3	6.8%	73	30	41.1%	326	196	60.1%	443	229	51.7%
東久留米市	38	3	7.9%	80	18	22.5%	252	116	46.0%	370	137	37.0%
武蔵村山市	51	2	3.9%	94	15	16.0%	235	89	37.9%	380	106	27.9%
多摩市	63	6	9.5%	124	28	22.6%	436	216	49.5%	623	250	40.1%
稲城市	40	2	5.0%	81	27	33.3%	198	69	34.8%	319	98	30.7%
羽村市	59	7	11.9%	76	3	3.9%	150	84	56.0%	285	94	33.0%
あきる野市	45	3	6.7%	111	19	17.1%	180	68	37.8%	336	90	26.8%
西東京市	74	5	6.8%	163	36	22.1%	364	168	46.2%	601	209	34.8%
東京都	1,629	273	16.8%	5072	1,624	32.0%	12508	6,610	52.8%	19209	8,507	44.3%

※東京都については平成24年4月1日現在

※東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課作成「平成25年度区市町村男女平等参画施策推進状況調査報告」より作成

Ⅶ 参考資料

- 資料No. 1 平成 25 年度推進状況内訳書
- 資料No. 2 自己点検票書式
- 資料No. 3 会議の開催状況
- 資料No. 4 国分寺市男女平等推進行動計画の概要
- 資料No. 5 国分寺市男女平等推進条例
- 資料No. 6 国分寺市男女平等推進協議会設置規程

資料No. 1 平成 25 年度事業推進状況内訳書（所管課提出の自己点検票事業実績を転載）

基本目標 1 男女の人権を尊重するまち

課題1 男女平等意識の醸成

施策(1) 家庭や地域における男女平等の意識づくり

No.	事業名	所管課	事業実績					
1	男女平等に関する学習機会の提供	(現・男女平等人権課)	〇庁内横断的に男女平等の概念を事業に浸透させるため、各種講座を実施する際には連携できる部署がないか検討し、あれば連携を働きかけた。その結果、各課の事業と男女平等施策とを関連付けることができた。連携した際に各課の担当職員と関わることによって、職員への情報提供も同時に行うことができた。例として、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座における市内小中学校養護教諭との関わり、介護における男女共同参画・虐待防止講座における高齢者相談室との関わり、防災講座における旧くらしの安全課との関わりがあげられる。					
			〇幼児期における男女平等教育の推進を図るため、講座を行った(講座のタイトルを「親だからできる子どもが伸びる三つのチカラ」として、男女平等教育に直接の関心がない方の集客も図り、定員を上回る参加があった)。					
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	
			関連主催講座	8	742	174,200		
		他課との連携講座数	4	194	97,000			
		チラシ配布枚数				約20,000		
		公民館課	公民館の保育室事業は、親子それぞれの仲間づくりの場・子どもの育つ力を大事にした子育てについて考える場・親の今後の生き方を考える場として取り組んでいる。保育室に子どもを預ける経験や仲間との学習を通して、固定観念や思い込みを問い直し、改めて女性や男性の生き方を見直す学習を目指した。子育てや家事の男女のかかわりなどから性別役割について話し合った。					
			内容	回数(回)	延人数(人)	予算(円)	その他	
			保育室に子どもを預けて活動している親の人数	218	2,910	4,206,000		
			お父さん応援講座	5	92	77,000		
		男性のための食生活講座	3	42	60,000			
		保育課	〇保育所の日々の保育の中では男性保育士も女性保育士も安心・安全な保育、より良い保育という共通の目標の下、協力し合っている。					
〇児童に対しても男児・女児分け隔てない保育を行った。								
〇幼児期から性差を意識しない教育環境を設けることで、共同参画意識を促せるようにしている。								
〇園行事や地域交流で集まった保護者に、男性保育士の存在と保育をする姿を見せることで、子育ては男女隔てないものという意識と、子育てをすることの喜びを感じてもらった機会とした。								
内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	割合				
公立保育園男性保育士数・保育士に占める割合		6		9%				
私立保育園男性保育士数・保育士に占める割合		22		9%				
2	男女平等に関する情報の収集と提供	(現・男女平等人権課)	〇本多公民館主催の子育てを考える学習会に年間を通じて職員が出席し、男女平等に関する情報提供と意見交換を行った(6回)。					
			〇「教育虐待？」をテーマに、市民編集委員とともにセンター情報誌を発行した。情報誌において、市内でのインタビュー記事を増やし、そこに関わる多くの方の関心を呼び起こすようにした。					
			〇市内医師会・歯科医師会加盟の病院・歯科医院への配布数を増やし、多くの患者が手に取ることができるようにした。					
			〇昨年度に引き続き、講座を開催するときには必ず市のHPのイベント情報に掲載し、ワンクリックで講座のカラーチラシが見られるようにした。〇図書資料室の配架を、市民が手に取りやすいように並び変えた。					
		〇情報誌とともに、ライツライブラリーニュースを発行し、おススメ本や新着本を紹介した。						
		内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他		
		男女平等推進センター情報誌発行	1			2,500部		
		図書資料室貸出数		延べ110人		延べ200冊		
		図書館課	〇市内各図書館で、男女平等・人権・家庭のあり方などを主題にした図書を、継続的に購入し、提供した。					
			〇市等(国・東京都等を含む)が発行する男女平等・人権問題などの施策資料や啓発パンフレットなども収集し提供するように留意している。					
〇前年に引き続き、市立図書館ホームページで、ライツこくぶんじ(男女平等推進センター)図書資料室の所蔵情報のページを設置した。								
内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他				
男女平等・人権・家庭のあり方などを主題にした図書の受入冊数				39冊				

3	(現・総 市情 政戦 略報 課室)	○市報発行やホームページの作成・維持管理等では、男女平等人権課と連携して、男女平等の視点に立ち、人権及び男女平等を尊重した広報活動を行なった。 ○広報連絡会議を開催し、参加した広報連絡員を通じて全庁的に男女平等の視点に立った記事作成を促した。				
		内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		市報発行	24		40,830,000	
	広報連絡会議	2	49			
	課(現・文 人権 文化)	ハーフ条約の締結に向けての情報提供を、男女平等推進センター内の掲示板で行った。				
		内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
	公民館課	地域に住む外国人の日本語学習支援、および市民との交流を目的とし、日常生活での日本語使用において、出来るだけ不自由のないよう、また活動が制限されないことがないよう、日本語の基本的な知識・話法を生活レベルで習得をめざすことをねらいとし、春学期(4月～7月)、秋学期(9月から12月)、冬学期(1月から3月)で全32回実施。				
		内容	回数(回)	延人数(人)	予算(円)	その他
		外国人のための生活日本語講座	32	265	スタッフ賃金243,200	
	文化のま ちづくり コミュニティ 課(現・協)	以下の事業について、国分寺市国際協会へ補助金を支出。 ●国際理解講座「世界を知ろうシリーズ」(年4回実施) 第1回「バングラディッシュの社会の現状と人々の生活」6月29日実施、参加者31名 第2回「EUの中核＝ドイツの現状と課題を多面的に見る」9月14日実施、参加者45名 第3回「大国＝ブラジルの明と暗―社会と人々の生活の今」12月14日実施、参加者31名 第4回「日本の領土問題について―問われる日本の外交力」3月1日実施、参加者48名 ●日本語地域連携連絡会懇談会「各国の子育て事情」3月15日実施、参加者47名				
		内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
講座		4	155	120,000		
	日本語地域連携連絡会懇談会	1	47	50,000		

施策(2) 学校における男女平等教育の充実

No.	事業名	所管課	事業実績				
4	男女平等の推進の視点を	学校指導課	○人権課題についての指導方法の改善・充実を図るために、授業研究やリーフレットの作成を年4回行った。 ○市独自のいじめに関する実態調査を年間3回実施し、性差にかかわらず相手を大切にすることの重要性について、啓発を行った。 ○各中学校では毎年度全国中学生人権作文コンテストに参加している。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			人権教育推進委員会(分科会を含む)	4	17		
			人権作文コンテスト応募作品数			883編	
5	性別に職業と進路の意識を醸成させる	学校指導課	児童・生徒の望ましい勤労観・職業観を育むために、中学生を対象とする職場体験活動を3日間実施するとともに、義務教育9年間を通じたキャリア教育を推進している。具体的には、平成25年度は中学校全校で1年生又は2年生が職場体験を行った。さらに「生き方」指導を基本としたキャリア教育・進路指導推進委員会を2回開催した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			中学生職場体験活動参加者数				5校 3日
			キャリア教育・進路指導推進委員会	2			
6	教職員の研修の男女平等の実施	学校指導課	○各学校においては男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念が児童・生徒に理解させるために、学習指導要領に基づいて、男女平等教育の適正な実施に努めている。 ○校内において、セクシュアル・ハラスメント担当を配置して、相談出来る体制を作っている。 ○教員研修では、セクシュアル・ハラスメントやその他の非違行為を防止するため、各学校における服務事故防止研修を年2回実施している。 ○毎月の校長や副校長への連絡時に、服務事故事例を使いながら事故防止のための啓発を図っている。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			服務事故防止研修会	2			

施策(3) 庁内における男女平等意識の徹底

No.	事業名	所管課	事業実績				
7	職員への男女平等研修の実施	職員課	・男女平等研修として、平成24年度に引き続き庁内研修「ワーク・ライフ・バランス研修」を全職層を対象に実施した。 ・例年どおり、新任研修及び重点課題研修として「セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント防止研修」を実施した。 ・東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画社会形成研修」に職員を派遣した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			ワーク・ライフ・バランス研修	1	22		
			セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント防止研修	1	23		
		東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画社会形成研修」への派遣	1	4			
		(現・文化と人権課)	○新人研修において、係長が最新の具体的なデータをもとにセクシュアル・ハラスメント防止についての講座を実施した。 ○ワーク・ライフ・バランス啓発イベントにおけるイクメン男性職員紹介や職員意識調査を通じて、意識啓発を図った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		新人職員研修	1				
		保育課	ハラスメントやワークライフバランスの庁内研修に職員を派遣し、男女平等の意識について認識を高めた。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
庁内職員研修参加職員数	2	3					
子育て支援課	児童館・学童保育施設として、子どもたちの男女平等の意識形成などに配慮するよう職員会議等での事例研究や情報交換をした(職員会議の場所を各児童館・学童保育施設での設定とし、施設環境を見ながらトイレのスリッパの色や施設内掲示物の表記など男女平等を意識している設定であるか情報交換した)。						
	内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他		
事例研究・情報交換	2	42		0			
8	男女平等に関する職員意識調査の実施	職員課	平成25年度から26年度の男女平等に関する職員意識調査の実施にあたっては、調査内容を男女平等人権課(文化と人権課)と協力して検討し、それに基づき調査を行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		男女平等に関する職員意識調査	1				
		(現・文化と人権課)	3月に、職員(正規職員、嘱託職員、再任用職員)に対する男女平等に関する意識調査を実施した。				
内容	回数(回)		人数(人)	予算(円)	その他		
男女平等に関する職員意識調査票配布	1	1,096					

施策(4) 男女平等に関する実態把握

No.	事業名	所管課	事業実績				
9	男女平等に関する市民意識調査の実態調査	(現・文化と人権課)	市民意識調査の情報を、公民館における学習会で提供した。 主催講座を実施する際に、市民意識調査のデータを参考にした。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
10	資料・データの整備	(現・文化と人権課)	○昨年度に引き続き、男女平等推進状況評価報告書を9月に発行し、行動計画の推進状況と市が行っている男女平等推進関連事業についての情報提供を行った。 ○図書資料室の蔵書点検をし、資料・データ等が市民に対して分かりやすくなるように配架した。 ○平成22年度に実施した国分寺市民意識・実態調査の概要を、公民館の学習会で市民にわかりやすく提供した。 ○各課に当課から直接連絡し、審議会への女性登用状況を調査して庁内掲示板で公表した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他

施策(5) 男女の人権に配慮した表現の推進

No.	事業名	所管課	事業実績				
11	メディア・リテラシーを育成する学習機会(情報活用能力)	(現・男女平等文化と人権課)	メディア・リテラシーに特化した学習の機会には行っていないが、性被害の防止とからインターネット上の人権侵害に触れる講座を実施した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			子どものネット被害対策講座「親の知らないスマホの身、教えます」	1	15	26,000	
		公民館課	5館での取り組み方に違いはあるものの、連続講座の中の1回をメディア・リテラシーに関する学習会としたり、メディア・リテラシーに関わる事が出されるたびに学ぶ機会を設けたりした。また、メディア・リテラシーを学ぶ講演会を実施した。				
			内容	回数(回)	延人数(人)	予算(円)	その他
			幼い子のいる親のための教室	5	73	121,000	
			メディア・リテラシー講演会	1	13	26,000	
		学校指導課	○情報教育・ICT教育活用委員会を年2回、情報教育・ICT教育活用研修会を年1回開催し、その中で教員や保護者を対象とする情報モラルに関する研修会も行い、情報教育の推進に努めた。 ○情報モラルを高めるよう各学校において指導をした。 ○全校において、携帯電話やインターネット犯罪から身を守るための指導を実施した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			情報教育・ICT活用推進委員会	2			
情報教育・ICT活用研修会	1						
	情報モラル研修会	1					
12	市男女平等の視点での見直し	総合情報戦略課(現・市行政戦略室)	○各課に所属する広報連絡員を対象にした「広報連絡会議」において、記事作成時の諸注意事項として、文章・イラスト等について、男女平等の観点から市報等の記事を作成するように周知を図った。 ○年24回発行の市報記事において、男女平等の観点が欠けている原稿については、記事入稿前に総合情報課と担当課とで協議し修正した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			広報連絡会議の開催	2	49	0	
		(現・男女平等文化と人権課)	ガイドラインの方向性と策定スケジュールについて検討した。 検討結果は以下の通り： ○構成は、現在作成中のものをたたき台とし、記載の内容を検討・再考、イラストの変更が必要。 ○市内部組織として男女平等推進専門委員会で検討し、付属機関として男女平等推進委員会での検討を経て、男女平等推進協議会にかけたのち、庁議に付議する。 ○ガイドラインの名称、対象範囲を、社会情勢の変化や機構改革の結果を加味し再考することも視野に入れる。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		公民館課	公民館だより「けやきの樹」や事業のポスター・チラシなどの作成にあたっては、人権を尊重した表現を行っている。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			公民館だより「けやきの樹」の発行・配布	12		0	市報と合併
		13	「男女平等のガイドライン」による普及	課(現・男女平等文化と人権課)	ガイドラインの策定について方向性の検討を行ったが、策定までは至らなかったため広報もしていない。		
	内容			回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
(現・総合情報戦略室)	ガイドラインの策定にはいたらなかったが、広報連絡会議を通じ、男女平等の視点を配慮するよう周知した。						
	内容			回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
	広報連絡会議の開催			2	49		

課題2 たがいの性の尊重と健康支援

施策(1) たがいの性を理解し、尊重する意識の醸成

No.	事業名	所管課	事業実績				
14	たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供	(現・男女平等文化と人権課)	○児童や保護者に対して直接「たがいの性を理解し、尊重するための学習機会」を提供しても集客が見込みづらいと考えたため、支援者が共通認識を持ち、相談者に対応することができるような学習機会を設けた。(講座名:子どもたちを取り巻くところからの問題の今～支援者の立場から学ぶ) ○上記学習会に、養護教諭等テーマに関心のある市内小中学校教職員や保育士などの市職員が参加した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			学習会	1	37		
		子育て支援課	日常の児童館において、児童同士が自然な関わりをもてるよう配慮している。小学生から中学生などの若年層が、同空間にて自然な形で相手と調和がとれる場の設定として、館内宿泊を実施する。また、児童館と学童保育所および中学生障害児保育が実施されている施設においては、日常的に幅広い学年の関わりが持て、多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成が行われている。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			児童館館内宿泊の実施(6館)	12	735		
		学校指導課	小学校4年生の体育では、体の発育・発達について理解できるようにしている。中学校1年生では、思春期には、内分泌の働きによって生殖にかかわる機能が成熟することや、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となることを指導している。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			小学校における対象授業				各2時間
	中学校における対象授業				各3時間		
15	HIVや性感染症などに関する情報提供	男女平等文化と人権課(現・文化)	直接的な情報提供は行わなかった。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		健康推進課	基本的にHIV・性感染症対策は、都の事業であるため、センター内にポスターの掲示や相談時・講座実施時における啓発資料(リーフレット等)の配布を実施している。健康推進課では、相談時に対応(質問に回答)したり、保健所で行っている無料のHIV検査や性感染症を調べられるクリニックについての紹介を行っている。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		学校指導課	小学校6年生の体育の学習指導では、病気の予防について取り上げる中でエイズの理解と感染者に対する接し方を指導し、中学校3年生の保健体育では、感染症は病原体が主な要因となって発生すること、感染症の多くが発生源をなくすことや感染経路を遮断すること、主体の対抗力を高めることによって予防できることを指導している。こうした教育活動をとおして、HIVや性感染症などに関する児童・生徒の適正な理解を図った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			小学校における対象授業				各1時間
			中学校における対象授業				各1時間

施策(2) 性差や年代に応じた健康支援

No.	事業名	所管課	事業実績				
16	性差や年代に応じた健康に関する情報提供・相談事業	健康推進課	全世代共通の悩みである睡眠についての講座(睡眠の質と睡眠障害について)を実施した。その他、ママ講座として育児中の母親をターゲットとした講座も実施した。栄養・女性・睡眠・ママ講座などにおいては、保育(託児)も実施し、子育て中の女性も参加しやすいように配慮した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			女性講座(女性のがん予防・乳がん子宮がん、骨粗しょう症などについて)	2	72	52,845	
			睡眠についての講座(睡眠の質と睡眠障害について)	1	14	41,820	男女比0対14
	ママ講座(子どもの歯・薬・ママのリラックス体操)→(子どもの歯・栄養、ママの体操)へ。	1	7	66,935			

17	性差に配慮した健診・検診の実施	健康推進課	・骨粗検診:20歳以上の女性を対象に実施。実施期間:平成25年6月7日(金)~9日(日)。参加者数合計:422名。 ・乳がん検診:40歳以上の女性を対象に、4月~翌年3月、国分寺市医師会公衆衛生センターおよび東京都がん検診センターで実施。受診者総数:2,444人。 ・子宮がん検診:20歳以上の女性を対象に、4月=翌年2月、国分寺・小金井・小平市内の指定医療機関で実施。 受診者総数:2,786人。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			骨粗しょう症検診	1	422	245,143	
			乳がん検診・子宮がん検診		5,230	52,398,500	
18	妊産婦への支援	健康推進課	妊娠届出時に、産後のメンタルヘルスについての周知・相談の紹介。また、アンケートにて妊娠に対する気持ちや協力者の有無、出産後の就労等について確認。必要に応じて個別フォロー・相談を実施。妊婦・産婦・新生児訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)、乳幼児健診や3~4箇月児健診と同時実施の産婦相談を実施している。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			母子手帳交付件数		1,040	587,664	
			妊産婦・新生児訪問件数		1,114	6,656,100	
			助産師による電話訪問(保健師含)		430	138,600	

課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(1) ドメスティック・バイオレンスの予防のための取組み

No.	事業名	所管課	事業実績				
19	広報啓発活動による普及	(現・男女平等・文化と人権課)	○啓発講座を3回開催した。 ①子どもと家庭の講座「ママ、ボクがわるいのかな?」:DV家庭で育った子どもたちの支援 ②心理講座「母と娘の幸福な距離をさぐる」:DVのメカニズム・背景を探る ③「NOと言える自分になる!断る心理テクニック」:被害者の自立支援 ○啓発リーフレットを新たに市内の民間商業施設におけるよう調整を図り、広く一般市民の目に触れるようにした。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			啓発講座開催	3	45	93,900	
			リーフレット配布数			3,200枚	
20	「デートDV」に関する啓発	男女平等・文化と人権課(現・)	デートDVについて直接取り上げたわけではないが、子どもたちをめぐる性の状況を学ぶ講座(子どもの支援者になる立場の養護教諭、子ども家庭支援センター職員、保健師等を対象)において、小中学生からデートDVは生じる可能性があることにも言及した。				
		内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	
		関連講座開催	1	37	35,000		
		子育て支援課	児童館の中高校生タイムの実施により、中学生・高校生または17歳以下の若年層が自然な形で、自分を取り巻く人間関係や恋愛の話を日常会話として出来るような場の設定をしている。				
		内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	
		中高生タイムの実施	232	680			
21	学校教育における暴力予防教育	学校指導課	いじめ防止児童会・生徒会フォーラムを開催し、児童・生徒の意識の向上を図り、主体的に考え、行動する機会とした。市独自の暴力を含めたいじめに関する実態調査を年間3回実施し、いじめ防止・早期発見の意識啓発を継続的に行った。また、国の問題行動調査も年間1回実施している。教員に対しては不適切な指導を含めて、体罰防止の啓発をした。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			いじめに関する実態調査	3			
			問題行動調査	1			
			いじめ防止児童会・生徒会フォーラム	1	95		

施策(2) ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

No.	事業名	所管課	事業実績				
22	健診などを通じての発見と対応	健康推進課	母子保健事業を通じて、母親や家族背景を把握。保健師の役割を説明し、信頼関係を築き、安心して相談できる関係を作った。家族の全体像をアセスメントし、安全確保と、生活面や精神面でのフォローとして必要な機関(相談・医療機関)の利用・支援者の自己決定を支援した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他(受診率)
			3~4箇月児健康診査	24	955	4,760,000	94.7%
			1歳6箇月児健康診査	24	879	8,111,000	91.9%
			3歳児健康診査	24	860	6,776,000	94.1%
23	関係者による通報の周知	(現・文化と人権課) 男女平等の人権課	○啓発リーフレットを市内の民間商業施設(マイン、レガ、サミット、JAむーちゃんひろば、商工会議所)に置くよう調整を図り、広く一般市民の目に触れるようにした。 ○啓発リーフレットを、昨年度まで配布していた所に、引き続き補充配布をおこなった。 ○高齢者相談室主催の介護保険事業者連絡会において、DVのメカニズムを説明しながらリーフレットの配布をした。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			リーフレット配布数				3,200枚
24	被害者の安全確保	生活福祉課	身体的または精神的暴力による被害者との面接相談により、一時保護の必要性を判断し、被害者にとって最も適切な施設への一時保護を実施した。なお、一時保護解除後については、世帯の状況に応じて、母子生活支援施設入所となった。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			東京都女性相談センターへの保護	4	8		
			民間の保護施設への保護	1	1		
		市契約施設への保護	3	5			
		(現・文化と人権課) 男女平等の人権課	緊急一時保護費支給対象となる案件はなかった。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
25	被害者の支援にかかわる情報の取り扱いへの留意	市民課	○ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為等の加害者からの、住民票の写しや戸籍の附票の写し等の交付の制度を不当に利用した被害者の住所の探索を防止し、当該住民票の写し等の発行を停止する支援措置を講じることにより、被害者の保護を図った。 ○支援措置の対応には細心の注意を払う必要があり、かつ同措置は関係する市区町村(本籍地・前住所地等)にも支援を依頼するため、支援措置の処理にあたっては慎重に対応している。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			DV被害者支援措置件数				79件
		子育て支援課	新システム(平成25年1月導入)により、新たに福祉部門共通で情報を共有し、平成24年度に引き続き情報管理を徹底して行った。また、年度途中よりDV防止連絡会にオブザーバーとして出席し、関係部署との情報共有を行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
(現・文化と人権課) 男女平等の人権課	○DV防止連絡会を開催し、基幹系システムにおけるDV被害者の標記について各課がそれぞれ対応していることについての課題を確認した。 ○住民基本台帳登録外のDV被害者に対して、申請の意思表示が無い場合でも、使えるサービスを積極的に提供することについて、関係課で共通認識をもった。						
	内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他		
	DV防止連絡会	4	延べ45				

26	必要とする被害者への対応	（現・文化と人権課） 男女平等 人権課	身体障害のある相談者からの電話相談に対して丁寧に対応した。中国籍の方からの相談を受け他機関と連携して対応した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			外国人である相談者への対応	1	1		
			夫が外国籍である相談者への対応	18	2		
27	民間シェルターへの財政的支援	（現・文化と人権課） 男女平等 人権課	東京多摩地域民間シェルター連絡会に対して、昨年度に引き続き補助金の支給を行った。補助額を前年度よりも5%増額した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			民間シェルター連絡会への補助金支給	1		285,000	
28	被害者の自立支援	生活福祉課	○一時保護を行った被害者世帯については、被害者世帯の状況に応じて、入所施設に配置されている心理職等専門職、医療機関、児童相談所、その他関係機関と連携し、日常生活上の問題解決を図るため、日常の生活費、住居及び就労等の相談、情報提供を行い、計画的かつ継続的な支援を行った。 ○一時保護に至らない相談者については、継続的な相談を行い、必要に応じて関係機関と情報共有を図った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		（現・文化と人権課） 男女平等 人権課	男女平等推進センターにおいて相談を実施した。自立を希望する相談者に、ハローワーク、マザーズハローワークの活用の仕方を情報提供した。離婚を希望しているが、手続きがわからないという相談者に、図書資料室の書籍を貸し出した。また、法テラスの活用方法などの情報提供をわかりやすく行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			女性のための悩みごと相談	181			
女性のための法律相談	26						
女性のためのカウンセリング	43						
29	子どもの安全確保とケア	子育て相談室	相談の中でDVが疑われる家庭を把握した場合、男女平等人権課や母子自立支援員などの紹介を行った。 他市よりDVで逃げてきた家庭の支援を転居元の支援機関と連携をして支援を行った。 また、母子自立支援員と定期的な連絡会を行い、支援状況の確認を行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			DVが絡んだ相談件数		21		
			母子自立支援員との連絡会の開催件数	9			
		保育課	○保育所は厚生労働省の定める保育所保育指針に基づき業務を遂行し、保護者による不適切な養育等虐待が疑われた場合には、保育課・保育園や家庭支援センター、児童相談所などの関連機関と連携を図りながら対応した。 ○公立、私立に係わらずDV・虐待等が疑われる児童の早期発見に努め、保護者への指導、関係機関への通報などの適切な対応を行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			要保護児童対策協議会・個別ケース会議の開催数、対	59	6		
		子育て支援課	○日常的に直接子どもたちと関わりながら、児童虐待の早期発見に努めた。 ○虐待と疑われるケースについて、関連機関とケース会議を開催し、情報を共有した。 ○親子ひろばでは、乳幼児親子を対象に健康推進課と連携して、ミニ相談会を実施して地域での相談ができる環境を作った。 ○地区連絡協議会に参加し、児童虐待について、関係機関の役割と連携のあり方について情報交換を行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		学校指導課	○各学校においてサポートチームを設置し、子ども家庭支援センターや児童相談所等と連携し、虐待を受けている児童・生徒の早期発見に努めた。 ○各学校に、児童生徒虐待防止担当教員を配置し、組織的な対応の充実を図った。 ○児童・生徒虐待対応担当教諭研修会を1回開催した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
児童・生徒虐待対応担当教諭研修会	1		15				
サポートチーム会議	1	20					

施策(3) 相談業務の充実と関係機関との連携

No.	事業名	所管課	事業実績				
30	スク・ドメスティック・バイオレンスに関する相談事業	(現・文化と人権課)	男女平等推進センターにおいて女性のための悩みごと相談、法律相談、カウンセリング相談事業を実施した。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			内容				
			女性のための悩みごと相談	181			
			女性のための法律相談	26			
			女性のためのカウンセリング	43			
31	二次被害の防止	(現・文化と人権課)	DV家庭で育った子どもたちへの支援を目的とする講座を開催し、子ども家庭支援センター、教育委員会職員が参加した。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			内容				
			対象講座実施	1	14	31,300	
		職員課	東京都市町村職員研修所第3ブロック合同研修「セクシュアル・ハラスメント相談員研修」の開催年度ではなかったため、平成25年度は研修を実施しなかった。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
内容							
			東京都市町村職員研修所第3ブロック合同研修「セクシュアル・ハラスメント相談員研修」への相談員の派遣	0	0	0	
32	庁内連携の強化	(現・文化と人権課)	今まで見えなかった各課における動きについて、情報共有をすることができた(各課での情報管理システムの動き、DV被害者相談証明の発行など)。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			内容				
			DV防止連絡会	4	延べ 45		
33	機外との関係強化	(現・文化と人権課)	講座の情報を民生・児童委員に連絡会を通じて伝えた。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			内容				
			情報提供数	1	77		
34	手続の一元化	(現・文化と人権課)	○各課で申請時に必要な書類は、それぞれ例規で規定されており、また、記入者は本人である必要があるため、その部分の共通化・簡略化は困難であると考え。また、窓口の一元化も、他市の例をみると、同じ庁舎内で職員が移動するのであれば現実的であるが、国分寺市のように庁舎が距離的に離れている場合には難しい。そこで必要なケースの場合には、婦人相談員が被害者に付き添ったり、予め本人の了承を得たうえで、申請予定の課へ連絡しておく等の対応をしていることが、DV防止連絡会での話を通じて明らかになった。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			内容				
			○福祉系基幹システムの導入は、一部情報の市役所内での共有は可能にするが、手続の一元化や申請の簡略化とは別問題であることがわかった。 ○被害者への情報提供をまんべんなく図る必要があることが、DV防止連絡会の議論を通じて判明した。				

施策(4) セクシュアル・ハラスメント等の防止

No.	事業名	所管課	事業実績				
35	止メルの取組の防止	(現・文化と人権課)	今年度は特化した事業は行えなかった。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			内容				
36	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント対策	職員課	苦情の申し出がなくセクシュアル・ハラスメント苦情処理委員会は開催しなかったが、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント(職場ハラスメント)防止研修に職員課から1名が参加している。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			内容				
			パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント(職場ハラスメント)防止研修	1	1		
		学校指導課	○各学校の校務運営組織にセクシュアル・ハラスメント相談員を位置づけた相談体制を一層充実する。 ○セクシュアル・ハラスメント相談員の存在を学校内外に周知することにより、セクシュアル・ハラスメントの防止に役立てる。 ○平成23年度から学校要覧に相談員名を記載している。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
内容							

施策(5) 人権侵害を予防するための支援

No.	事業名	所管課	事業実績				
37	ストーカー等の防止の取り組み	(現・防犯安全課)	○学校や警察から寄せられた不審者情報を生活安全・安心メールで配信し注意喚起を行った。 メール配信登録者: 15,130人(平成25年度末現在)※前年比+487人 ○国分寺駅周辺のつきまとい勧誘行為防止重点地区におけるつきまとい勧誘行為防止パトロール: 警備員2名を配置。パトロール時間帯を平成25年度から前後1時間ずつ伸ばし、午後5時から午後11時までとした。これによって夜間の遅い時間帯でのつきまとい勧誘行為の防止を図った。 ○住宅街、通学路等における庁用車による青色防犯パトロールについては、青色回転灯装着車を6台増車し、犯罪発生を抑止を図った。平成24年11月から実施している、本多地区における本多連合町会による夜間の青色防犯パトロールの継続支援を行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		生活安全・安心メールによる不審者情報の配信回数	30回		151,200		
		国分寺駅周辺地区におけるつきまとい勧誘行為防止パトロールの実施	244日		5,944,303		
		課(現・男女平等と人権課)	男女平等推進センター情報誌にストーカー規制法の改正についての記事を掲載した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			情報誌への関連記事掲載	1			2,500部配布

施策(6) 子どもにとっての男女平等

No.	事業名	所管課	事業実績				
38	「要保護児童対策地域協議会」による連携の強化	子育て相談室	代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を通じて各機関との連携、支援を行った。 児童相談所と四半期毎に要保護児童の進行管理を行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		個別ケース会議開催数	54				
		個別ケース会議参加機関数				47機関	
		(現・男女平等と人権課)	○要保護児童対策地域協議会に、課長が出席した。 ○上記の会出席のみならず、DV被害(DVを見せられることも児童虐待である)や性被害(家庭における性虐待事例の紹介)などの講座に子ども家庭支援センターの職員の出席を呼び掛け、情報の共有を図った。 ○教育虐待(学力習熟や進学をめぐる過剰な干渉や強制によって、精神的に追い詰められている子どもたちの状況を、民間子どもシェルターで呼び表した造語)をメインテーマに、子どもたちの状況と親の姿勢についてインタビュー記事や寄稿を掲載した。				
		内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	
		要保護児童対策地域協議会	4				
		関連講座	2				
		センター情報誌への関連テーマ掲載	1				

施策(7) 性犯罪被害者の支援

No.	事業名	所管課	事業実績				
39	性犯罪被害者支援のための広報・啓発活動	(現・男女平等と人権課)	○平成24年2月に犯罪被害者等支援条例を施行により設置した犯罪被害者等支援相談窓口のリーフレットを、全小中学校、自治会・町内会、イベントなどで配布した(約15,000枚) ○性犯罪被害者支援のための学習会を開催した。 ○ネットに潜む性犯罪の危険性と防止策について学ぶ講座を開催した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	配布枚数
			犯罪被害者等支援相談窓口啓発リーフレット配布				15,000
			支援者向け講座	1	37	35,000	
		啓発講座	1	15	26,000		

基本目標Ⅱ 男女が平等に社会参画できるまち

課題4 就労における男女平等の推進

施策(1) 事業者への啓発と支援

No.	事業名	所管課	事業実績				
40	雇用に関する男女平等の実態把握	課(現・文化課) 男女平等と人権	今年度は特に実施しなかった。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		(現・契約管財課) 総務課	<p>○国分寺市公共調達条例を平成24年6月28日に公布、同年12月1日に施行した。当該条例には、事業者の努めとして、男女平等を実現するための方策を推進することを求め、調達において男女平等、子育て支援等の取組みを評価する視点を総合評価方式競争入札として盛り込んでいる。</p> <p>○なお、当該年度においては、総合評価方式競争入札の要綱を制定し、啓発も含め説明会を実施したが、該当する入札案件はなかった。</p> <p>○市内事業者への実態調査には至らず、実態把握できていない。</p>				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			総合評価方式競争入札に係る市内事業者への説明会の開催	1	14		
			経済課	計画に掲げている当該事業については、具体的な対応は出来ていない。			
41	雇用における男女平等の情報提供	(現・文化と人権課) 男女平等と人権	<p>○男女平等推進センター内に「もう一度働きたいあなたへ」という特集記事を掲示したり、新聞記事などの情報を掲示して、女性のための再就職支援情報を積極的に提供した。</p> <p>○センター発行情報誌に女性医師のインタビューとJA東京むさし国分寺地区女性部の活動情報を掲載した。</p> <p>○女性の起業・再就職支援講座を開催した。</p>				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			関連掲示掲載				4月~3月
			情報誌発行				2500部
			対象講座開催	1	9	10,600	
			経済課	<p>東京都労働相談情報センター国分寺事務所の主催で、事業者と市民向けの男女雇用平等推進セミナーを国分寺市及び他市と共催で開催した。</p> <p>○セミナー内容:法改正と就業規則への対応のポイント(①近年の法改正のポイントと目的・法改正後の動向、②就業規則整備のポイント)</p> <p>○参加者の男女比率及び事業者と一般市民の割合:把握していない</p> <p>○アンケート回答者119名のうち、男88名・女30名・無回答1名、国分寺市在住者3名・その他区市町村92名・無回答24名</p>			
	内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他		
	男女雇用平等推進セミナー(2日間延べ人数)	1	155				
42	就労支援ネットワーク化	経済課	<p>就労困難者等の就労支援および地域雇用創出を図るため、関係団体※による国分寺市就労支援地域連絡会※※を設置して連携を図っている。この就労支援地域連絡会ではブルーム交流カフェというイベントを開催しており、平成25年度は国分寺市と多摩信用金庫・日本政策金融公庫主催で「ミニブルーム交流カフェ」として、「環境にも人にもやさしい農業経営術」をテーマに講演とトークセッションを行い、男女を問わず創業支援を行った。</p> <p>※関係団体:東京しごとセンター多摩/ハローワーク立川/国分寺市社会福祉協議会/多摩信用金庫</p> <p>※※就労支援地域連絡会:平成24年8月28日設置</p> <p>就労困難者の雇用促進や地域就労に向けた相互の情報交換・交流などのほか、地域における就労支援事業やコミュニティビジネスの支援などについて検討を進めている。</p>				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			国分寺市就労支援地域連絡会の開催	1			

施策(2) 男女平等の視点による調達の仕組みの検討

No.	事業名	所管課	事業実績				
43	市の調達における男女平等推進	(現・契約管財課)	○国分寺市公共調達条例を平成24年6月28日に公布、同年12月1日に施行した。当該条例には、事業者の努めとして、男女平等を実現するための方策を推進することを求め、調達において男女平等、子育て支援等の取組みを評価する視点を総合評価方式競争入札として盛り込んでいる。 ○なお、当該年度においては、総合評価方式競争入札の要綱を制定し、仕組みの導入には至ったが、対象案件はなかった。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			総合評価方式競争入札に係る市内事業者への説明会	1	14		
		課(現・文化 と人権課)	指名競争入札参加に関わる指名等の補足資料とするようなデータ整備を求められなかったため、当該独自には特に事業を行わなかった。				
内容	回数(回)		人数(人)	予算(円)	その他		

施策(3) 起業・再就職への支援

No.	事業名	所管課	事業実績				
44	情報再就職提供・支援	(男女平等文化と人権課)	昨年度に引き続き、男女平等推進センター内に「もう一度働きたいあなたへ」という特集記事を掲示したり、新聞記事などの情報を掲示して、女性のための再就職支援情報を積極的に提供した。 託児をつけて女性の起業・再就職支援講座を開催した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			対象講座	1	9	10,600	託児6人
45	起業に関する情報提供・支援	課(現・文化と人権課)	女性就業支援センターの補助を受けて、託児つきで女性の起業・再就職支援講座「これからはじめる再就職支援大作戦」を開催した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			対象講座開催	1	9	10,600	託児6人
		経済課	小口事業資金融資あっせん制度について、市報、市ホームページ等で周知している。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
平成25年度あっせん決定実績 小口(運転、設備) 女性事業者 2人 / 75件中				2			
	平成25年度あっせん決定実績 小口(創業)			2			

施策(4) 働き方における格差の是正

No.	事業名	所管課	事業実績				
46	事業者へむけた啓発・情報提供	課(現・文化と人権課)	今年度は事業者に特化した取組みは行わなかった。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		経済課	男女雇用平等推進セミナーを東京労働情報センターとの共催により開催し、育児・介護休業法等の法改正について周知を行った(事業No.41と同事業が記載対象)。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			男女雇用平等推進セミナーの開催(2日間延べ人数)	1	155		
47	市民にむけた情報提供	課(現・文化と人権課)	女性のための再就職支援講座の中で、非正規雇用の現状について触れた。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			対象講座開催	1	9	10,600	託児6人
		経済課	東京都労働相談情報センター国分寺事務所の主催で労働セミナーを共催で開催した。関係機関からのチラシ等を掲載するとともに関係窓口などに配架し情報提供を行った。 ○セミナー内容:パートのための法律と社会保険・税金セミナー&相談会(①パートと労働法, ②社会保険と税金・相談会) ○対象者:パートで働く予定の方・働いている方・関心のある方 ○男女比(アンケート回答者70名のうち, 男32名・女37名・無回答1名) ○参加者のうち市内在住者割合は不明				
内容	回数(回)		人数(人)	予算(円)	その他		
			労働セミナーの開催(共催) / 3日間	1	123		

課題5 男女共同参画を支える環境の充実

施策(1)「ワークライフバランス(仕事と生活との調和)」の推進

No.	事業名	所管課	事業実績				
48	ワークライフバランスに関する広報活動	(現・男女平等文化と人権課)	○ワーク・ライフ・バランスという言葉と概念を子育て世代に浸透させるべく、多くの市民が参加しやすいようなイベントを、子育て分野で活動している市内の民間団体の協力を得て実施した。イベント名「まちでハーモニーを楽しもう パパママ応援フェスティバル」 ○参加者にワーク・ライフ・バランスを周知・啓発するために、コンサート前に当該職員からワーク・ライフ・バランスについての話をを行った。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			内容	1	500	10,000	
		経済課	東京都が主催するワークライフバランス普及啓発イベントの広報を行った。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			内容	1			
49	庁内におけるワークライフバランスの推進	職員課	・前年度に引き続き、超過勤務削減に向けて、啓発・指導を行った。通年で原則として超過勤務を命じないこととした。超過勤務を命じる場合は事前に職員課長に届け出ることとした。 ・男性の育児休業取得者数は0名であった。出産介護休暇についても56%、育児参加休暇46.6%と前年度を下回った。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			内容	1			
		(現・男女平等文化と人権課)	ワーク・ライフ・バランス研修 年度中に新規の対象者となった男性職員のうち、育児休業を取得した人の数	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			0/15				
市役所イクメンコンテスト参加者数	○市民向けイベントの機会を活用し、国分寺市役所内で育児をしながら仕事をしている男性のスケジュール等を提示し、ワーク・ライフ・バランスモデル事業所としての市のアピールを市民にするとともに、庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進をはかった。 ○上記の情報について庁内イントラネットで掲示し、最も市民に好評だった市役所イクメン(子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性)を表彰した。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他		
	10						

施策(2) 子育てへの支援

No.	事業名	所管課	事業実績				
50	男女がともに意識づつ子育てを	健康推進課	両親学級は2種類開催。このうちひかりクラスはパートナー(父親)が主に体験・実習する内容となっている。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			内容	6	全364(うち男 177)	280,420	
			両親学級わくわくクラス(土曜日開催、年6回)	4	全132(うち男 47)	162,460	
		子育て相談室	通園教室の家庭支援骨子に基づき、4月の保護者交流会、5月の父親参観・講演会、9月の父子園内宿泊訓練、2月の親子行事、3月の卒園式は、通園教室通園児の父親に焦点をあてた事業として企画を行った。父親が参加しやすいように土日に行事を設定し、特に父親の積極的な行事への参加を呼び掛けると共に、父親が育児に参加することへの意識向上を狙って支援を行った。通園教室の定員20名の内、平均すると15名の父親が参加しており、参加率は高く、意義のある行事となった。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			内容	5	75		
			父親参加行事(保護者交流会母18名:父17名、父親参観・講演会母11名:父14名、父子園内宿泊訓練父14名、親子行事母16名:父14名、卒園式母18名:父16名)参加	11	約240		
		子育て支援課	○親子ひろばを中心とする子育て・子育て支援に関わる団体、市民が参加し、市とパートナーシップをもって活動している円卓会議と連携し、親子ひろば等の事業の充実に取り組んだ。 ○父親参加事業として、駅前子育てサロン・スポーツセンター親子ひろばの土曜日開催を実施した。 ○児童館は毎週土曜日は開館し、父親が子どもを連れて来館しやすい環境を作った。 ○父親も参加しやすい行事として、親子で参加できる児童館合同遠足を実施した。 ○父親も参加しやすい行事設定として、親子ひろばフェスウィークを土・日に開催した。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			内容	6	380		
			親子ひろばフェスウィーク土・日開催	2	18		
			おやこでたのしくリトミック	1	44		

		男女平等 課(現・文 と人権 課)文化	一緒に料理をしていくことで、父親と子どもがお互いの良さや個性を認めながら深くかかわっていきけるきっかけとし、父親が育児に積極的にかかわっていくことを目的として、講座名「パパと作るプロの味親子で挑戦本格カレー」を健康推進課と共催で開催した。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他		
			内容	1	32	26,000			
51	保育サ ービス の充 実	保育 課	待機児童解消のため、4月1日に認可保育所1施設を開園し、定員80名を増員した。また、既存園の定員弾力化を図り、18名を増員したことにより市内認可保育所定員数が1,899名から1,997名へと増加した。(定員数:21年度1,276名、22年度1,358名、平成23年度1,638名) 1園開園したが、入所申込者が定員拡大人数を上回り、待機児童数は平成24年度の19名から53名に増加した。(待機児童数:平成21年度101名、22年度74名、23年度39名) 翌年度開園を目指し定員100名の施設の開設準備に着手した。 保育サービス充実のため、病後児保育に加え病児保育事業を1施設(定員2名)で開始した。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他		
			内容		98		1施設		
			認可保育所の新規開園数、定員拡大の状況(増加した定員数・施設数)		53				
			待機児童の状況		2		1施設		
			病児保育の受け入れ(定員数)						
		子育て 支 援 課	○直営の学童保育所の三季休業中(春・夏・冬休み)保育時間での午前8時15分開所の実施。 ○直営の学童保育所延長保育試行実施(4/1~7/19の期間19時まで保育)。 ○学童保育所の指定管理業者による運営移行により、新たに2施設で、8時~19時(従前は8時30分~18時)に保育時間延長を実施(16施設中7施設で実施)。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他		
			内容						
			子育てを 支 え 合 う 関 係 づ く り	子育て 相 談 室	○社会福祉協議会への委託事業。育児の援助をしたい市民(援助会員)と育児援助してほしい市民(利用会員)の登録、援助活動の調整をファミリー・サポート・センター職員であるアドバイザーが行い、育児の相互援助を全市的に広げた。特に、働く女性への支援として、ワーク・ライフ・バランスの視点で支援実施した。 ○利用会員に比して、援助会員の数値が低いと見られるため、講習会等を実施して、会員数の増加に努めた。 ○年度内に、登録のみで利用実績のない会員を整理し、実数把握・実態把握に努めたため、数値は減少したと見える。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			内容			49			
			講習会の参加人数			24			
ファミリーサポート新規援助会員数	3,092								
ファミリーサポートセンター活動件数									
52	子育てを 支 え 合 う 関 係 づ く り	子育て 支 援 課	○子ども・子育て支援円卓会議と連携し、子育て支援に関する団体及び市民と市内の子育ち・子育て環境の充実を図った。 ○国分寺地域の親子ひろば事業を展開し、子どもの育ち、子育ての悩みなどへのサポート充実を図った。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他		
			内容	12	261				
			子ども・子育て円卓会議	1,485	46,395				
			親子ひろばの実施	2	80				
			親子ひろば研修の実施						
53	子育てに 関 する 支 援 的	保育 課	○児童虐待への対応については、保育所は保護者による不適切な養育等が疑われる場合には、保育課や子ども家庭支援センター、児童相談所などと連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図った。 ○虐待がおきないように、保護者への対応にも保育に関する支援も行っている。 ○家庭で保育をしている保護者から子どもの発達や成長の相談を受けたり、その支援をするため、保育所で地域支援事業を実施している。児童同士が交流を図り、保護者は食育の講習や講話を受講し、事業を通じて育児相談等の支援を行った。 ○男性の育児参加の促進は、参加しやすい土曜日に行事を設定した。 ○児童虐待へは専門機関と連携し、情報を共有するなど早期発見に努めた。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他		
			内容	94	386				
			公立保育園での地域支援事業の開催数、参加者数	59	6				
			要保護児童対策協議会・個別ケース会議の開催数、対象児童数				2施設		
			地域支援・子育て支援のための専用施設の設置						

		子育て相談室	<p>○家族や近隣に育児協力を得ることが困難で、育児支援を必要とする家庭に育児支援ヘルパーを派遣し、安心した子育てができる支援を行った。</p> <p>○保護者の方が何らかの理由で一時的に養育できない場合、お子さんを短期間預かるショートステイ事業を行った。</p> <p>○虐待通告を始め、18歳未満のお子さんを持つ家庭の相談を電話、面談、訪問などで対応した。</p>																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数(回)</th> <th>人数(人)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度育児支援ヘルパー申請・派遣数</td> <td></td> <td>57件(55家庭)</td> <td>1306.5時間</td> </tr> <tr> <td>ショートステイ利用数</td> <td></td> <td>6回(4家庭)</td> <td>27日</td> </tr> <tr> <td>平成25年度の相談対応件数(個別ケース会議など会議参加回数含む)</td> <td>9,230</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	回数(回)	人数(人)	その他	平成25年度育児支援ヘルパー申請・派遣数		57件(55家庭)	1306.5時間	ショートステイ利用数		6回(4家庭)	27日	平成25年度の相談対応件数(個別ケース会議など会議参加回数含む)	9,230		
内容	回数(回)	人数(人)	その他																
平成25年度育児支援ヘルパー申請・派遣数		57件(55家庭)	1306.5時間																
ショートステイ利用数		6回(4家庭)	27日																
平成25年度の相談対応件数(個別ケース会議など会議参加回数含む)	9,230																		
54	子ども施設整備しやすい	子育て支援課	<p>○ベビーシートやベビーキープの設置目標値20箇所の設置完了しているため、利用者がわかりやすいよう、適切な場所で案内を掲示した。</p> <p>○赤ちゃん・ふらっと事業の対象施設を新たに3箇所増やした。</p>																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数(回)</th> <th>人数(人)</th> <th>予算(円)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他											
内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他															

施策(3) 介護への支援

No.	事業名	所管課	事業実績															
55	介護における男女共同参画の意識づくり	(現・男女平等・文化と人権課)	<p>○NHKの有名番組のチーフプロデューサーを講師に招き、「ひとりでも老後を鮮やかに生きるための心得～老人漂流社会、終の住処はどこに～」講座を実施し、自分で行動できるうちから高齢者がいる家族の間で老後について話し合いがなされる機会をもつことの大切さ、老後に自立するためには社会とつながりをもって事前に準備しておく必要があるという情報を提供した。</p> <p>○上記講座実施の際に、市からの情報提供として高齢者相談室職員に、市で取組んでいること・利用できる制度(包括支援センター)などの紹介をしてもらい、具体的に役立つ情報を提供した。</p>															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数(回)</th> <th>人数(人)</th> <th>予算(円)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当講座</td> <td>1</td> <td>91</td> <td>26,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	該当講座	1	91	26,000						
内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他														
該当講座	1	91	26,000															
		高齢者相談室	<p>【介護予防の普及啓発に関する取組等】</p> <p>○市全体を対象に講演会を行うとともに、高齢期の身近な生活相談の窓口である委託地域包括支援センター及び地域相談センター(市内6か所)において、それぞれの地域で特色を生かして実施した。</p> <p>○介護を要する状態に至ることの予防とその実践について、参加者が自身のこととして捉えられるよう事業を遂行した。</p>															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数(回)</th> <th>人数(人)</th> <th>決算額(円)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防に関する普及啓発を行う事業(教室、地域づくりのためのサロン等)の開催</td> <td>47</td> <td>1,050</td> <td>10,000,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	回数(回)	人数(人)	決算額(円)	その他	介護予防に関する普及啓発を行う事業(教室、地域づくりのためのサロン等)の開催	47	1,050	10,000,000						
内容	回数(回)	人数(人)	決算額(円)	その他														
介護予防に関する普及啓発を行う事業(教室、地域づくりのためのサロン等)の開催	47	1,050	10,000,000															
56	介護への支援	高齢者相談室	<p>【介護予防の取組】</p> <p>○生活の不活発等により介護を要する状態に至ることを未然に防ぐため、生活機能に低下(疑念)を生じている方を把握し、機能低下の進行を予防するための事業(運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善等)を委託により市内2会場において実施した。参加者が自身のみでなく身近な家族の状態にも関心を持ち、介護予防の取組を広げていけるような視点で実施した。</p> <p>【家族介護者教室・交流会】</p> <p>○委託地域包括または地域相談センター(市内6か所)を拠点に、家族介護者教室・交流会を実施した。情報提供(教室)と交流を合わせて行うことにより、介護者同士の繋がりを深めている。うち1センターでは、男性介護者を中心とした懇談会(つどい)を継続して3年目となった。</p> <p>○認知症高齢者家族懇談会(きさらぎ会、市内3会場にて実施)について、引き続き開催支援を行った。</p>															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数(回)</th> <th>人数(人)</th> <th>決算額(円)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家族介護者教室、交流会の開催</td> <td>15</td> <td>214</td> <td>委託料に含めて実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通所型介護予防事業(運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善)</td> <td>419</td> <td>2,203</td> <td>26,600,366</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	回数(回)	人数(人)	決算額(円)	その他	家族介護者教室、交流会の開催	15	214	委託料に含めて実施		通所型介護予防事業(運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善)	419	2,203	26,600,366	
内容	回数(回)	人数(人)	決算額(円)	その他														
家族介護者教室、交流会の開催	15	214	委託料に含めて実施															
通所型介護予防事業(運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善)	419	2,203	26,600,366															
		介護保険課	<p>○認知症に対して正しい知識を持って適切に対応できる人材を育成するため「認知症サポーター養成講座」を14回開催した。女性221名、男性97名参加があり、男性の参加が女性より多い会場もあった。</p>															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数(回)</th> <th>人数(人)</th> <th>予算(円)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症サポーター養成講座</td> <td>14</td> <td>318</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	認知症サポーター養成講座	14	318							
内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他														
認知症サポーター養成講座	14	318																

57	介護に関する総合的な相談事業	高齢者相談室	(1)総合相談における相談実績(基幹型地域包括支援センター・委託先地域包括支援センターの実績) 28,772件 (2)権利擁護における相談実績(成年後見制度・高齢者虐待・地域福祉権利擁護事業等) 3,364件 (3)高齢者虐待に関する対応(国分寺市虐待防止ネットワーク実施要綱に基づく緊急受理会議・個別ケース会議の開催数) 24回 (まとめ)総合相談件数は年々増加し、地域包括支援センターが対応した事例もそれに伴い増加。最近では高齢部門の関係者だけでは解決しない事例が増加し、関係機関の調整、専門的な助言を求める場の調整が必要となっている。 地域ケア会議の専門部会である権利擁護部会においては多機関との連携による事業の運営や日常的なケース支援の協力体制を持つことができる場面を持つことができた。 専門的な助言が必要な事例においては、精神科医・弁護士・学識等をアドバイザーとして迎え適宜事例検討を行い支援方針の確認、支援機関の役割整理等を行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	決算額(円)	その他
			支援困難ケース事例検討会	8	1回につき約10名程度	85,500	
			高齢者虐待対応研修	1	49	22,000	

施策(4) 生活の安定と自立の促進

No.	事業名	所管課	事業実績				
58	高齢者の自立支援	高齢者相談室	(1)地域包括ケア体制を推進するため、地域ケア会議等各種会議において「認知症高齢者を地域で支えるために」をテーマに地域における高齢者への支援の現状を共有し今後必要とされる基盤整備について協議・検討を行った。 (2)市内の全地域包括支援センター職員による全体会を開催し、相談拠点として取り組むべき課題の抽出とセンターの業務遂行に必要なスキルの習得のため研修会を行った。 (3)地域包括支援センターの各職種による連絡会を開催し専門職として地域で取り組む事業等の確認・課題解決に向けた協議検討等を実施				
			内容	回数(回)	人数(人)	決算額(円)	その他
			地域ケア会議・小地域ケア会議・各種専門部会	18	483	94,500	
			地域包括支援センター・地域相談センター全体会	3	94	88,000	
59	障害者への支援	障害者相談室	【身体障害者相談員、知的障害者相談員】 福祉センター及びひかりプラザで、月2回障害者とその家族が地域で自立した生活をするために抱えている様々な課題相談に対応している。また、電話による相談も随時受けており、障害福祉サービスなどの情報提供も行っている。 【地域活動支援センター】 市内には、相談支援と創作的活動などの事業を行う地域活動支援センター I 型が3箇所あり、ここにおいても種々の相談を受け、情報提供を行っている。 【障害者就労支援センター】 障害者の自立を促進するための一般事業所への就労を促す支援並びに、障害者と事業所とのコーディネートを行っている。また、就労希望者の積極的な掘り起こしや障害者雇用に取り組む企業等への支援等を行うために、地域開拓促進コーディネーターを配置した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			身体障害者・知的障害者相談員相談実績		656		
			地域活動支援センター相談実績		34,111		
60	ひとり親自立家庭の生活安定	生活福祉課	ひとり親家庭(母子世帯)の経済的自立を支援するため、母子福祉資金貸付の貸付及び自立支援給付金の支給を行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		東京都母子福祉資金の貸付	531件	73	38,642,520		
		自立支援給付金(高等技能訓練促進費)	48件	4	6,276,000		
子育て相談室	○申請のあったひとり親家庭へホームヘルパーを派遣した。 ○ひとり親の家庭内の問題や自立支援に向けた課題への相談対応と各種サービスの情報提供を行った。						
	内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他		
	ひとり親ホームヘルプサービス利用数				13家庭		
ひとり親ホームヘルプサービス派遣回数	764						

	子育て支援課		手当・医療助成制度の申請時に併せて受けるひとり親家庭に関連する諸制度については、ホームページや窓口説明用チラシにて情報を提供し、広く制度の周知を行うとともに、市民課や生活福祉課、子育て相談室等の関係部署と綿密な連携を図ることにより、対象となる相談者に対しては前年度と同様に児童扶養手当(国)、児童育成手当(都)及びひとり親家庭等医療費助成(市)の支給・助成を適正に行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	決算(円)	その他
			児童育成手当の支給 ※人数は支給延人数		11,096	155,601,000	
			児童扶養手当の支給 ※人数は支給延人数		8,299	228,699,000	
			ひとり親医療費の助成 ※人数は各年度3月実績	11,189	887	28,203,000	
61	外国人への情報提供	(現・文化のまちづくり課 文化のまちづくり コミュニケーション 課)	○「外国語版くらしのガイド～子育て情報版」(英語、中国語、韓国語、ルビ付き日本語)を、昨年度から引き続き配架し、子育てに係る手続きや市役所の窓口、サービスや支援制度などの情報提供を行った。 ○「市と国際協会との情報交換会」を開催し、市関係部署と国際協会とで、外国人への効果的な情報提供について話し合った。 ○「外国人おかあさん交流会」を開催し、日本人と外国人の母親の交流を支援した(国分寺市国際協会主催)。 ○「親子日本語サロン」を開催し、外国籍の母親の日本語学習を支援した(国分寺市国際協会)。 ○「外国籍保護者のための小学校入学ガイダンス」冊子発行と説明会により、小学校入学にあたって必要な情報を提供した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			配架部数				約700
			予算(前年度に印刷を終え、今年度は配架のみ)			0	

施策(5) 高齢者の虐待防止

No.	事業名	所管課	事業実績				
62	「高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議」による連携の強化	高齢者相談室	○高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議は開催しなかったが、虐待対応として実務者会議の下部組織である緊急受理会議、個別ケース会議を開くことで個々のケースに適切に対応した。 ○また、障害者部門においても上記と同様の障害者虐待防止ネットワークの整備にむけて検討が進められており、合同会議にむけて平成25年度は準備を連携で行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			緊急受理会議・個別ケース会議の開催	32			
			文化課(現・男女平等権)	会議の開催はなかったが、高齢であるDV被害者の相談に対して平日頃から連携をとり適切な支援を行った。犯罪(投資詐欺)に巻き込まれたと思われる相談者の支援にあたった。			
			内容	回数(回)	人数(人)	決算額(円)	その他
70代以上の高齢者の相談件数		8					

課題6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策(1) 庁内における男女共同参画

No.	事業名	所管課	事業実績				
63	審議会等による委員の偏りにおける解消	政策経営課	○市長の附属機関の委員の選任・委嘱に係る事務手続きフロー図を作成し、全庁的に委員の選任・委嘱方法の統一を図る。 ○委員の選任・委嘱の際には、事前に政策経営課に連絡することをルール化した。各附属機関の担当課からの連絡の際には、平成11年10月20日付の「国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の取り扱いについて」の通達の趣旨を踏まえて委員の選任・委嘱を行うよう周知している。 ○通達には、「両性の意見が審議等に反映されるように」としているため、委員の男女比の配慮にも努めるよう周知を行っている。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			(現・男女平等人権課)	○6月15日号市報に、男女共同参画週間の情報提供記事を掲載し、女性の審議会委員公募への積極的応募を呼びかけた。 以下はその記事の抜粋。 「審議会等での委員の女性の割合は、本市では3割以下です。男女双方の多様な意見を政策に反映し、活力ある地域社会となるよう、各種審議会に積極的にご応募ください。」 ○本多公民館での子育ての学習会で、女性の審議会参加率が男性よりも低いこと及び、自分たちの意見を施策に反映させるには自分たちで行動して意見を述べるとよい、という情報提供を行った。 ○昨年度までは政策経営課から数値を提供してもらっただけであった審議会の女性委員の比率調査について、当課で直接実施した。			
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			関連記事の市報掲載	1			

64	庁内の職域の偏りの解消	職員課	人事異動： 8回(4/1, 6/1, 8/15, 10/1, 10/15, 11/18, 1/1, 2/1) 事務系女性職員比率推移(4月1日現在)																																																										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>議会</th> <th>政策</th> <th>総務</th> <th>市民生活</th> <th>福祉保健</th> <th>子ども福祉</th> <th>環境</th> <th>都市建設</th> <th>都市開発</th> <th>会計</th> <th>選管</th> <th>監査</th> <th>教育</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td> <td>16.7%</td> <td>19.2%</td> <td>21.0%</td> <td>47.8%</td> <td>46.2%</td> <td>46.7%</td> <td>4.8%</td> <td>7.9%</td> <td>16.7%</td> <td>40.0%</td> <td>0.0%</td> <td>33.3%</td> <td>44.4%</td> <td>32.3%</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>33.3%</td> <td>23.1%</td> <td>24.4%</td> <td>41.9%</td> <td>44.9%</td> <td>37.5%</td> <td>13.6%</td> <td>8.1%</td> <td>16.7%</td> <td>40.0%</td> <td>0.0%</td> <td>33.3%</td> <td>44.4%</td> <td>32.2%</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>33.3%</td> <td>25.7%</td> <td>24.7%</td> <td>40.0%</td> <td>45.6%</td> <td>40.0%</td> <td>5.3%</td> <td>19.5%</td> <td>11.1%</td> <td>40.0%</td> <td>0.0%</td> <td>33.3%</td> <td>47.6%</td> <td>33.3%</td> </tr> </tbody> </table>		議会	政策	総務	市民生活	福祉保健	子ども福祉	環境	都市建設	都市開発	会計	選管	監査	教育	計	H24	16.7%	19.2%	21.0%	47.8%	46.2%	46.7%	4.8%	7.9%	16.7%	40.0%	0.0%	33.3%	44.4%	32.3%	H25	33.3%	23.1%	24.4%	41.9%	44.9%	37.5%	13.6%	8.1%	16.7%	40.0%	0.0%	33.3%	44.4%	32.2%	H26	33.3%	25.7%	24.7%	40.0%	45.6%	40.0%	5.3%	19.5%	11.1%	40.0%	0.0%	33.3%
	議会	政策	総務	市民生活	福祉保健	子ども福祉	環境	都市建設	都市開発	会計	選管	監査	教育	計																																															
H24	16.7%	19.2%	21.0%	47.8%	46.2%	46.7%	4.8%	7.9%	16.7%	40.0%	0.0%	33.3%	44.4%	32.3%																																															
H25	33.3%	23.1%	24.4%	41.9%	44.9%	37.5%	13.6%	8.1%	16.7%	40.0%	0.0%	33.3%	44.4%	32.2%																																															
H26	33.3%	25.7%	24.7%	40.0%	45.6%	40.0%	5.3%	19.5%	11.1%	40.0%	0.0%	33.3%	47.6%	33.3%																																															
		職員課	特になし。※平成26年3月31日現在の状況：管理職総数 65人，女性管理職数4人，女性管理職比率 6.15 %																																																										
65	女性管理職の登用促進	職員課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数(回)</th> <th>人数(人)</th> <th>予算(円)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理職総数に対する女性比率</td> <td></td> <td>4/66</td> <td></td> <td>6.06%</td> </tr> </tbody> </table>	内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	管理職総数に対する女性比率		4/66		6.06%																																																
		内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他																																																							
		管理職総数に対する女性比率		4/66		6.06%																																																							
		(現・文化と人権課)	<p>職員の意識調査の調査項目のなかに、以下の質問をいれた。 ○現状国分寺市の女性管理職は7.1%(平成26年3月1日現在)です。東京都では16.8%(平成24年4月1日現在)、23区26市平均は10.6%です(平成25年4月1日現在)。ちなみに米国では43.1%です(データブック国際労働比較2013より)。あなたは、女性管理職が少ない原因は何だと思えますか。あてはまる番号にいくつでも○をつけてください。 ○あなたは女性管理職が増えることによるメリットは何だと思えますか。あてはまる番号にいくつでも○をつけてください。</p>																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数(回)</th> <th>人数(人)</th> <th>予算(円)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員意識調査の調査票配布(対象：正規職員、嘱託職員、再任用職員)</td> <td>1</td> <td>1,096</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	職員意識調査の調査票配布(対象：正規職員、嘱託職員、再任用職員)	1	1,096																																																				
内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他																																																									
職員意識調査の調査票配布(対象：正規職員、嘱託職員、再任用職員)	1	1,096																																																											

施策(2) 地域における男女共同参画

No.	事業名	所管課	事業実績																									
66	男性の地域参画の促進	公民館課	<p>男性が地域活動に参加するきっかけとなるような場として実施。光公民館では食生活講座は3回の連続講座として男性限定で実施。H22年度より実施しており、H24年度実施した講座からはグループが誕生しH25年度より活動している。お父さん応援講座は男性の生き方暮らし方を男性学から学んだ。参加者は男性に限らず女性の参加もあった。他館は男性に限った講座は開催していないが、男性参加者の多い講座もあった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数(回)</th> <th>延人数(人)</th> <th>予算(円)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性のための食生活講座</td> <td>3</td> <td>42</td> <td>60,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お父さん応援講座</td> <td>5</td> <td>92</td> <td>77,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域を知る講座</td> <td>3</td> <td>94</td> <td>27,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>川柳講座</td> <td>4</td> <td>85</td> <td>60,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	回数(回)	延人数(人)	予算(円)	その他	男性のための食生活講座	3	42	60,000		お父さん応援講座	5	92	77,000		地域を知る講座	3	94	27,000		川柳講座	4	85	60,000	
		内容	回数(回)	延人数(人)	予算(円)	その他																						
		男性のための食生活講座	3	42	60,000																							
		お父さん応援講座	5	92	77,000																							
地域を知る講座	3	94	27,000																									
川柳講座	4	85	60,000																									
(現・文化と人権課)	<p>男性の地域参画を促進するために、2か年にわたるプロジェクトを考案し、その第一弾として料理講座「絶品、くわ焼井でつながるオトコの輪」を実施した。料理講座実施の際には、申込時に予め関心のある分野をたずね、参加者を関心分野ごとにグループ分けし、各グループに関心分野において地域で活動している先輩男性に入ってもらい、参加者が地域活動に興味をもって参加するきっかけとなるように工夫をした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数(回)</th> <th>人数(人)</th> <th>予算(円)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関連講座実施</td> <td>1</td> <td>21</td> <td>23,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	関連講座実施	1	21	23,000																		
内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他																								
関連講座実施	1	21	23,000																									
67	市民活動への支援	協働コミュニケーション課	<p>○市民活動センター登録団体と地域の企業や自治会・町内会の連携を目的に、市内を4つの地域に区切り、各地域センターで「地域・団体交流会」を開催した。第1回<東> 8月30日 本町・南町地域センター 17団体38名参加、第2回<西> 9月30日 西町地域センター 16団体30名参加、第3回<南> 12月17日 内藤地域センター 14団体29名参加、第4回<北> 1月17日 北町地域センター 8団体27名参加、第5回<結> 3月4日 本多公民館 16団体53名参加 ○他市市民活動センターの担当者を招き、他市での取組などについてお話いただき、市民活動センターについて考えて貰う為のきっかけとして「市民活動とその支援～センターを知る・考える」を開催した。第1回 8月1日 ゲストスピーカー：府中NPOボランティア活動センター 松木紀美子事務局長 20名参加、第2回 11月13日 ゲストスピーカー：小平市民活動支援センターあすびあ 谷原裕子センター長 10名参加。市民活動フェスティバル 4月20日 来場者数500人 27団体出展</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数(回)</th> <th>人数(人)</th> <th>予算(円)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体交流会の実施</td> <td>5</td> <td>177</td> <td></td> <td>延べ71団体</td> </tr> <tr> <td>市民活動フェスティバルの実施</td> <td>1</td> <td>約500</td> <td></td> <td>27団体出展</td> </tr> <tr> <td>講座：センターを知る・考える/団体ヒヤリングの実施</td> <td>2/21</td> <td>30/35</td> <td></td> <td>10団体/21回</td> </tr> </tbody> </table>	内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	団体交流会の実施	5	177		延べ71団体	市民活動フェスティバルの実施	1	約500		27団体出展	講座：センターを知る・考える/団体ヒヤリングの実施	2/21	30/35		10団体/21回					
		内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他																						
		団体交流会の実施	5	177		延べ71団体																						
		市民活動フェスティバルの実施	1	約500		27団体出展																						
講座：センターを知る・考える/団体ヒヤリングの実施	2/21	30/35		10団体/21回																								

68	女性リーダーの育成	(現・文化と人権課 男女平等人権課)	○リーダー育成を主目的とする講座は実施しなかったが、講座受講によって女性の活躍につながるという視点は常に持って主催講座を実施した。 ○男女平等推進センター情報誌の新たな市民編集委員として公募委員とこちらから声かけた方を迎えることができ、市内で活躍する女性にインタビューする記事を多く掲載したことにより、女性の活躍につながるよう取組んだ。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			男女平等推進センター主催講座	8	742		
			男女平等推進センター情報誌発行	1			2,500部

施策(3) 新たに取り組むを必要とする分野への男女共同参画

No.	事業名	所管課	事業実績				
69	都市計画・防災分野への男女共同参画	都市計画課 (現・都市)	都市計画審議会の2号委員(議員選出委員)について、平成25年度中に改選を行い、2名の女性委員へ委嘱を行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		都市計画審議会女性委員の人数		3			
		(現・防災安全課)	○女性の防災会議委員を増やすことを視野に入れ、国分寺市防災会議条例を改正し、委員の選任方法として「その他市長が特に必要と認める者」を追加した。条例改正後、この条項に基づき日頃から熱心に防災活動を行っている女性1名を防災会議委員として委嘱した。しかしながら、平成25年度は、委嘱していた女性部長職が退職となり、その後の女性部長職はいないため、平成24年度と比べて1名減となった。				
○「避難所生活における男女のニーズの違いを踏まえた対策」や「避難所運営への女性の参画」について、国分寺市地域防災計画に明確に位置づけた。							
内容	回数(回)		人数(人)	予算(円)	その他		
国分寺市防災会議の女性委員の人数(平成25年度末時点)	1	2	19,000				
70	農業経営への男女共同参画	経済課	○農業経営計画認定につき3経営体が家族経営協定を締結した(家族経営協定締結件数/全経営体数=18/49。締結実績は36.7%)※平成25年度末時点。 ○平成25年12月に認定農業者を対象とした個人直売所魅力アップセミナーを開催(市・東京都農業会議共催) ○平成26年3月に女性の農業者を対象とした交流。 ○平成25年8月にバス見学ツアーを開催(東京都農業会議主催)。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			女性認定農業者の研修参加人数	1	6		
			国分寺市の女性農業者の交流&バス見学ツアー参加人数	2	2		

記入例

平成25年度 国分寺市男女平等推進行動計画 自己点検票		事業No.	1		
担当課	文化と人権課		<small>条例第3条第1項1号～5号のうち、事業に該当する理念を選択して記入する。</small> ○○ ○○		
男女平等推進の視点	男女平等社会を実現するための基本理念(国分寺市男女平等推進条例第4条第1項より)				
	1号	性別にかかわらずけれども、個人として尊重され、性別に起因する差別及び性的役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行による固定した活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること			
対象事業	基本目標	1	男女の人権を尊重するまち		
	課題	1	男女平等意識の醸成		
	施策名	(1)	家庭や地域における男女平等の意識づくり		
	事業名	①	男女平等に関する学習機会の提供		
事業内容	男女平等推進センターや公民館で、女性のエンパワメントや性別平等意識の醸成を目的とした講座等を開催します。男女平等への理解を広げる企画を充実し、若年層とともに進める事業に取り組みます。幅広い世代が参加できるよう、テーマや開催日時の工夫をします。 ◇男女平等推進条例、男女平等推進行動計画の周知 ◇多様な団体との連携による広報 ◇公民館保育室事業の実施 ◇男女平等の保育、幼児教育の促進 ◇若年層とともに進める事業の実施 ◇市民の作品募集による意識の普及				
事業実績	●事業実績を書いてください。 (例) 女性のエンパワメントを目的に講座を開催した。他団体との連絡会を初めて開催した。 ○庁内横断的に男女平等の検討し、あれは連携を働きかけた。数値化可能な事業実施内容につき、所管で考えて適切な項目・データを記入してください。数値化情報は、量的な事業実績を示すデータとします。				
	●特記事項 ※行動計画規定外の事業で、関連事業として実施し、成果をあげたものがあればご記入ください。評価の際に加点します。 何か記入があれば意欲を評価して総合評価数値換算時に1点加点する。				
事業実績	●数値化可能な事業について、回数、参加者数(男女比)、予算などを書いてください。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
	(例) 講座、他団体との連絡会、啓発チラシ配布など	評価年度	前年度	前年度	前年度
	関連主催講座	8	6	9,820	
	他課との連携講座数	4	2	194,444	52,000
	チラシ配布枚数				約20000 約2100
事業の評価	●下記の各「評価の視点」から見て、前年度と比べた推進状況(A～D)を評価してください。				
	事業評価	①計画に沿った事業を行ったかという視点からの評価。	当年度(n)評価	数値換算	評価(前年度)
	男女平等に関する学習機会の提供は行われたか		A	4	A
	事業理由	②事業実施の際に、男女平等推進の視点を盛り込んで行ったかどうか、もしくは、事業実施の内容が男女平等推進の視点か			
	市民にむけての意識啓発の方法は、適切で、効果的であったか		A	4	A
事業理由	③事業実施により、男女平等社会の実現の観点から成果をあげることができたかという視点からの評価。				
	事業実施により、男女平等に関する市民の理解を進めることができたか		A	4	B
事業理由	講座の際に実施したアンケートによると、講座受講前後で「意識が変わった」と回答した方の率が、平均して95%以上であったため。				
評価の説明	【評価の基準】 A=前年度よりも実績があがった B=前年度と同様の実績がなかった 達成=計画所定の事業内容を達成した 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった 【数値換算の方法について】 各事業評価の視点における評価につき、A=4 B=3 C=2 D=1 達成=4 休止・廃止=1点として合計点を事業評価の視点数3で除し、各アルファベットの規定点を超えるものについては☆をつけてプラス評価とした。				
	●二重線囲みで示した、男女平等推進の視点から見た今後の課題及び次年度以降の取組み予定		●課題を解決するために連携の必要な所管課		
2012年の内閣府調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」に賛成する20代女性が、2009年の調査時より15.9ポイント上回り43.7%となった。その一方、少子化による労働力不足、専業主婦の受け皿としての男性の終身雇用の揺らぎ等、女性の経済力が一段と必要とされている状況がある。市としては、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく個人が現実的な選択をできるよう、情報を提供していく必要があると考える。		引き続き講座はできるだけ他部署と連携して行えるようにする			

資料No.3 平成26年度会議の開催状況

(1) 国分寺市男女平等推進委員会

	開催日	検討内容
第1回	平成26年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長・副委員長選任 ・年間スケジュールと今年度評価手法の説明 ・指標の取扱いについて ・評価作業グループ分け（責任者決め） ・次回以降の委員会日程
第2回	平成26年6月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・施策推進状況の検討（各グループからの報告） ・ヒアリング対象課検討
第3回	平成26年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング（生活福祉課および学校指導課） ・意見交換
第4回	平成26年7月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・施策推進状況評価審議（ヒアリング対象課の関係施策が多い課題3～5について）
第5回	平成26年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・施策推進状況評価審議（課題6と課題1～2及び全体調整）
第6回	平成26年8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・施策評価内容の最終調整 ・答申案審議

○平成26年度 国分寺市男女平等推進委員会委員

（任期：平成26年4月1日から平成28年3月31日）

氏名	所属等	選出区分
小松 清	三多摩医療生活協同組合	1号委員 （男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表）
佐川 和子	多摩でDVを考える会	
○廣田 昌子	国際ソロプチミスト国分寺	
吉田 英子	フェミニネット奏	
筒井 隆志	一般市民公募	2号委員 （公募市民）
中村 洋子	一般市民公募	
松島 勇	一般市民公募	
苫米地 伸	東京学芸大学准教授	3号委員 （識見を有する者）
◎長津 芳	元国分寺市立第七小学校校長	
眞鍋 倫子	中央大学教授	

◎・・・委員長 ○・・・副委員長

(2) 国分寺市男女平等推進協議会

	開催日	検討内容
第1回	平成26年4月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・評価スケジュールについて ・今年度評価の手法について ・推進委員会への諮問事項について ・職員意識調査について

第2回	平成26年8月28日	・施策推進状況評価について（推進委員会答申と専門委員会報告をもとに検討）
-----	------------	--------------------------------------

○平成26年度 国分寺市男女平等推進協議会委員

役職	氏名
副市長（会長）	樋口 満雄
市民生活部長（副会長）	水越 寿男
政策部長	内藤 達也
総務部長	本橋 信行
福祉保健部長	内藤 修宏
子ども福祉部長	根本 裕之
教育部長	小山 則夫

(3) 国分寺市男女平等推進専門委員会

	開催日	検討内容
第1回	平成26年8月13日	・事業推進状況評価検討（課題1～3）
第2回	平成26年8月19日	・事業推進状況評価検討（課題4～6）

○平成26年度 国分寺市男女平等推進専門委員会委員

（任期：平成25年7月1日から平成27年6月30日 ただし、※印のある者は平成26年4月1日から）

所属	氏名
政策部市政戦略室広報担当係長	毛利 聡 ※
政策部政策経営課主任	荻野 寛之
総務部職員課主任	岩垂 亮二
市民生活部経済課消費生活・就労支援担当係長	高澤 芳友 ※
市民生活部協働コミュニティ課協働・コミュニティ担当係長	増本 佐千子 ※
福祉保健部生活福祉課庶務係長	保谷 正彦 ※
福祉保健部健康推進課健康推進担当係長	有賀 真由美
福祉保健部高齢者相談室高齢者福祉係長	○久保 祐司
子ども福祉部子育て支援課主任	石川 理江
子ども福祉部子育て相談室主任	山川 恭子
教育部教育総務課主任	吉沢 浩二
教育部統括指導主事	松浦 素明
教育部公民館課並木公民館長兼事業係長	◎木場 理恵
教育委員会国分寺市立第二小学校技能係長	山口 悦子

◎…委員長 ○…副委員長

資料No. 4 国分寺市男女平等推進行動計画の概要

1 計画の目的

本計画は、国分寺市男女平等推進条例第9条に基づき、男女平等社会の実現に向けて、国分寺市において男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

- (1) 国分寺市男女平等推進条例第9条に基づき策定する計画です。
- (2) 男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき市が策定する、男女平等推進に関する施策についての基本的な計画です。
- (3) 「課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶」の「施策(1) ドメスティック・バイオレンスの予防のための取組み」から「施策(3) 相談業務の充実と関係機関との連携」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に基づく、国分寺市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(市町村基本計画)に相当します。

3 計画の期間

第4次国分寺市長期総合計画の実施年度に合わせ、期間を平成20(2008)年度から平成28(2016)年度の9年間としています。平成23(2011)年度に計画の見直しを行い、平成24(2012)年度から中間見直し計画を施行しました。

4 計画の推進

(1) 推進体制

市長の附属機関である「国分寺市男女平等推進委員会(以下「推進委員会」という。)」において、男女平等推進施策に関わる重要事項や行動計画の進捗状況について、専門的あるいは市民の見地から調査審議し、市長に答申します。推進委員会からの答申をふまえて、男女平等推進施策を展開します。推進委員会は、男女平等社会の実現に向けて活動する団体の代表4人、公募市民3人、識見を有する者3人の10人で構成されます。

全庁にわたる横断的な推進体制として、副市長を会長とし6人の部長で構成する市の内部組織である「国分寺市男女平等推進協議会(以下「推進協議会」という。)」により、男女平等推進施策の総合的な推進と調整を行います。

(2) 市民，事業者等との連携と協働

男女平等推進をめぐる課題は，あらゆる分野に深く根ざしています。男女平等社会の実現にむけて施策を推進するにあたっては，市民や事業者等との連携や協働が欠かせません。市・市民・事業者等がさまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことが望まれます。

(3) 国や東京都，関係機関との連携

国の法整備や，東京都が広域的に実施すべき事項等については，国や東京都に積極的に働きかけを行うとともに，必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

(4) 行動計画の効果的な進行管理

計画をより実効性のあるものとするために，年度ごとに推進状況の報告を行い，進ちよく状況を示します。また，国分寺市男女平等推進条例第 10 条に基づき推進委員会からの意見を聴取し，年次報告書を作成し，公表します。

進ちよく状況の評価にあたっては，評価基準を明確にし，それをもとに評価した結果を計画の見直しに反映します。

5 計画の基本理念

本計画に基づき施策を推進するにあたっては，国分寺市男女平等推進条例第 3 条に規定する基本理念をこの計画の基本理念とします。

(1) 性別にかかわらずだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダー(社会的性別)による固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること。

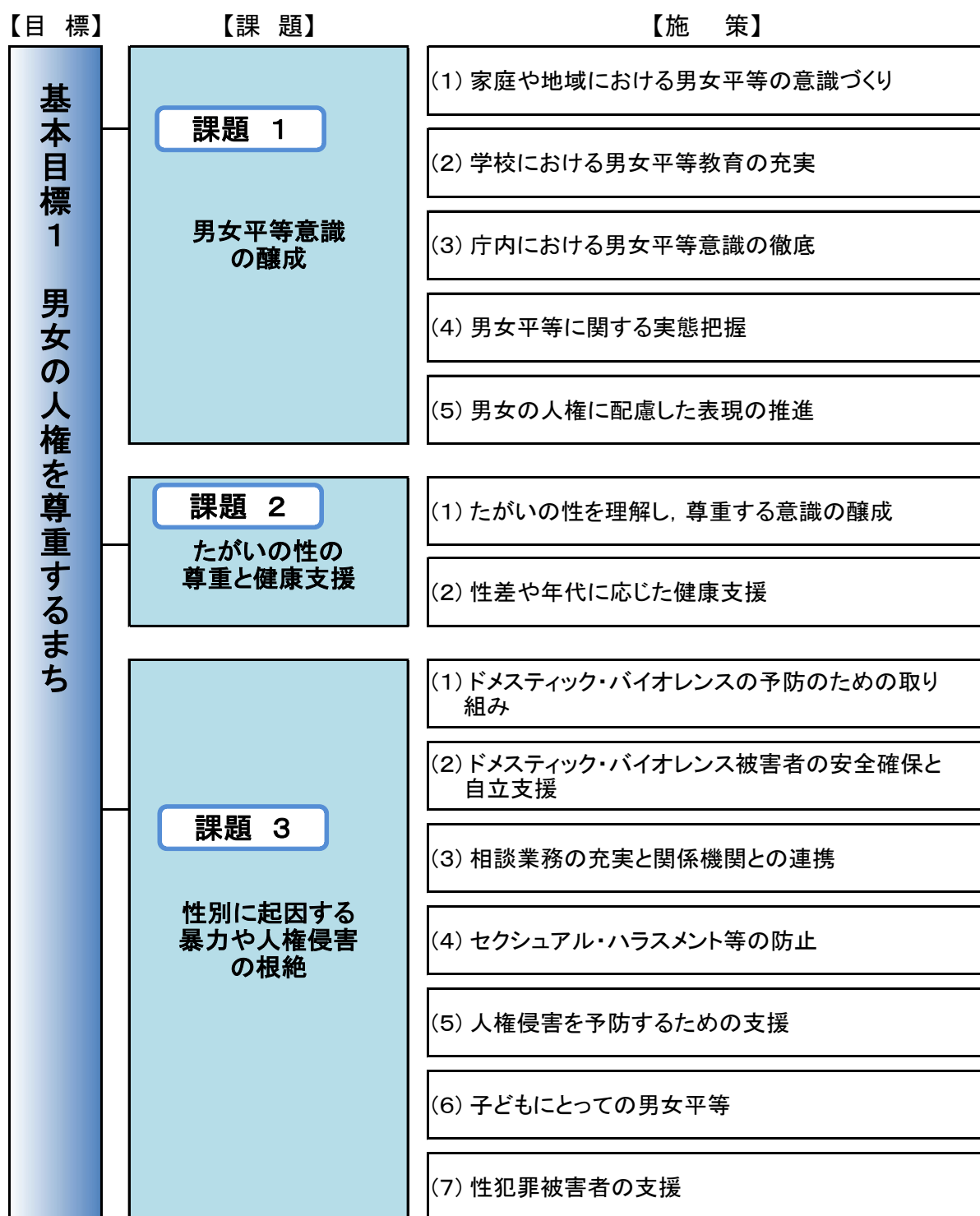
(2) 性別の観点から，社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。

(3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に，性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。

(4) 性別にかかわらずだれもが，家庭内での協力及び社会的支援のもとに，子育てや介護等家族としての役割を果たすことと，職場や地域等において活動することとを両立できるようにすること。

(5) 国際社会における取組みと密接な関係があることを認識して，取組みを推進すること。

【施策体系図】



【目 標】

【課 題】

【施 策】

基本目標 2

男女が平等に社会参画できるまち

課題 4

就労における
男女平等の推進

(1) 事業者への啓発と支援

(2) 男女平等の視点による調達の様子の検討

(3) 起業・再就職への支援

(4) 働き方における格差の是正

課題 5

男女共同参画
を支える
環境の充実

(1) ワークライフバランス(仕事と生活との調和)の
推進

(2) 子育てへの支援

(3) 介護への支援

(4) 生活の安定と自立の促進

(5) 高齢者の虐待防止

課題 6

政策・方針等の
意思決定への
男女共同参画

(1) 庁内における男女共同参画

(2) 地域における男女共同参画

(3) 新たに取り組みを必要とする分野への男女共同
参画

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 性別による権利侵害の禁止等(第8条)

第3章 基本的施策(第9条・第10条)

第4章 具体的施策(第11条—第17条)

第5章 男女平等推進センター(第18条—第22条)

第6章 苦情等への対応(第23条・第24条)

第7章 男女平等推進委員会(第25条・第26条)

第8章 雑則(第27条)

附則

人はだれもが「ただその人である」というだけで、かけがえのない存在です。だれもが等しく尊く、性別にかかわらず平等です。

これまで、我が国では個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、国際社会における取組と連動して、男女共同参画社会基本法の制定等の法整備が進められてきました。国分寺市においては、昭和63年に国分寺市婦人行動計画を策定し、男女平等社会の実現に向けて、市民とともに様々な取組を進めてきました。

しかし、いまだに多くの課題が残されています。ジェンダーによる固定的な役割分担意識とその役割分担意識に基づく社会の慣行には、個々人の自由な活動や生き方の選択を制限するものがあります。ときには一人の人間としての権利まで奪われることがあります。ドメスティック・バイオレンスなど性別に起因する暴力はその現れです。これらの課題の解消に向けて一層の努力が必要です。

人はだれもが多様で自由な存在であり、自分らしく生きる権利を有しています。

国分寺市は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、認め合い、支え合いながら、ともに生きることのできる男女平等社会の実現を目指して、この条例をつくります。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の理念に基づき、国分寺市(以下「市」という。)における男女平等社会の実現に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者等の責務を定め、市の施策の基本的事項を明らかにするとともに、男女平等社会の実現のための施策(以下「男女平等推進施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

る。

- (1) 男女平等社会 一人ひとりが個人として尊重され、性別に起因する差別を受けず、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、個性及び能力を十分に発揮する機会が保障され、対等な立場でともに協力し合い、責任を分かち合う社会をいう。
- (2) 市民 市内に住む者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは活動する者をいう。
- (3) 事業者等 市内において事業を行うもの及び非営利の活動、公共的活動その他の活動を行うものをいう。
- (4) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別と異なり、社会通念又は慣習の中にある男性像、女性像等社会によって作られた性別をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校等社会のあらゆる場で、性的な言動により、他の者を不快にさせ、又はその者の対応に対して更なる不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者(過去に配偶者その他親密な関係にあった者を含む。)による身体的暴力又は精神的、性的若しくは経済的に苦痛を与える行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。
- (2) 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。
- (4) 性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を実施しなければならない。

- 2 市は、男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策の立案及び決定に当たっては、男女平等社会の実現に配慮しなければならない。
- 3 市は、自らも事業者等であることを認識し、その労働環境において男女平等社会の実現に向けた取組を積極的に推進しなければならない。
- 4 市は、男女平等社会の実現に向けて、市民及び事業者等と協力して取り組まなければならない。

- 5 市は、男女平等社会の実現に向けて、国及び他の地方公共団体と協力して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その活動を行うに当たっては、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、労働環境の整備に当たっては、その労働者が性別にかかわらず、子育て、介護又は地域活動と、仕事とを両立できるよう努めなければならない。

- 3 事業者等は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(市民及び事業者等の協力)

第7条 市民及び事業者等は、互いに協力して男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止等)

第8条 何人も、あらゆる場において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別に起因する差別的行為又は取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、ドメスティック・バイオレンス、子どもに対する性的暴力その他性別に起因する暴力を行ってはならない。

- 3 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 4 何人も、ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条(定義)第2項に規定するストーカー行為をいう。)を行ってはならない。

- 5 何人も、外部に情報を提供するときは、前各項に規定する禁止行為及び取扱い並びにジェンダーによる固定的な役割分担を助長する表現を行わないよう配慮しなければならない。

第3章 基本的施策

(行動計画等)

第9条 市長は、この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等推進行動計画を策定しなければならない。

- 2 市長は、男女平等推進行動計画の策定及び変更に当たっては、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、男女平等推進行動計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、男女平等推進行動計画に基づく施策の実施状況について、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴いて年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第4章 具体的施策

(啓発活動及び教育による普及)

第11条 市は、男女平等社会の実現に関し、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場を通じて、市民及び事業者等の理解を深めるよう必要な措置を講じなければならない。

(雇用の分野における施策)

第12条 市は、雇用の分野における男女平等社会の実現に向けた取組を進めるため、事業者等に対する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、市と契約を締結した事業者等に対し、男女平等推進施策に関する広報及び調査への協力を求めることができる。

(生涯にわたる健康への支援)

第13条 市は、男女が対等な関係の下、妊娠、出産、更年期等に関して互いに理解し、尊重し合い、男女が生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止)

第14条 市は、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し、その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(委員構成)

第15条 市は、附属機関等の委員の構成に当たっては、男女の意見がともに会議に反映されるよう努めなければならない。

(調査研究)

第16条 市は、男女平等社会の実現のため、必要な調査研究を行わなければならない。

(財政上の措置等)

第17条 市は、男女平等社会の実現のため、財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

第5章 男女平等推進センター

(設置)

第18条 この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を実施し、市民及び事業者等による男女平等社会の実現に向けた取組を支援するため、国分寺市立男女平等推進センター(以下「男女平等推進センター」という。)を設置する。

(位置)

第19条 男女平等推進センターの位置は、次のとおりとする。

国分寺市光町一丁目46番地8

(愛称)

第20条 男女平等推進センターの愛称は、「ライツこくぶんじ」とする。

(事業)

第21条 男女平等推進センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 情報及び学習の機会の提供
- (2) 市民及び事業者等相互の交流の機会及び場の提供
- (3) 相談に関する事業
- (4) 図書及び資料の収集並びに提供に関する事業
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(管理及び運営)

第22条 この章に定めるもののほか、男女平等推進センターの管理及び運営に関する事項は、別に定める。

第6章 苦情等への対応

(施策への苦情又は改善提案の申出への対応)

第23条 市長は、市が実施する男女平等推進施策又は男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民からの苦情又は改善提案に対し、適切に対応しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、男女平等推進施策に係る重要事項と認めるときは、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会に諮問しなければならない。

(性別に起因する人権侵害に係る相談への対応)

第24条 市長は、性別に起因する人権侵害に係る相談については、関係機関、関係団体等と連携を図るとともに、相談した者に配慮した対応に努めなければならない。

第7章 男女平等推進委員会

(男女平等推進委員会の設置及び組織)

第25条 市の男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国分寺市男女平等推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するほか、当該事項について市長に建議することができる。

- (1) 男女平等推進施策に係る重要事項に関すること。
- (2) 男女平等推進行動計画の進ちょく状況に関すること。

3 委員会は、次に掲げる委員10人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表者 4人以内

- (2) 公募により選出された市民 3人以内
- (3) 識見を有する者 3人以内
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第26条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 5 委員会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例(平成11年条例第26号)第5条(会議の公開)ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。
- 6 委員会の庶務は、市民生活部文化と人権課において処理する。

(平成25年条例第42号・一部改正)

第8章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に存する国分寺市女性行動計画は、この条例第9条第1項の規定により策定された男女平等推進行動計画とみなす。

(国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止)

- 3 国分寺市男女平等推進委員会条例(平成3年条例第8号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際、現に旧条例第3条第2項の規定に基づき委嘱された委員については、この条例第25条第3項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定に基づき委嘱された期間を控除した期間とする。

(国分寺市立女性センター条例の一部改正)

5 国分寺市立女性センター条例(平成6年条例第24号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成25年条例第42号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

資料No.6 国分寺市男女平等推進協議会設置規程

平成10年8月24日
訓令第15号

(設置)

第1条 国分寺市における男女平等社会の実現のための施策(以下「男女平等推進施策」という。)を総合的に推進するため、国分寺市男女平等推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(平成19年訓令第25号・一部改正)

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女平等推進施策の総合調整
- (2) 男女平等推進行動計画の策定及び進行管理に関すること。
- (3) その他男女平等推進施策に関する重要事項

(平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正)

(組織)

第3条 推進協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 政策部長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 福祉保健部長
- (6) 子ども福祉部長
- (7) 教育部長

(平成14年訓令第5号・平成16年訓令第24号・平成18年訓令第36号・平成19年訓令第5号・平成23年訓令第22号・平成26年訓令第16号・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を置き、会長は副市長、副会長は市民生活部長をもって充てる。

2 会長は、推進協議会を代表し、推進協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平成16年訓令第24号・全改、平成18年訓令第36号・一部改正)

(推進協議会の会議)

第5条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(平成16年訓令第24号・一部改正)

(男女平等推進専門委員会)

第6条 推進協議会に男女平等推進専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

2 専門委員会は、第2条第2号及び第3号に規定する事項について調査検討し、その結果を会長に報告する。

(平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正)

(専門委員会の組織)

第7条 専門委員会は、次に掲げる部の職員14人以内をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 政策部 2人以内
- (2) 総務部 1人
- (3) 市民生活部 2人以内
- (4) 福祉保健部 3人以内
- (5) 子ども福祉部 2人以内
- (6) 教育部 4人以内

(平成19年訓令第27号・全改，平成21年訓令第24号・一部改正)

(専門委員会の委員長及び副委員長)

第8条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、会長が指名する。

2 委員長は、専門委員会を代表し、専門委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平成16年訓令第24号・一部改正)

(専門委員会の会議)

第9条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(平成16年訓令第24号・一部改正)

(任期)

第10条 専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成19年訓令第25号・追加)

(意見の聴取等)

第11条 推進協議会及び専門委員会(以下「推進協議会等」という。)は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員及び専門委員(以下「委員等」という。)以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員等以外の者から資料の提出を求めることができる。

(平成16年訓令第24号・追加，平成19年訓令第25号・旧第14条繰上・一部改正)

(庶務)

第12条 推進協議会等の庶務は、市民生活部文化と人権課において処理する。

(平成14年訓令第5号・一部改正，平成16年訓令第24号・旧第10条繰下・一部改正，平成19年訓令第25号・旧第15条繰上，平成26年訓令第16号・一部改正)

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか推進協議会等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(平成16年訓令第24号・旧第11条繰下・一部改正，平成19年訓令第25号・旧第16条繰上)

附 則

この訓令は、平成10年9月1日から施行する。

[以下略]

